

## 第1章 はじめに

### 1-1 計画策定の趣旨

社会環境の変化の中、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進み、意識の変化や様々な生活状況により、健全な食生活を実践することが難しくなっています。また、古くから育まれてきた伝統的な食文化などへの意識が薄れてきているのではと問題になっています。

現在の食に関する社会の現状をかんがみ、平成17年7月「食育基本法」の施行及び同18年3月「食育推進基本計画」の策定を受け、本市では平成18年12月に「佐世保市食育推進計画」、平成23年12月には「第2次佐世保市食育推進計画」を策定し、「『食』から始まる豊かなくらし、食育実践都市‘させぼ’」を基本理念として食育の推進に努めてきました。そして基本理念の実現のため、すべてのライフステージに応じた食育などを推進し、それぞれの家庭、教育及び保育機関、地域などで食育における取組が着実に進められてきました。

しかし、最近ではエネルギーや食塩等の過剰摂取、野菜の摂取不足等による栄養の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れから起こる肥満や生活習慣病は引き続き課題であり、さらに若い女性のやせ、高齢者の低栄養等の健康面での問題も指摘されています。食に関する情報が溢れる中で、生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、市民一人ひとりが各々のライフスタイルに合った正しい情報を適切に選択し、食育を継続して実践していく必要があります。

食は命の源です。私たちが生きていくために食は欠かせません。また、健全な食生活を実践し、おいしく食べる事は、生きる楽しみや喜びを与え、健康で心豊かな日々を実現させてくれます。

今後も引き続き、さまざまな関係機関や団体との連携のもと情報の共有を図り、適切な情報を提供することで、市民一人ひとりが生活習慣病などを予防し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らせるために、より効果的に食育を推進することが重要です。そのためには、食育の担い手（ボランティアなど）の育成及び活躍の機会の提供を図りながら、誰もが食の先導者となれるよう、食に関する指針の普及などをはかり、食育の推進における裾野を広げることがより一層求められます。

本市では、このような現状を踏まえ、これまでの推進計画（平成18年度から平成27年度）の内容を引き継ぎながら、本市の特性を生かした食育を市民とともに総合的かつ計画的に推進する、「第3次佐世保市食育推進計画」を策定します。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

また、本市の食育に関する基本的な事項について定めるものであり、第6次佐世保市総合計画の基本目標の一つである「健康で安心して暮らせる福祉のまち」を具体的に推進していくためのものでもあります。

そのほか、本市における関連計画などとの整合性を保ちながら、事業の推進を図るものです。

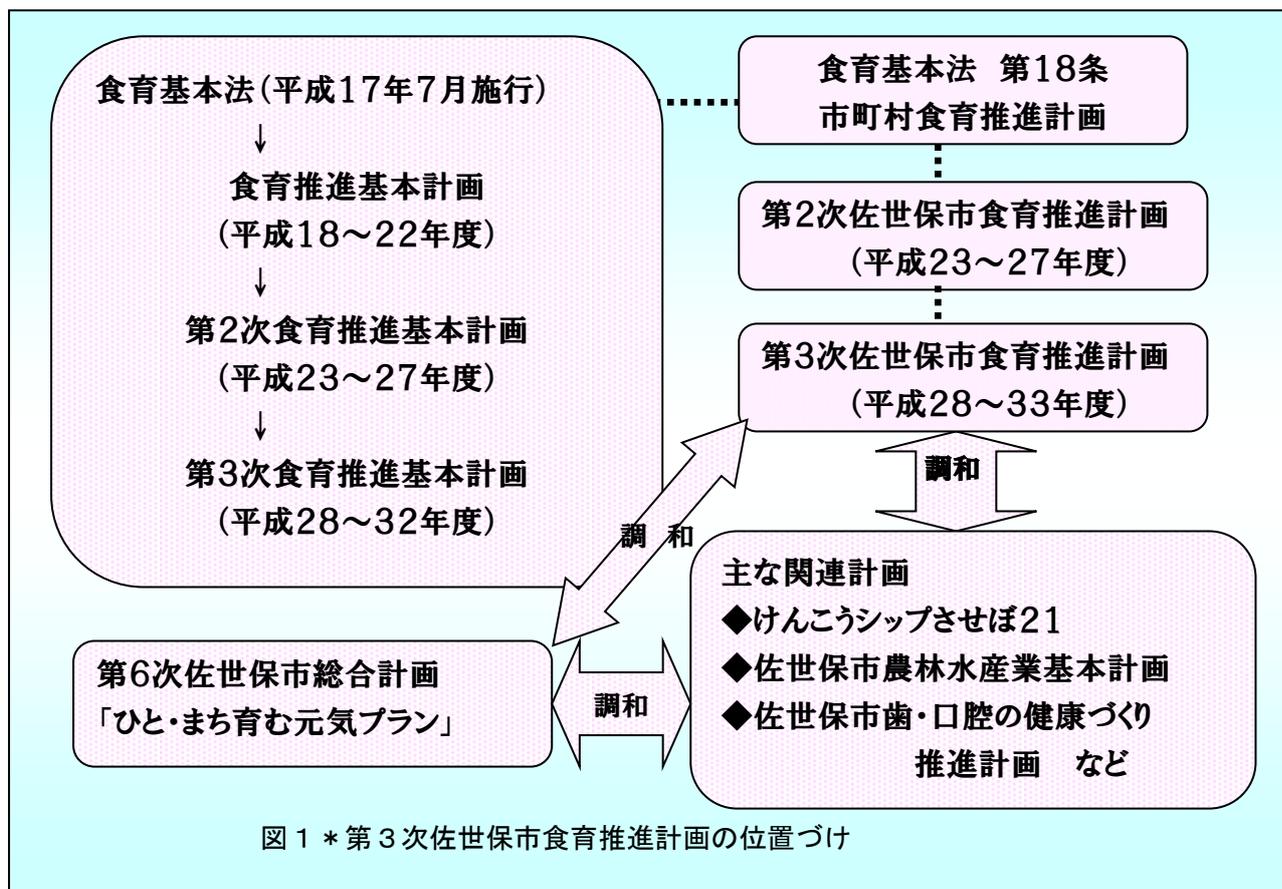


図1 \* 第3次佐世保市食育推進計画の位置づけ

## 1-3 計画の期間と見直し

本計画の期間は、平成28年度から平成33年度の6年間です。6年後の計画達成を目標として、取組を推進していきます。

なお、本計画の推進にあたっては、社会情勢や計画の進捗状況などを踏まえて必要に応じて見直します。

## 第2章 佐世保市の食育の現状と課題

### 2-1 第2次計画の主な取組状況

#### 第2次計画の概要

第2次計画では、国の基本方針をもとに地域性を踏まえ、「『食』から始まる豊かなくらし、食育実践都市‘させぼ’」を基本理念とし、本市の食育の展開を示した食育の基本方針を7項目設定、3つの重点課題、「さ<sup>1</sup>・せ<sup>2</sup>・ぼ<sup>3\*</sup>」を踏まえて、食育を展開してきました。

【計画期間】 平成23年度～平成27年度

【基本理念】 『食』から始まる豊かなくらし、食育実践都市‘させぼ’

共食などをおして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人ひとりが、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かなくらしを送ることを目指します。

- 【基本方針】
- 1 市民の心身の健康増進と豊かな人間形成
  - 2 保護者、教育関係者などによる子どもの食育推進
  - 3 食育推進運動の展開
  - 4 食に関する感謝の念と理解
  - 5 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
  - 6 伝統的な食文化、自然や環境と調和した生産などへの配慮と農林漁業の活性化
  - 7 食品の安全性の確保などにおける食育の推進
- 【重点課題】
- 1 さまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化
  - 2 生活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進
  - 3 ボランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加

#### 第2次計画での行政の取組

##### 1 第2次計画で実施した食育推進に関する取組の事業実績

全事業数	実施事業数	目標達成事業数	目標値設定項目達成率
83	71	45	63.38%

各担当課でより良い事業の実施を行うため毎年検討・評価を実施し次年度へ繋げています。

## 2 第2次計画において設定した重点課題に対する主な事業

### (1) さまざまな関係機関や団体との食育ネットワークの強化

健康や栄養及び食品の安全性等、食に関する適切な知識や技術の情報共有を目的として、

様々な関係機関及び団体と行政などが食育についてネットワークを広げるための取組を行いました。

事業名	対象者	実施回数
食育実践者ネットワーク会議	給食施設の食関係従事者	6回(H25年度より2回/年開催)
議題内容	会議後参加者へ情報共有したもの	
①非常食	①各施設での非常食・備蓄食の取組状況	
②食形態の共有化	②各施設での食形態に関する提供状況(食形態測定希望施設同士のみ)	
③野菜レシピ	③野菜レシピ(レシピ提供施設のみ)	
④食物アレルギー		

### (2) 生活習慣病予防及び改善につながるための食育の推進

生涯にわたって健康的な食生活を送ることは、生活習慣病の予防及び改善につながるため、すべてのライフステージにおいて、望ましい食生活や運動によって、健やかな生活習慣を実践して行けるよう、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、食育の取組を推進しました。※詳細な事業は第5章を参照

### (3) ボランティアや管理栄養士などの育成及び活躍の機会の増加

家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、食育をより身近にとらえるための体験活動や、専門的な支援を継続して行うために、食育の担い手の育成及び資質の向上や活躍の機会の増加に努めることで地域に密着した食育の取組を推進しました。

事業名	対象者	実施回数	研修会内容
食育実践者研修会	給食施設の食関係従事者	8回(H24年度より2回/年開催)	①「地域が連携するための食環境づくり」 ②「地域の食育をみんなで支え行動するために必要なこと」 ③「大分WASHOKU運動」 ④「『口から食べる』とは～栄養士に求める支援～」 ⑤「だしは牛乳・おいしく減塩 乳和食 健康寿命100歳を目指して！」 ⑥必ず役立つ震災食のテクニク ⑦成果の見える食育を目指して

食生活改善推進員養成講座	市内在住で食と健康に関心がある市民	1~2 地区/年	日本食生活協会において定められている食生活改善推進員養成カリキュラムに基づいて計画した健康的な食生活についての講話、調理実習、運動実習、講会を実施
食生活改善推進員研修会	食生活改善推進員	6 回/年 × 9 地区	食生活改善推進員へ委託する内容（地区伝達講習会）や健康、食育に関する講演会等
乳幼児食育アドバイザー講座	食に関心があり研修会に 5 回参加可能な方	必要時	食の大切さ・食物アレルギー・実習等（管理栄養士） 親子の心理について（臨床心理士） 歯と口腔について（歯科衛生士）

## 第2次計画の基本目標達成状況

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 1. 目標値を達成した推進項目                      | 7項目  |
| 2. 目標値には達成していないが平成22年度の現状値から改善している項目 | 14項目 |
| 3. 目標値を達成できず平成22年度の現状値より悪化している項目     | 9項目  |

第2次佐世保市食育推進計画【H23～27】目標値及び実績値						
基本目標	推進項目	担当課【第2次佐世保市食育推進計画実施プラン参照】	第2次策定時アンケート結果【H22】	第2次策定時目標値【H27】	調査結果【H27】	※
1 「食育」の関心について	「食育」を(意味も含めて)知っている人の割合の増加	全課	48.7%	90%	53.7%	△
	「食育」の取組を行っている人の増加	全課	20.3%	60%	32.0%	△
2 朝食の欠食について(欠食する市民の割合の減少)	未就学児	子ども保健課・子ども育成課・幼児教育センター・健康づくり課・人権男女共同参画課	0.2%	0%	0.1%	△
	小学2年生		0.8%	0%	2.2%	×
	小学5年生	教育委員会・健康づくり課・人権男女共同参画課	0.4%	0%	1.7%	×
	中学2年生		2.0%	0%	1.8%	△
	成人	健康づくり課・医療保険課・長寿社会課・人権男女共同参画課・社会教育課	4.9%	2%	5.3%	×
3 学校給食について	地産産物を使用する割合の増加(重量比)	教育委員会	佐世保産品 48.3% (H21)	55%	54.1%	△
4 「食事バランスガイド」・「食育ガイド」による栄養バランスに配慮した食生活について	知っている市民の割合の増加(両方・どちらか一方を知っている)	子ども保健課・幼児教育センター・医療保険課・健康づくり課・長寿社会課	55.9%	80%	38.1%	×
	参考にした食生活を送っている市民の割合	子ども保健課・幼児教育センター・医療保険課・健康づくり課・長寿社会課	23.4%	60%	19.3%	×
5 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)について	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のための適切な食事や運動などを継続的に実践している市民の割合の増加(健康づくりに取り組む市民の割合)	医療保険課・健康づくり課	65.2%	72%	65.4%	△
6 食育の推進にかかわるボランティアについて	食育に関わるボランティアやイベントに参加した市民の割合の増加	幼児教育センター・健康づくり課・公民館政策課	4.0%	現状値の20%以上の増加	3.7%	×
7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合の増加	賞味期限・消費期限を確認する市民の割合の増加	幼児教育センター・健康づくり課・生活衛生課・食肉衛生検査所・農業畜産課・公民館政策課	70.8%	80%	66.7%	×
	原材料名を確認する市民の割合の増加	幼児教育センター・健康づくり課・生活衛生課・食肉衛生検査所・公民館政策課	31.3%	60%	40.8%	△
8 8020運動の推進について	むし歯のない児童の割合の増加(小学6年生)	教育委員会	58.8%(H21)	73%	70.9%	◎
	むし歯のない生徒の割合の増加(中学3年生)	教育委員会	48.2%(H21)	67%	57.9%	◎
	歯科健診を定期的に受診する市民の割合の増加(成人)	医療保険課・健康づくり課	28.4%	32%	42.1%	◎
9 嗜ミング30の推進について(よく噛んで味わって食べるなど食べ方に関心のある市民の割合の増加)	未就学児	子ども保健課・幼児教育センター	59.6%	70%	73.0%	◎
	小学2年生	教育委員会	81.0%	90%	83.1%	△
	小学5年生	教育委員会	71.8%	80%	72.4%	△
	中学2年生	教育委員会	50.0%	60%	51.0%	△
	成人	医療保険課・健康づくり課	60.2%	70%	66.5%	△
10 健康診断について	定期的に健康診断を受診する市民の割合の増加	医療保険課・健康づくり課	60.6%	80%	62.8%	△
11 地産地消の推進について	主要直売所売上額	水産課・卸売市場・農業畜産課・観光物産振興局・健康づくり課	6.4億円(H21)	6.4億円	5.9億円	×
12 市街地と農山漁村の交流促進について	農林業体験利用者数の増加	農業畜産課・観光物産振興局・健康づくり課・(水産課)	935人(H21)	1,800人	4,370人(H26)	△
	漁業体験者数の増加		5,636人(H21)	8,000人	1,623人(H25)	×
13 家族そろっての食事の機会の向上について	1週間のうち家族そろって食事をする日数が3日以上ある市民の割合の増加	子ども保健課・子ども育成課・教育委員会・健康づくり課・医療保険課・長寿社会課	74.9%	90%	79.1%	△
14 食文化の継承について(正しいほしの持ち方ができる子どもの増加)	小学2年生	教育委員会・健康づくり課	31.6%	60%	66.5%	◎
	小学5年生		47.7%	70%	71.1%	◎
	中学2年生		52.0%	80%	80.0%	◎
※◎目標値を達成したもの △前回の調査結果より改善したが目標値を達成していないもの ×前回の調査結果よりも改善しなかったもの						
※・3.11.12 * 佐世保市農林水産業基本計画 5 * 佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査 8 * 佐世保市歯・口腔の基本計画						

## 2-2 佐世保市のアンケート結果による現状と課題

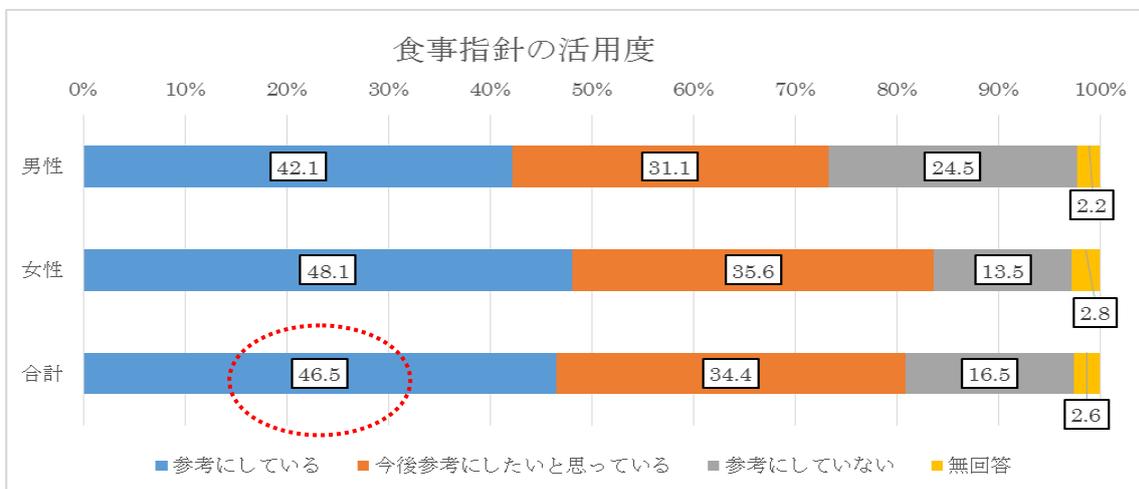
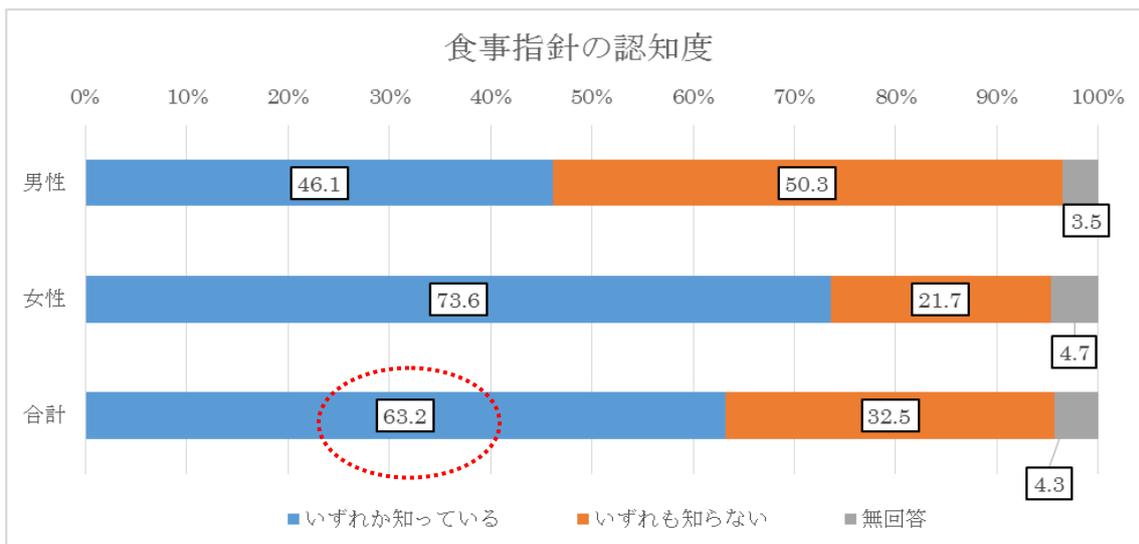
### 1 食事指針の認識および活用状況

今回の調査では、「食事バランスガイド」や「食生活指針」に加えて、食事指針として現在活用されていると思われる「6つの基礎食品群」「3色分類」「食育ガイド」のうち1つ以上知っている人の割合及びこれらの食事指針等を参考にした食生活を送っている人の割合を調査しました。

いずれも男性より女性の方が食事指針等を知っている割合が高い結果となりました。そして年代が高くなるにつれて食事指針等を参考にしていない割合が高い傾向となりました。

他のアンケート項目との相互関係を見ると、食事指針等を知っている人・食事指針等を参考にした食生活を送っている人の方が、食事指針等を知らない人・参考にした食生活を送っていない人より、野菜摂取目標量の認知度や夕食後の間食の頻度、朝食の摂取頻度等により良い結果を与えていました。

食事に関する指針の普及が、より良い食生活の改善に繋がると考えられました。

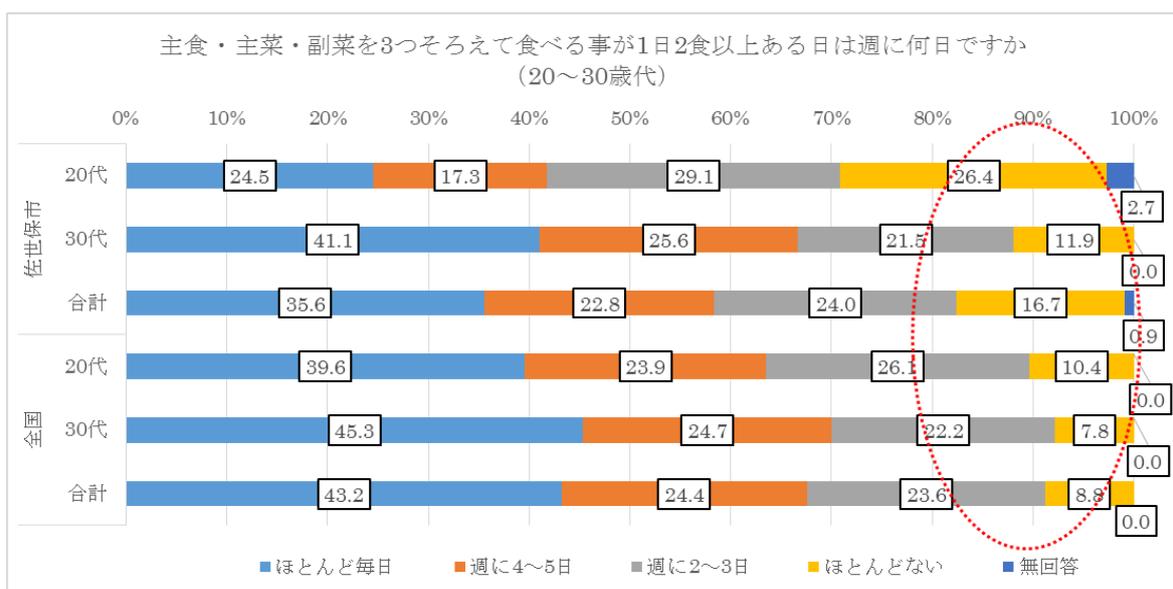
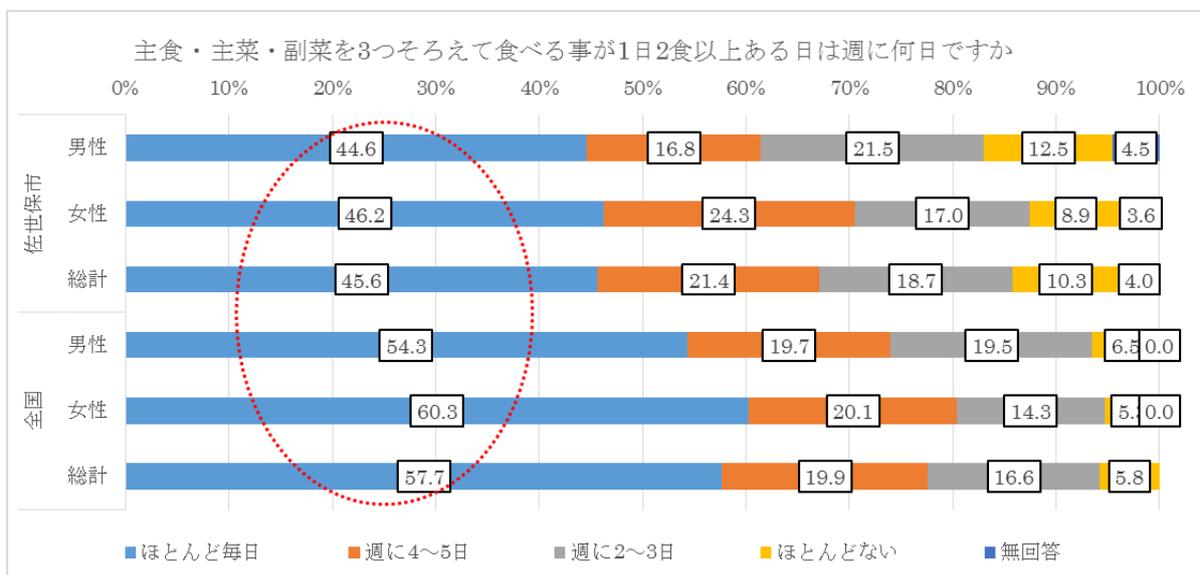


## 2 栄養バランス

主食・主菜・副菜をそろえて食べる事が毎日2食以上ある人の割合は、全国の結果より、男性では9.7%、女性では14.1%低い結果となりました。

特に20～30歳代を全国と比較すると、「ほとんどない」人の割合は20代が全国よりも16%も高く、30歳代も4.1%高い結果となり、全国と比較したグラフの中で、栄養バランスを整えて食べる頻度が、佐世保市は全国と比較して最も改善していかなければいけない結果となりました。

佐世保市のアンケート結果で、他のアンケート項目との相互関係を見ると、朝食を毎日食べている人や野菜摂取目標量を「知っている」と答えた人の方が、栄養バランスを整えて食べている頻度が他の群より高い傾向にありました。



### 3 野菜摂取

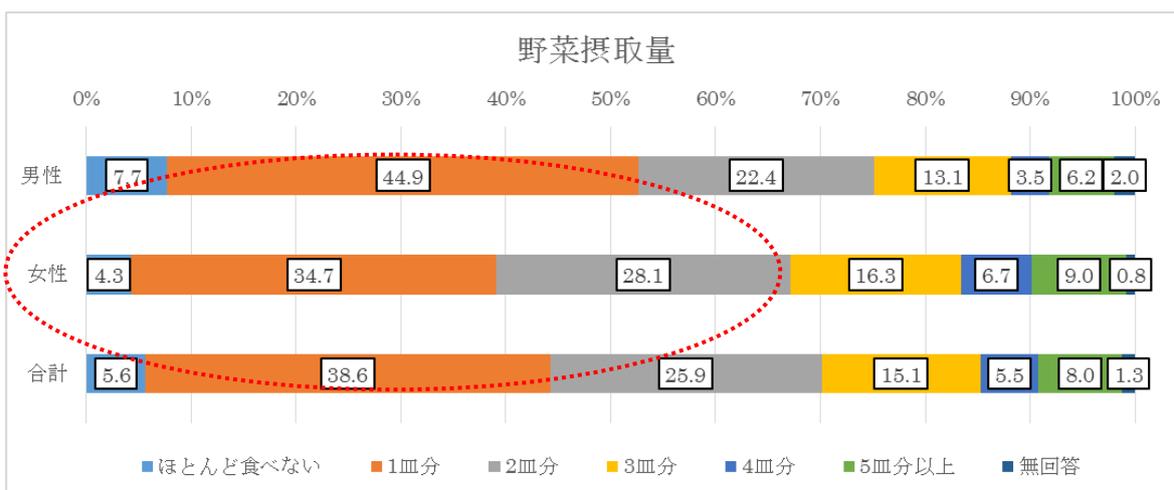
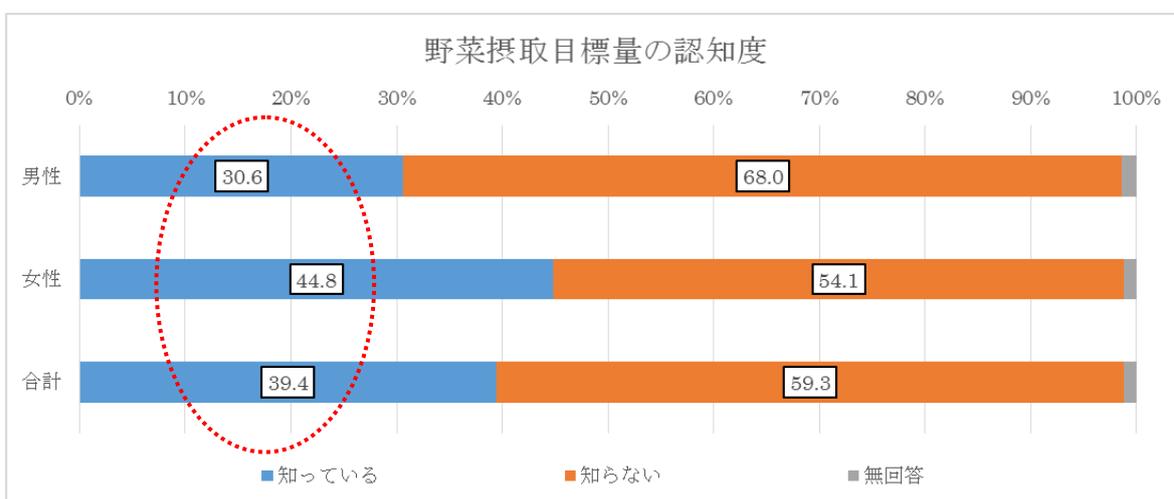
野菜摂取目標量について、「知っている」と答えた人の割合は、70歳代が最も高く、10歳代が最も低い結果となりました。

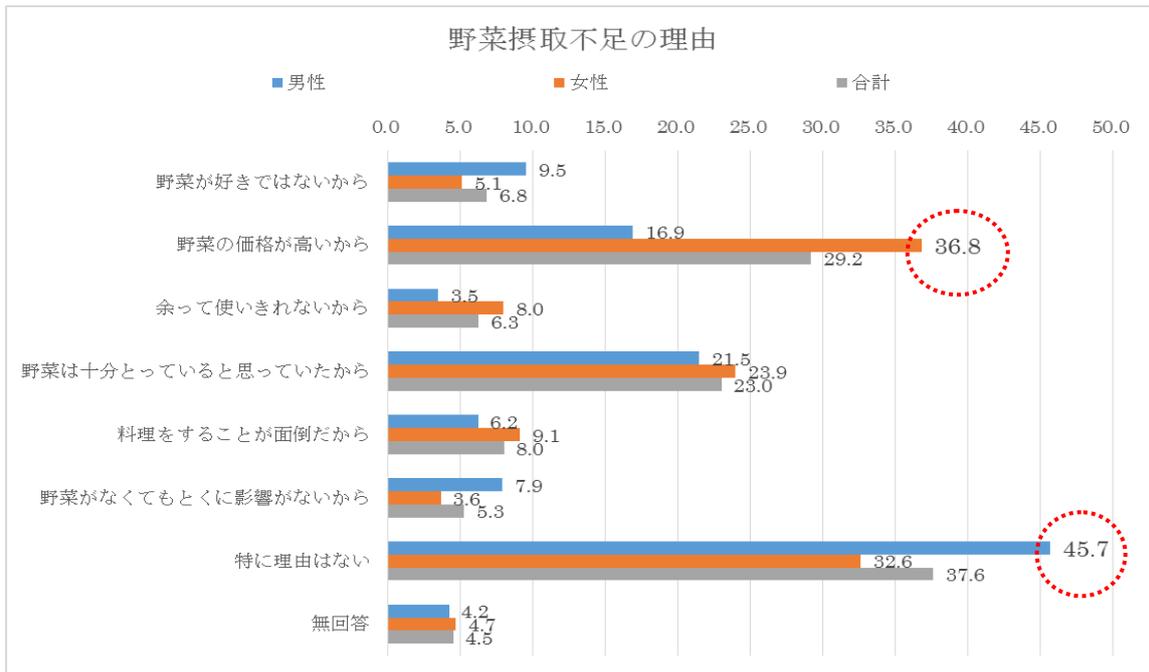
野菜の摂取量について、年代別で見ると野菜摂取目標量の認知度と同じ結果となりました。体格別でみると、肥満の方が、摂取量が最も低い結果となりました。

野菜摂取量が少ない理由は、男性が「特に理由はない」、女性は「野菜の価格が高いから」の回答がそれぞれ最も高い結果となりました。

他のアンケート項目との相互関係を見ると、野菜摂取量が少ない人は野菜摂取目標量「知らない」と答えた人の割合が高い傾向となりました。

特に若い世代への野菜摂取目標量などの情報伝達・普及啓発が大切であり、取組が求められます。



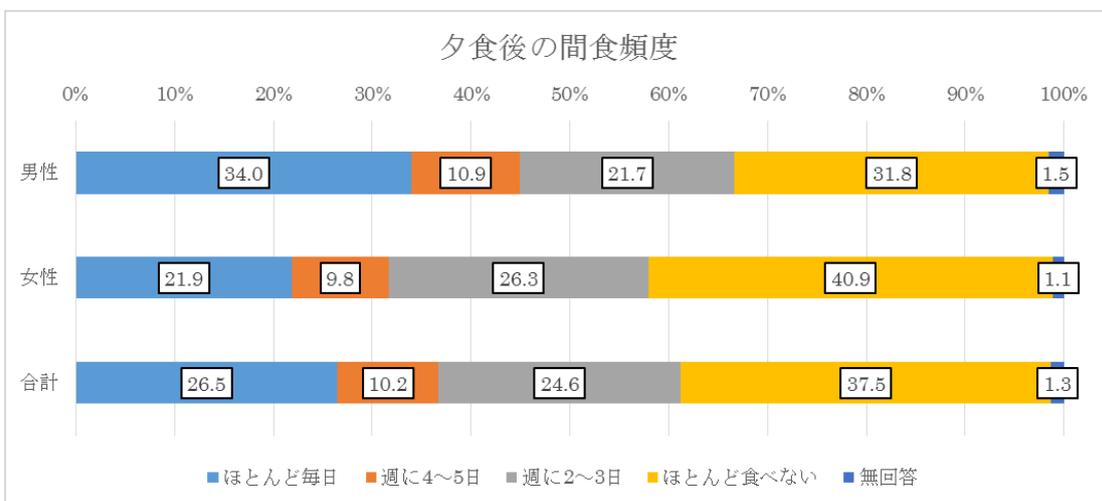


#### 4 夕食後の間食頻度

夕食後の間食頻度を「ほとんど毎日」と答えた人の割合は、女性よりも男性の方が高い結果となりました。また、職業別では「会社・団体役員」、体格別でみると「肥満男性」が高い結果となりました。

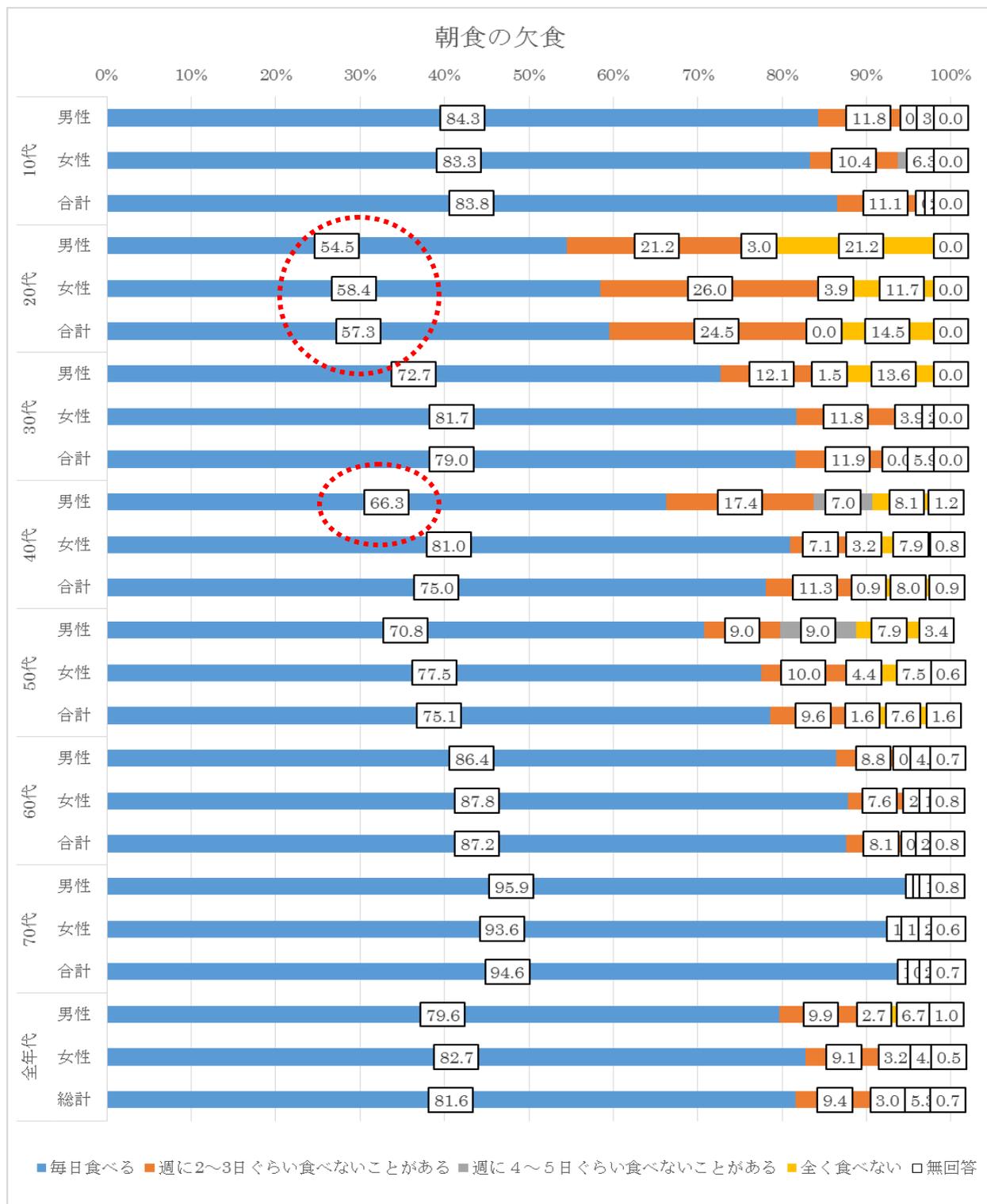
他のアンケート項目との相互関係を見ると、「食事指針等知らない人や参考にしていない人」、「朝食を全く食べない人」、「野菜をほとんど食べない人」、「主食・主菜・副菜をそろえてほとんど食べない人」は、夕食後の間食頻度を「ほとんど毎日」と答えた割合が高い結果となりました。

夕食後の間食頻度が高い人ほど生活習慣病予防のための食事の取り方を意識していない人の割合が高い結果となりました。

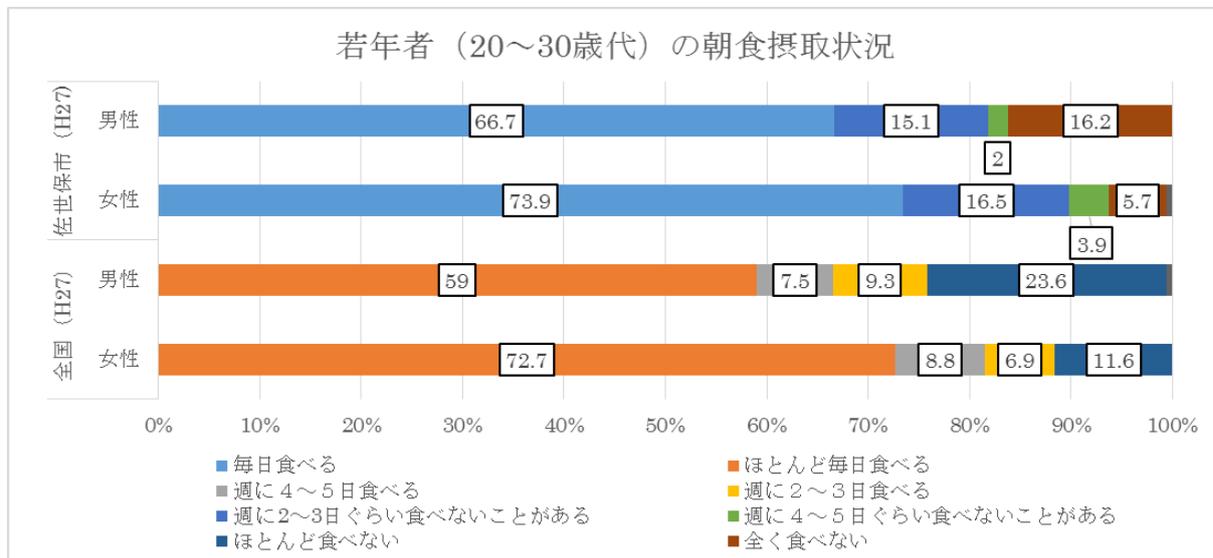


## 5 朝食の摂取状況

佐世保市の朝食の摂取頻度を年代別にみると、20歳代男女及び40歳代男性では、朝食を「毎日食べる」と答えた人の割合が他の年代と比べて低い結果となりました。

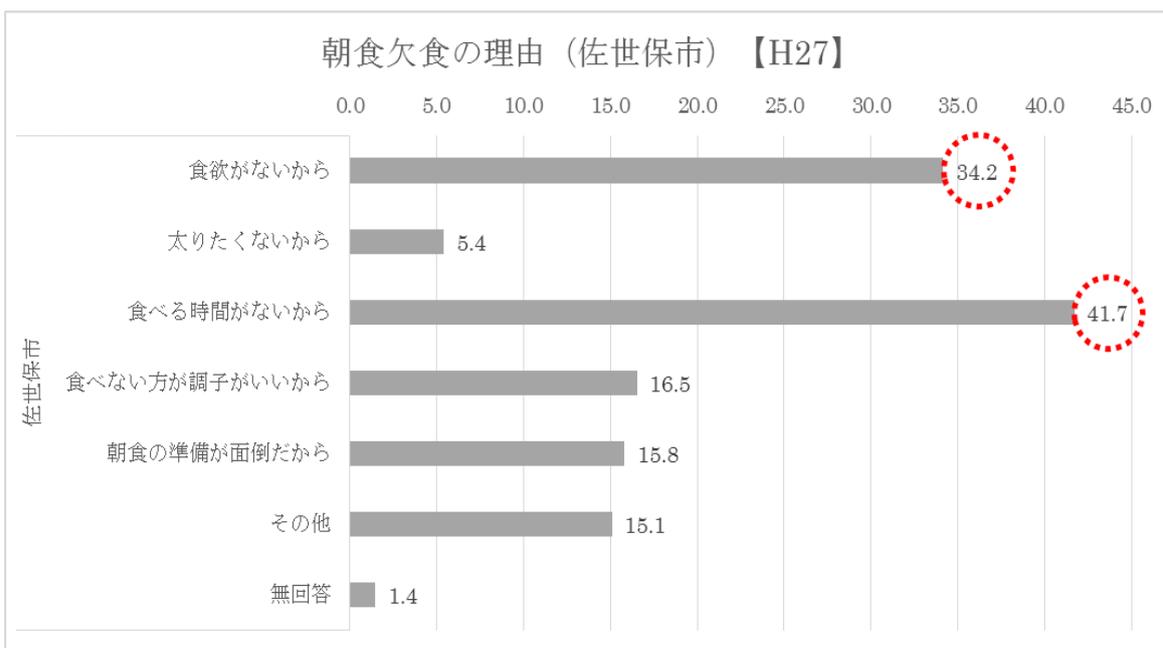


朝食摂取状況について、特に20～30歳代の若い年代を全国と比較すると、男性も女性も、朝食の摂取状況は比較的良好な結果となりましたが、約3割の人は朝食を欠食している状況にあります。



佐世保市の朝食の欠食理由では、「食べる時間がないから」「食欲がないから」の意見が多い結果となりました。

今後、家庭、教育及び保育機関、地域社会などで「早寝・早起き・朝ごはん」など、健全な食生活・生活リズムを身につけられる望ましい食習慣への取組が求められます。

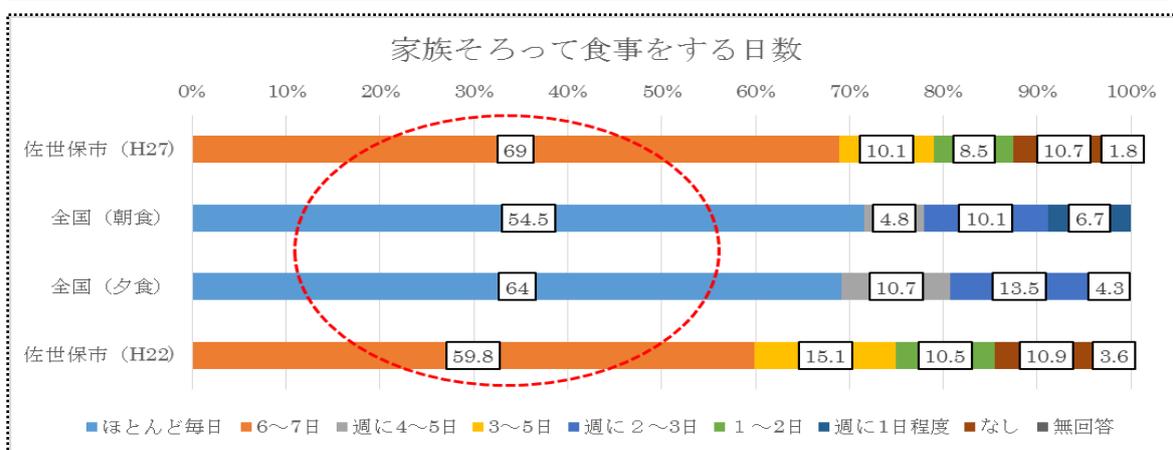


## 6 共食の機会の状況（家族そろっての食事）

佐世保市の家族そろって食事をする日数は、全国と比べると日数としては多い結果となりました。性別・年代で比較すると、20代男性で共食の日がちが少ない傾向にあります。また、20～40代の男性は共食の頻度が「毎日」と答えた人が他の年代に比べて少ない結果となりました。

他のアンケート項目との相互関係を見ると、共食の日数が多い人ほど、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べる事が1日に2食以上ある日ちが多い傾向にあります。

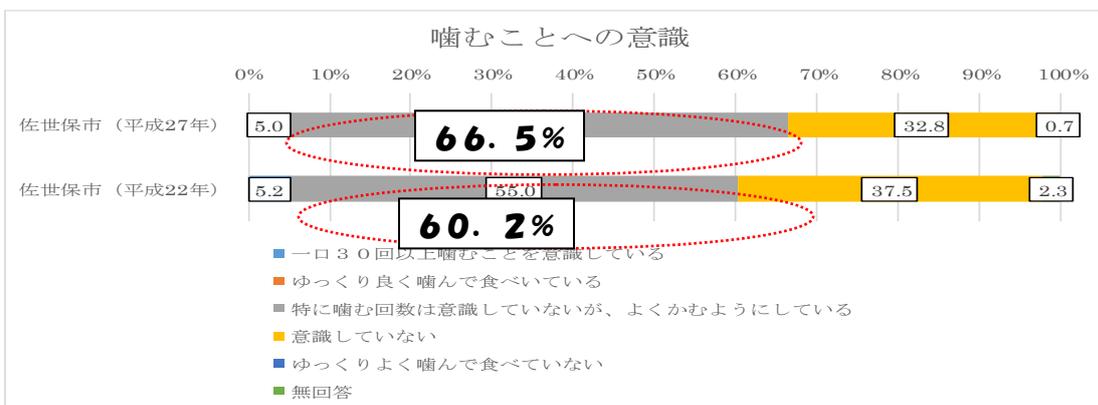
家族そろっての食事は食事のマナーなどを含めた望ましい食生活について習得できるだけでなく、バランスが整った食事を取る機会につながる結果となりました。



## 7 噛むことへの意識

第2次計画目標値（「よく噛んで味わって食べるなど食べ方に関心のある市民の割合」70%）は「一口30回以上噛むことを意識している」、「特に噛む回数は意識していないがよく噛むようにしている」の合計値としており、今回の調査結果では66.5%で、前回調査60.2%より増加はしましたが、目標値70%には至りませんでした。

市民一人ひとりが生涯にわたって健康的な食生活を送るために、「食べ物」を美味しく味わうことは重要です。「食べ物」の入り口である、歯と口の健康維持に努め、家庭、教育及び保育機関、地域社会の場で食育の取組が求められます。

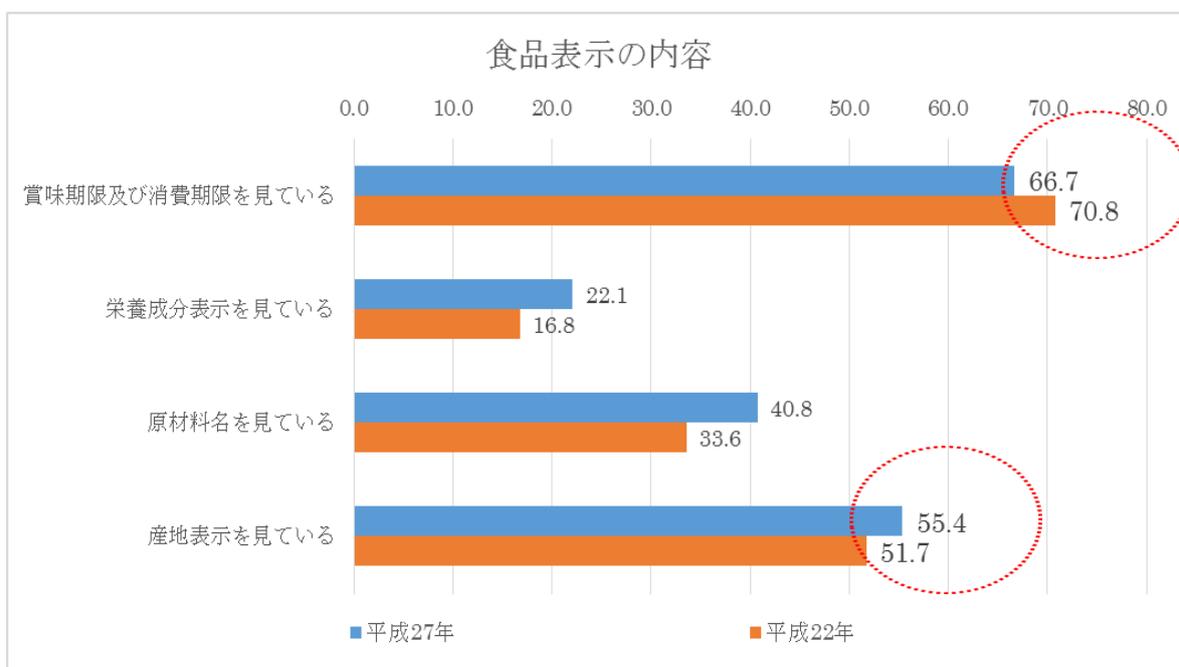
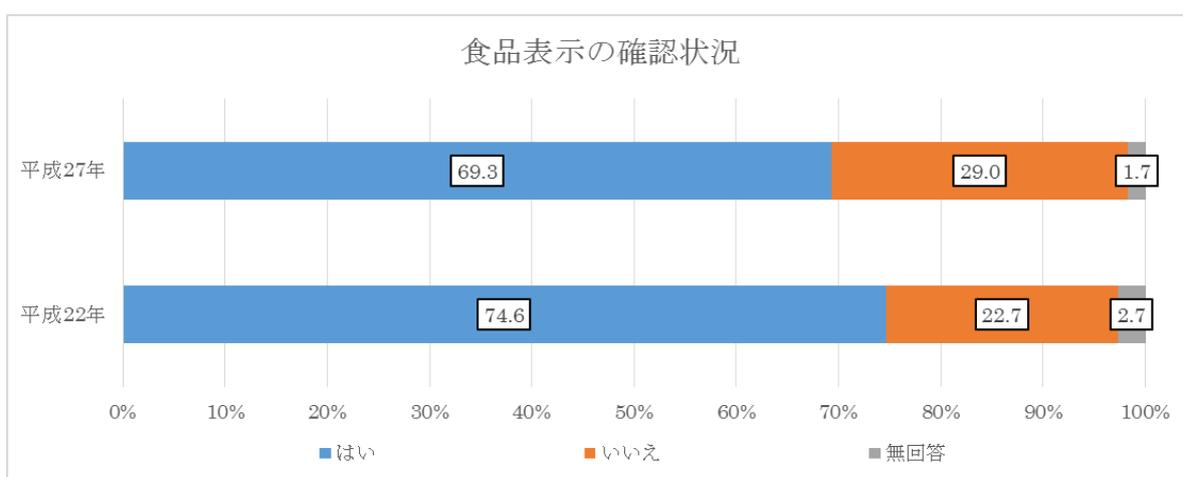


## 8 食品表示について

食品購入の際、食品表示を見ている市民は前回調査より増加しました。

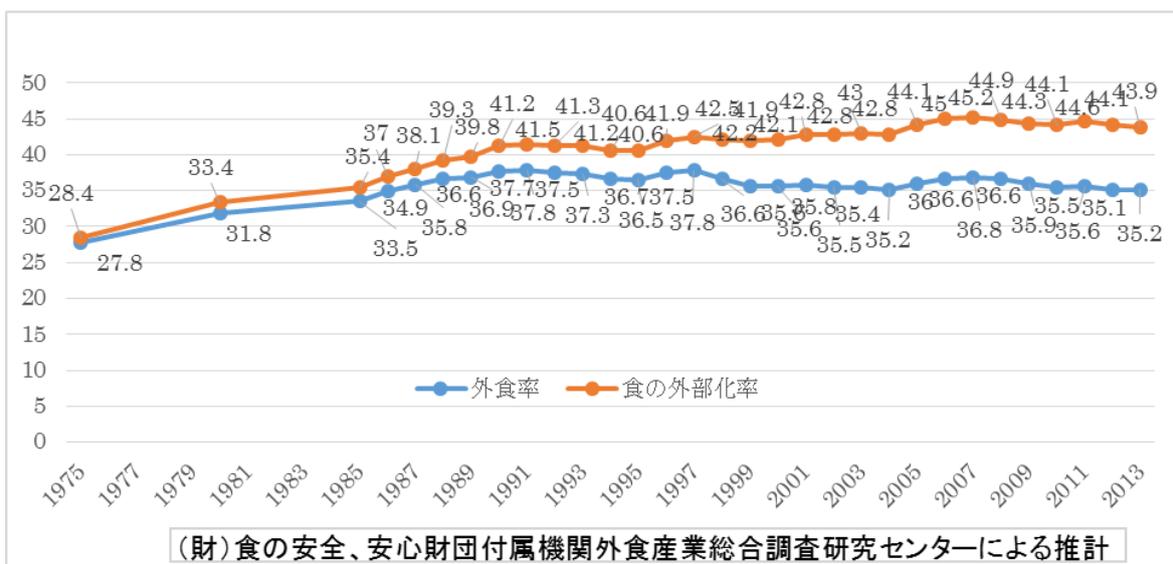
前回調査と比較すると、「賞味・消費期限」を確認する人の割合は減少し、「原材料名」を確認する人の割合は増加しました。2項目とも第2次計画目標値（賞味期限・消費期限を確認する市民の割合の増加80%、原材料名を確認する市民の割合の増加60%）を達成することはできませんでした。

平成27年度より栄養成分表示の義務化がはじまりました。市民が食品表示に関する適切な正しい情報を理解し、日々の生活の中で活用していくことが大切です。



## 9 中食・外食の摂取について

核家族化や単身世帯、高齢化などの社会環境の変化やライフスタイルの多様化により、中食や外食などの消費が伸び、「食の簡便化や外部化」が進んでいます。このような現状の中、食育の推進のためには消費者の多様なライフスタイルを踏まえたきめ細やかな対応が求められています。

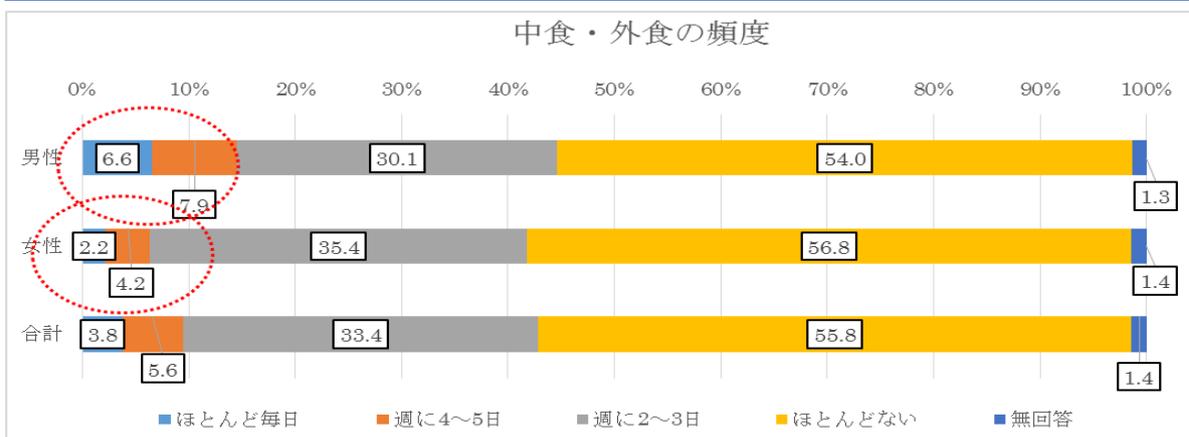


**外食率**\*食料消費支出に占める外食の割合

**食の外部化率**\*外食率に総菜・調理食品の支出割合を加えたもの

佐世保市では外食や中食などを週に4～5日利用する市民は、男性14.5%、女性6.4%でした。週に4～5日以上利用する割合を年代別で比較すると、20代男性27.3%、40代男性29.1%、職業別で比較すると、「会社・団体役員」が18.1%で最も高い結果となりました。

社会環境の変化に伴い、男女共同参画の促進や男性の生活・自活能力を高めることで、市民一人ひとりが生涯にわたって健康的な食生活を送る為に、適切な食の選択に努めることがより一層求められます。



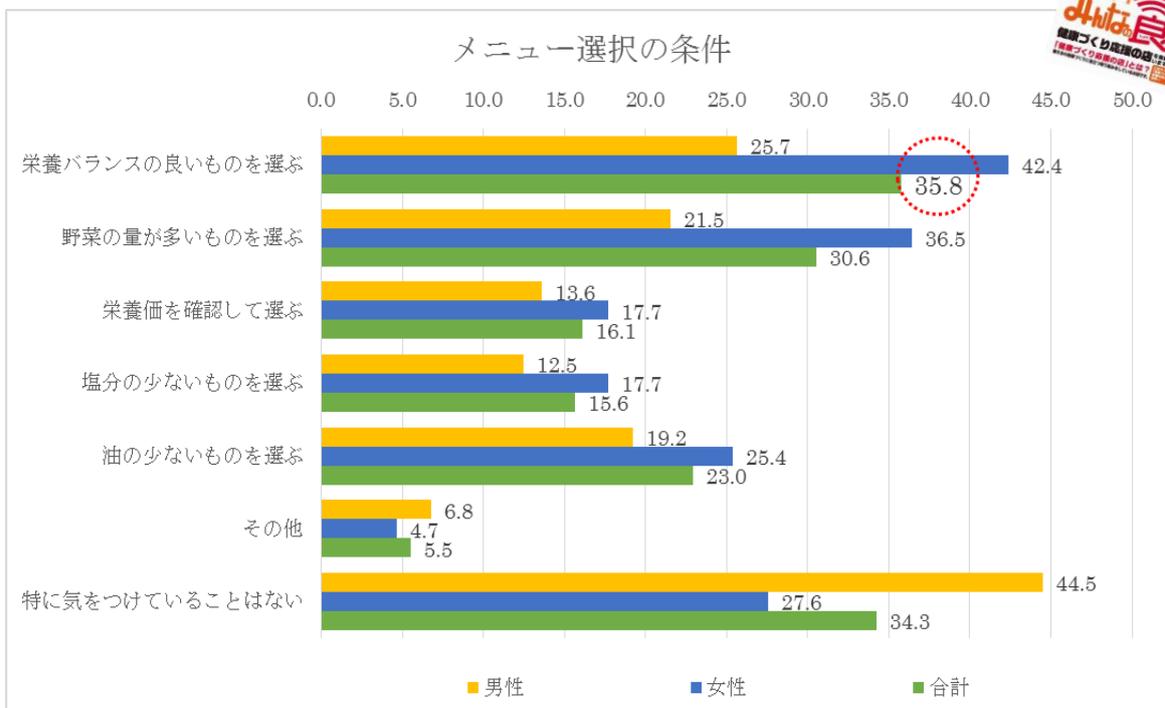
国が消費者を対象に行った調査によると、月に1回以上の頻度で中食を利用する割合は単身世帯、2人以上の世帯ともに「時間がない」「普段自分が作れないものが食べられる」等の割合が高くなっています。

特に単身世帯では2人以上の世帯に比べ、「調理・片付けが面倒」、「自分で食事を作るより安い」も割合が高くなっています。「家計調査」においても、2人以上の世帯に比べ、弁当、おにぎり、サラダ等の支出金額が多く、極力手間がかからず経済的な食事として中食を利用している実態が伺えます。

佐世保市のアンケート結果で、外食等でのメニュー選択の条件は、「栄養バランスの良いものを選ぶ」が最も高い回答率で35.8%でした。

年代別で見ると、「特に気をつけていることはない」と答えた人の割合は10～30代の肥満の男性で高い結果となりました。肥満の女性は「やせ」「ふつう」の女性と比べて気をつけている割合が高い結果となりました。

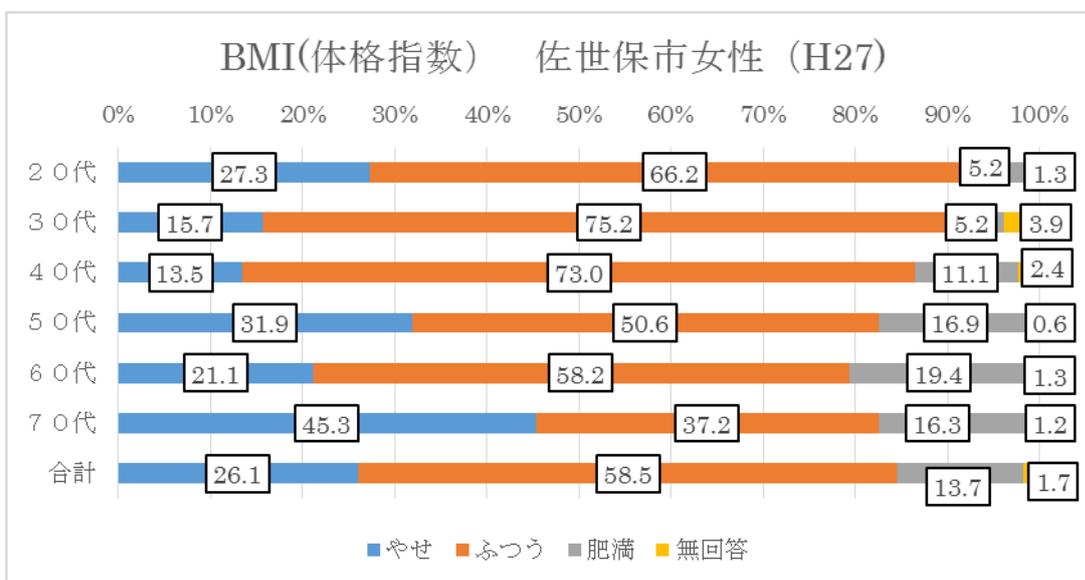
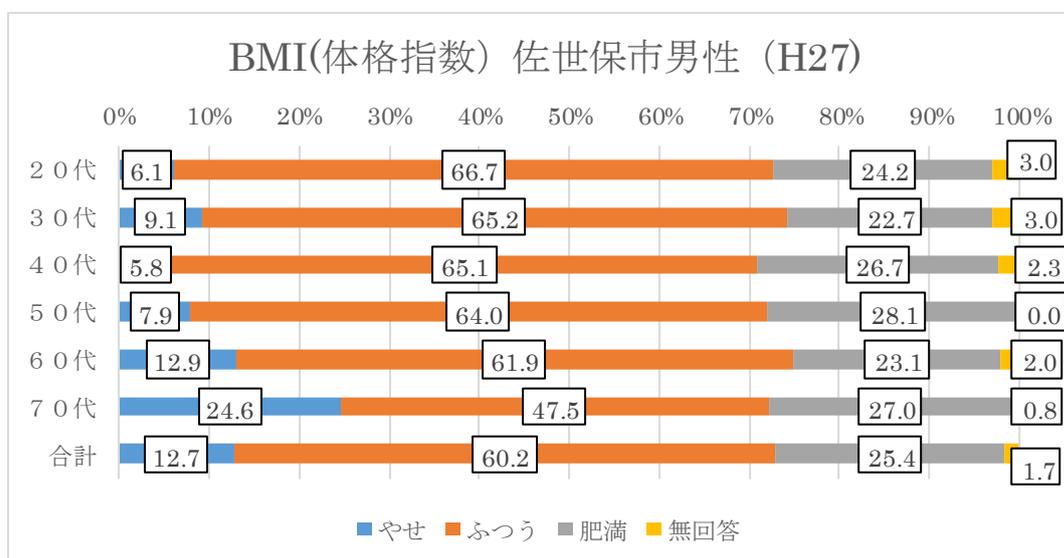
一人ひとりの適切な食の選択の実践のために、望ましい食や健康に関する情報提供に努め、食品関連事業者等と連携した環境整備の取組が求められます。



## 10 BMI（体格指数）

平成24年国民・健康栄養調査の結果では、BMI（体格指数）に関して全国の平均値は、男性（20～69歳）23.6、女性（40～69歳）22.5に対して、長崎県は男性24.4、女性23.6という結果でした。値が高い順に都道府県でランキングを示されており、男性は1位、女性は2位という結果で、長崎県民は男性も女性もBMI（体格指数）が高い結果となりました。

今回の佐世保市民の食育に関するアンケート調査結果では、BMIによるやせ・標準・肥満の割合は男性12.7%・60.2%・25.4%、女性は26.1%・58.5%・13.7%の結果となりました。



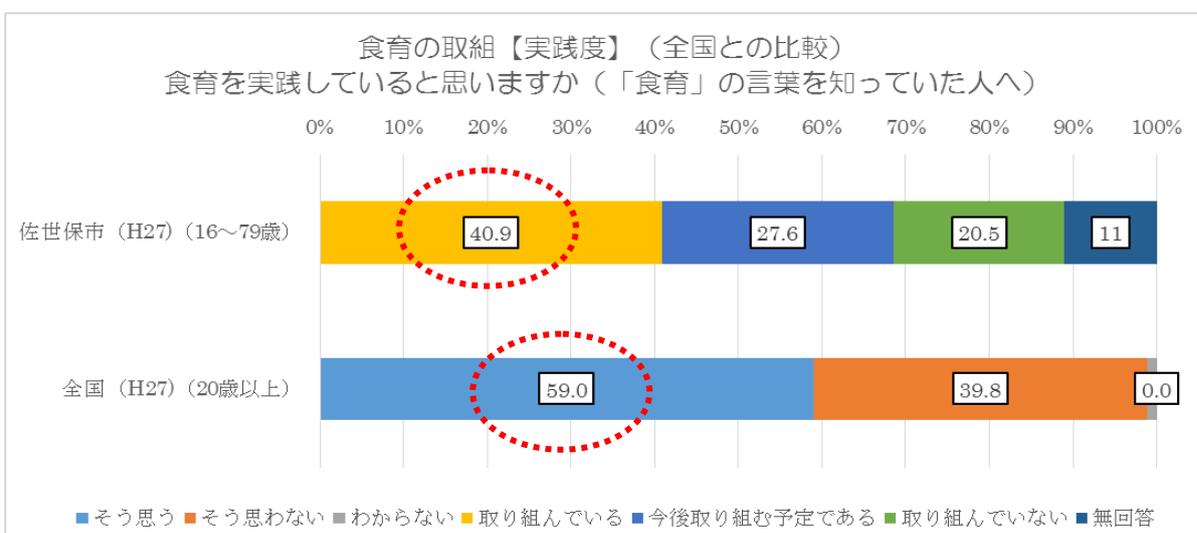
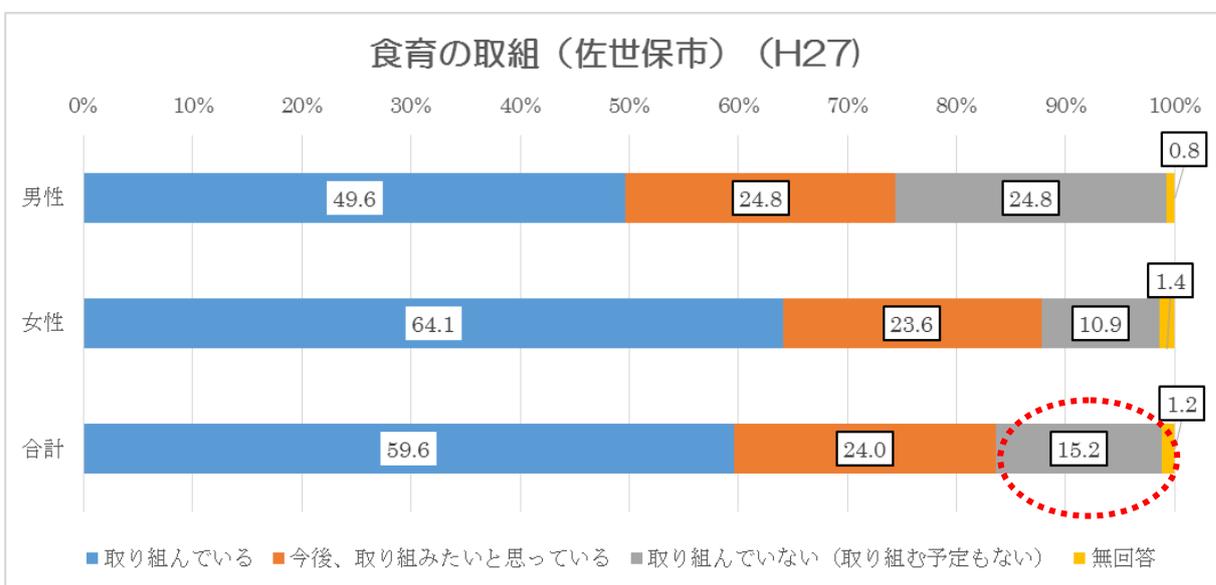
## 1.1 食育の取組

食育の取組を行っているのは若年者よりも年代が高い方の割合が高く、特に40代女性で高く、20歳男性が最も低い結果となりました。

「食育」という言葉の認知に関わらず、「取り組んでいない（取り組む予定もない）」市民の割合は15.2%であり、この方達への介入が大切なポイントとなってきます。

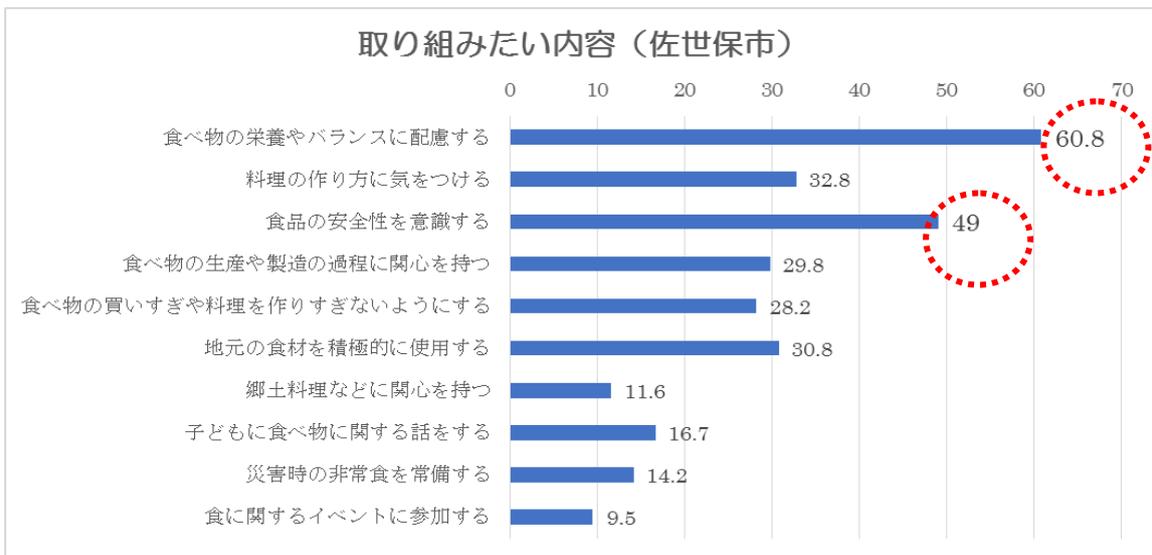
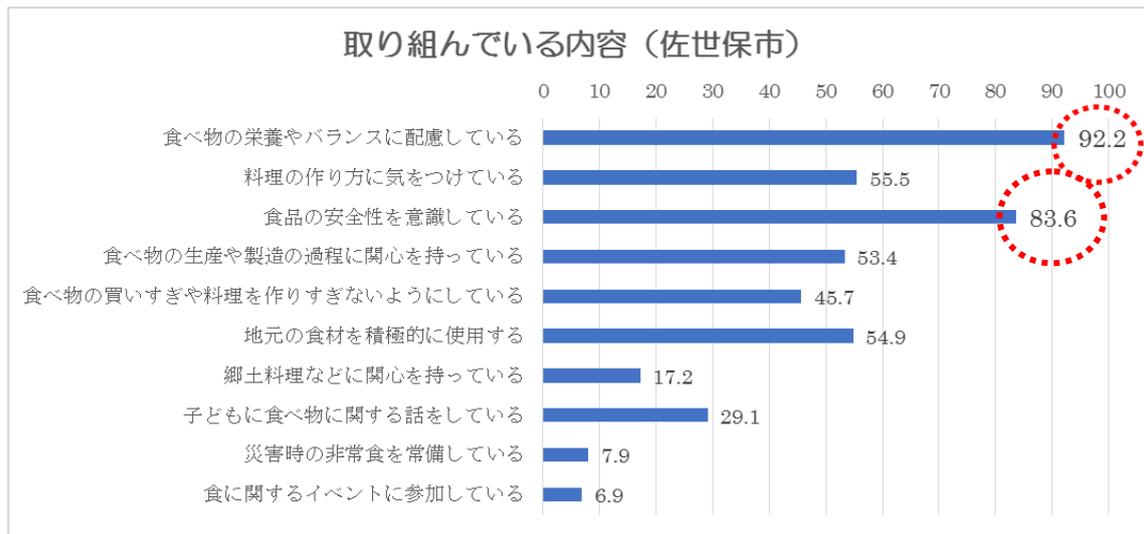
食育の意味の理解度に関係なく言葉を知っていた人の中に食育の実践度を尋ねた結果で全国と佐世保市を比較した場合、現在実践している割合としては全国より佐世保市は低い結果となりました。

今後取り組みたいと思っている人が実際に実践できる情報提供を、取り組んでいない人が取り組もうと思えるような意識啓発を、実施していくことが必要です。



食育に「取り組んでいる」もしくは「取り組みたい」内容は、食べ物の栄養やバランスに配慮することや、食品の安全性を意識する等の項目が、回答割合が高い結果となりました。

実践度が高い項目から食に関する取り組みのきっかけを推進していくことがポイントとなってきます。

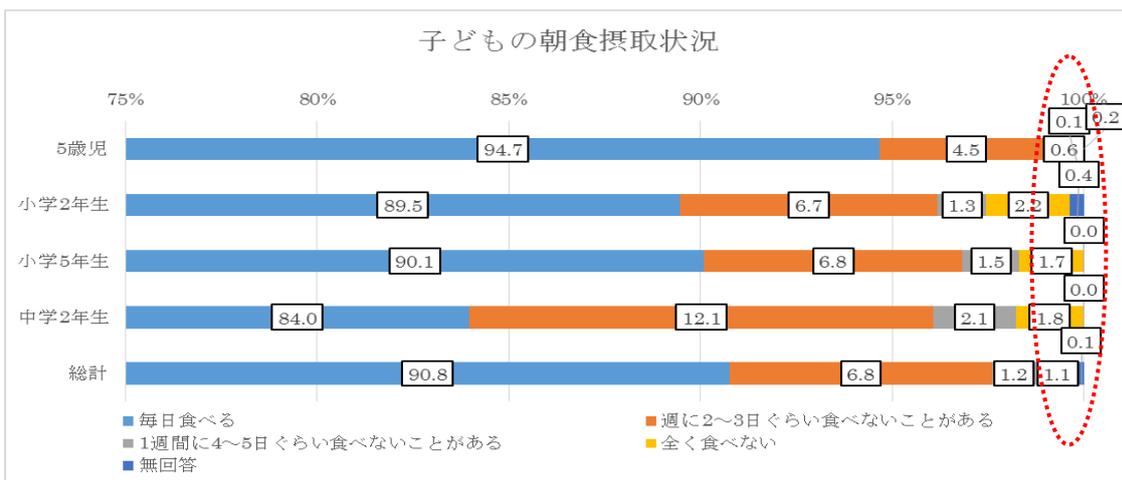


食育について知識を持っている人、取組を行っている人は望ましい食生活を送っている人が多く、食育推進の効果があつたことがうかがえます。これらの結果から、食育を推進するために、今後一層の取組を行う必要があると思われます。次期食育推進計画では、目標が達成できなかった項目について達成するための検討を行い、市民自らが食育を自覚して取組を行うことができるようになることが望まれます。

## 1 2 5歳児、小学2年生、小学5年生、中学2年生のアンケート調査結果 【朝食摂取状況】

朝食を「全く食べない」子どもの割合は、5歳児0.1%、小学2年生2.2%、小学5年生1.7%、中学2年生1.8%と小学2年生が最も高い結果となりました。

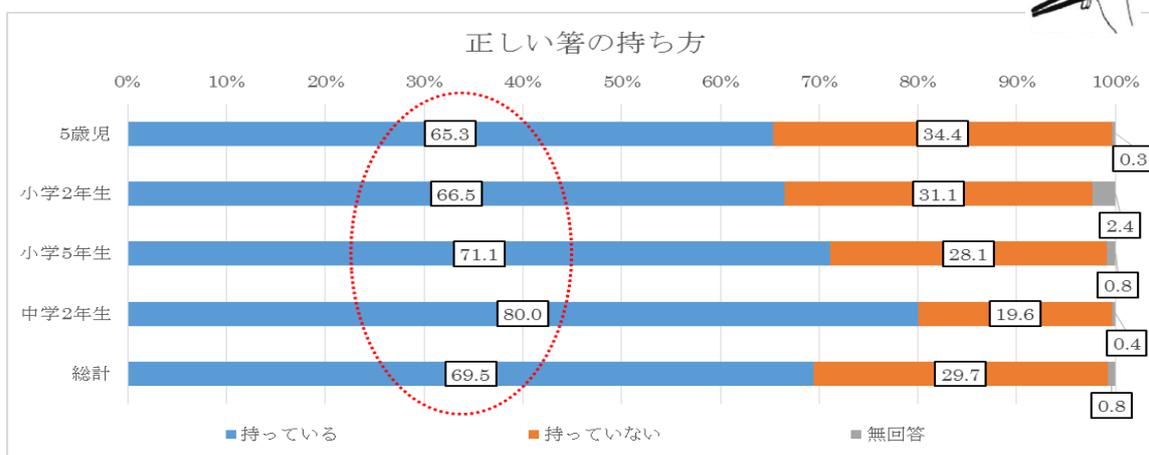
子どもの頃からの食生活の習慣が、成長後の食生活の習慣に大きく影響を及ぼします。規則正しい食生活・生活リズムの向上に努めなければいけない結果となりました。



## 【正しいおはしの持ち方】

今回のアンケート調査では、前回の調査の際の尋ね方（5つの絵から正しいはしの持ち方を選ぶ）ではなく、「正しいはしの持ち方」の絵を使い、正しくはしを持っているかの有無を尋ねました。結果、5歳児65.3%、小学2年生66.5%、小学5年生71.1%、中学2年生80.0%が「持っている」と回答しました。

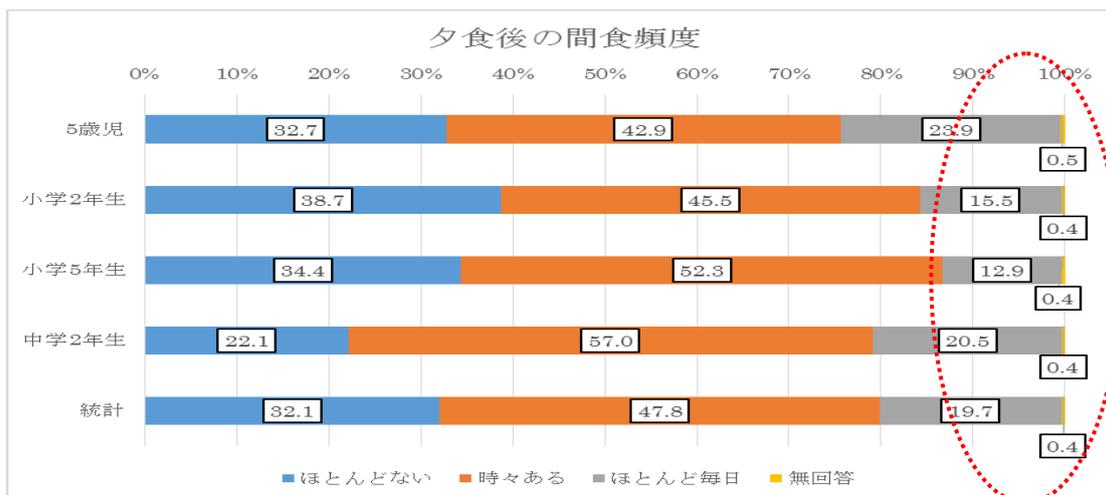
第2次計画では「食文化の継承について（正しいはしの持ち方ができる子どもの増加）」目標値（小学2年生60%、小学5年生70%、中学2年生80%）を前回の結果を踏まえて設定しており、今回の調査は前回の調査の際の尋ね方ではありませんが、目標値を達成する結果となりました。



## 【夕食後の間食頻度】

夕食後の間食頻度について、他のアンケート項目との相互関係を見ると、小児全体では、夕食後の間食頻度が高くなるほど、起床時刻・就寝時刻が遅くなり、残食の頻度が高くなる傾向となりました。

夕食後の間食について改善していくことが健全な食生活・生活リズムの向上につながると考えられる結果となりました。

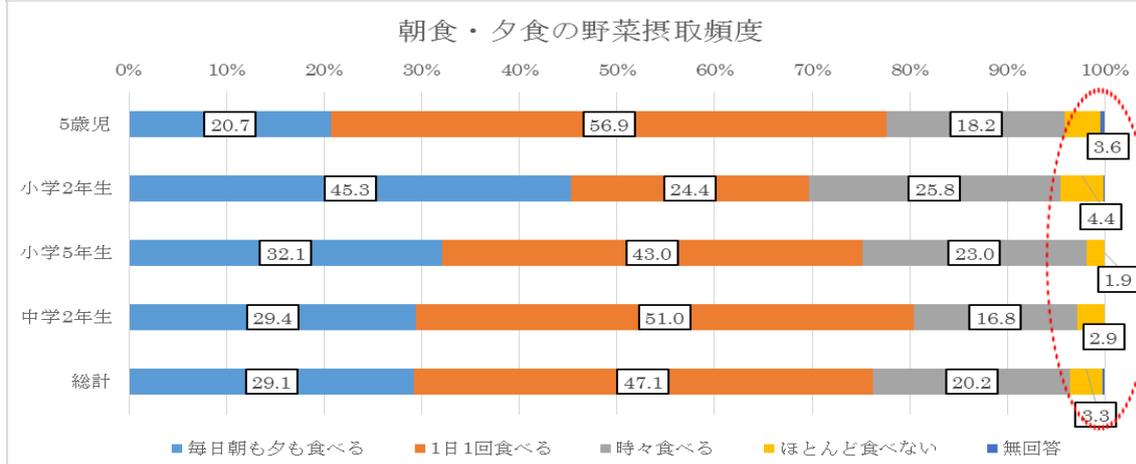


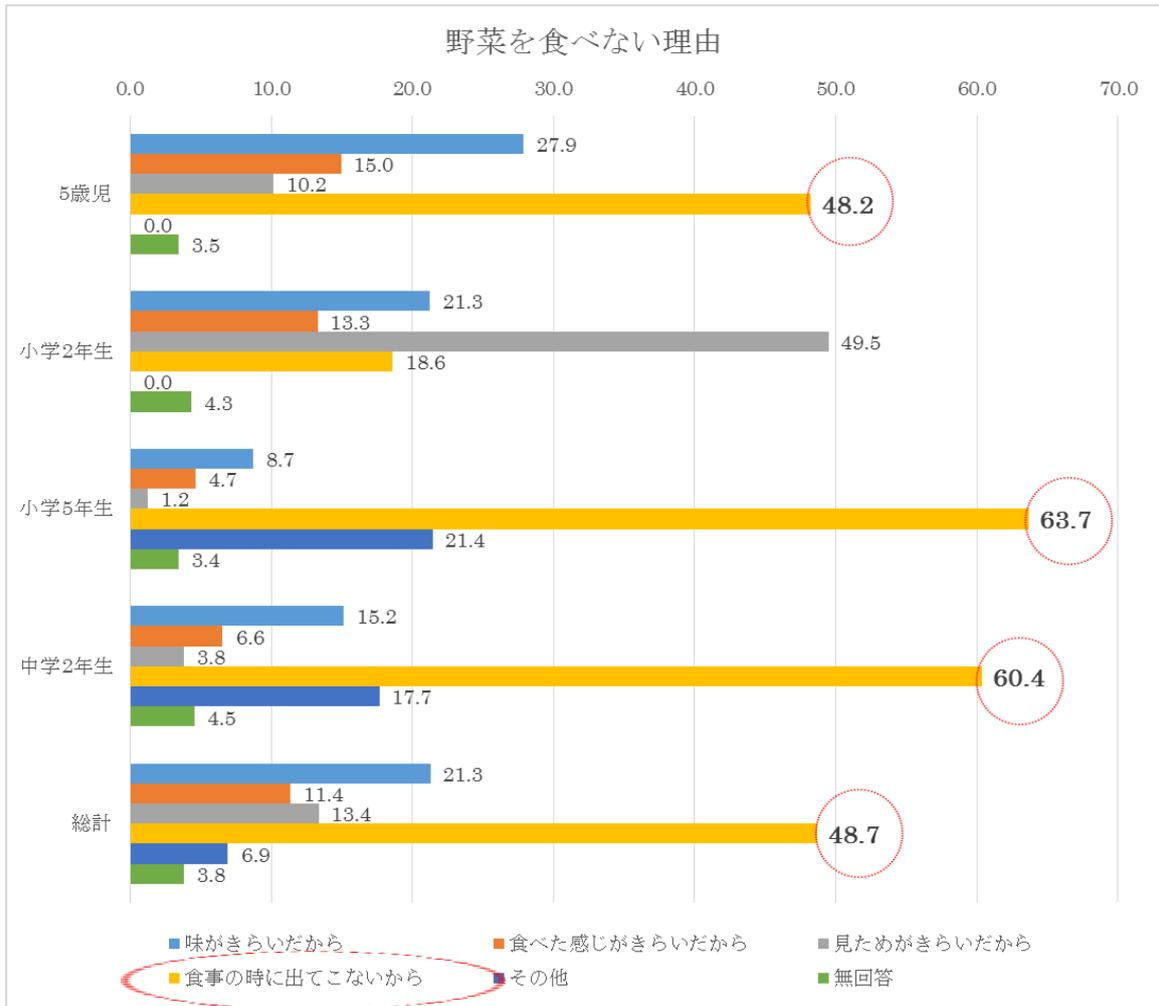
## 【野菜摂取頻度】

野菜摂取に関して、5歳児、小学5年生、中学2年生では「1日1回食べる」と回答した割合が最も高く、小学2年生では「毎日朝も夕も食べる」と回答した割合が最も高い結果となりました。

すべての年代において、約2～4%の回答者が「ほとんど食べない」という回答でした。

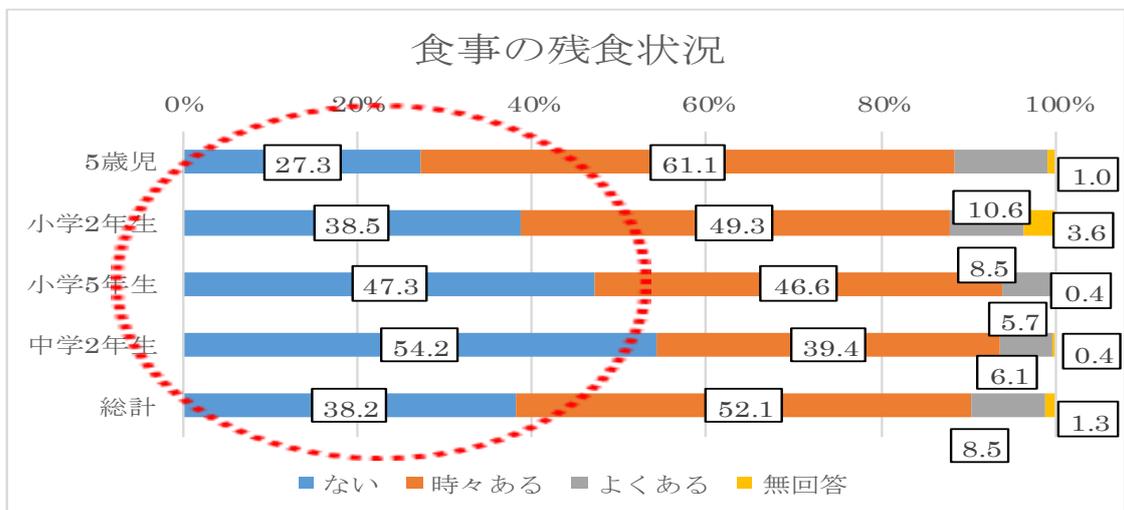
野菜を毎食食べない理由では、5歳児、小学5年生、中学2年生では「食事の時に出不いから」と回答した割合が最も高く、小学2年生では「見た目がきれいだから」と回答した割合が最も高い結果となり、親が食事に野菜を出すこと、親の食習慣が大切であることがわかりました。





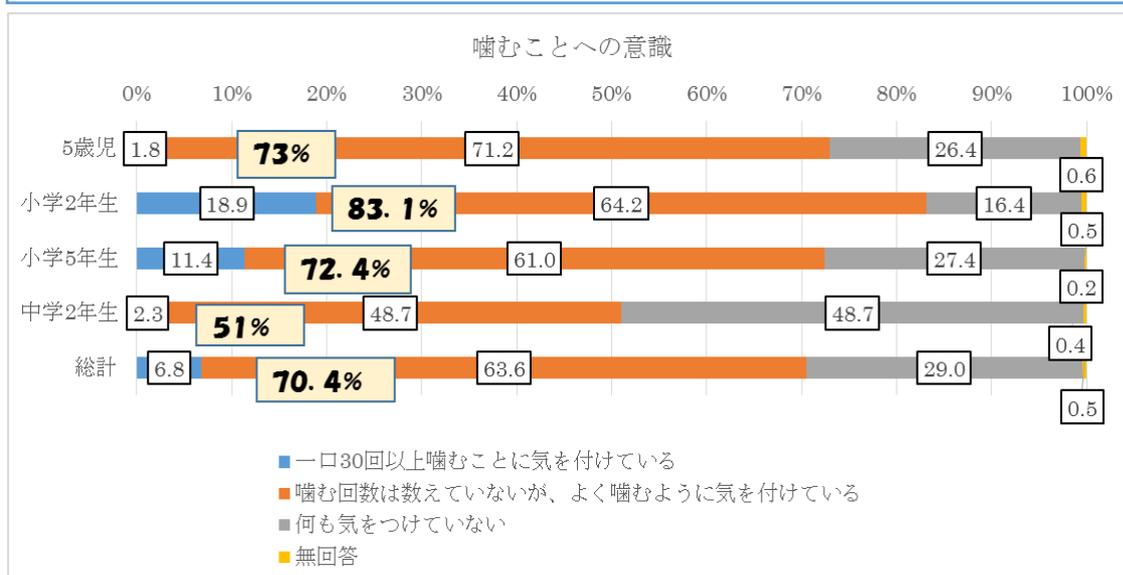
### 【食事の残食状況】

5歳児、小学2年生、小学5年生、中学2年生と年齢が高くなるにつれて食事を残すことは「ない」と回答した割合が高くなっていく傾向となりました。



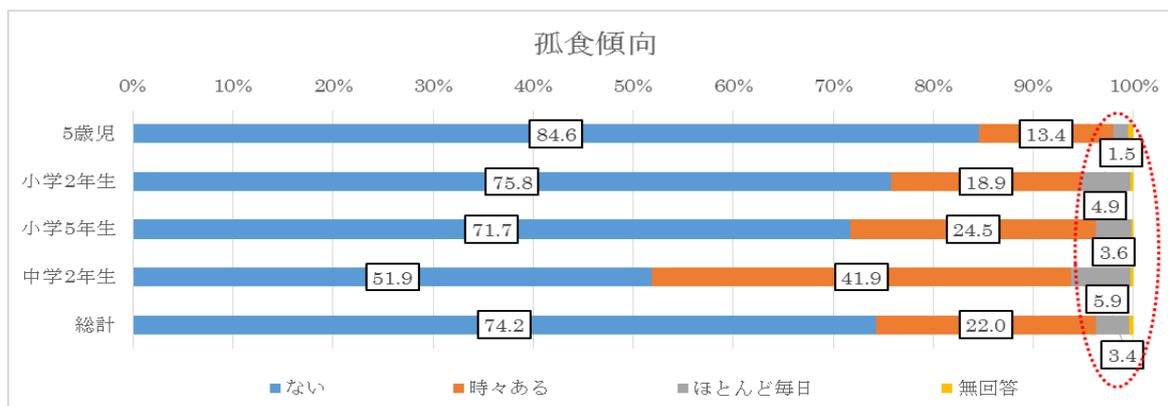
## 【噛むことへの意識】

第2次計画目標値【『よく噛んで味わって食べるなど食べ方に関心のある市民の割合』（「一口30回以上かむことを意識している」と「特に噛む回数は意識していないがよく噛むようにしている」の合計値）】は5歳児70%、小学2年生90%、小学5年生80%、中学2年生60%でした。それぞれ5歳児73.0%、小学2年生83.1%、小学5年生72.4%、中学2年生51.0%であり、いずれも前回の結果よりも増加していましたが、目標値を達成することはできませんでした。



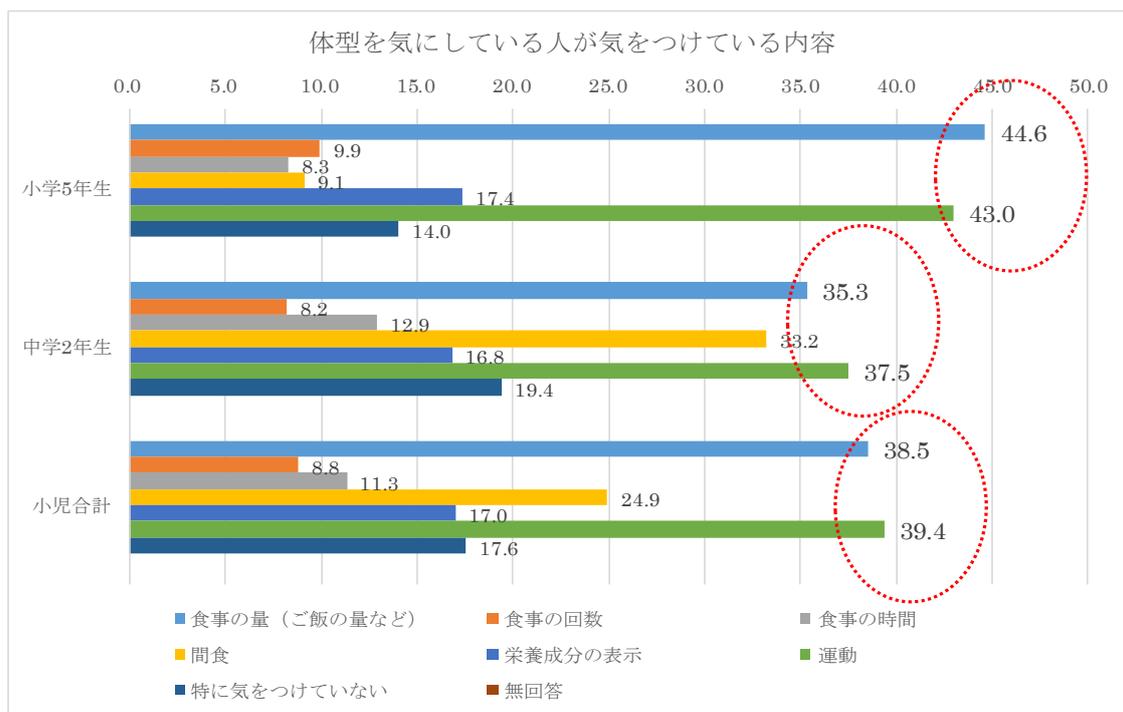
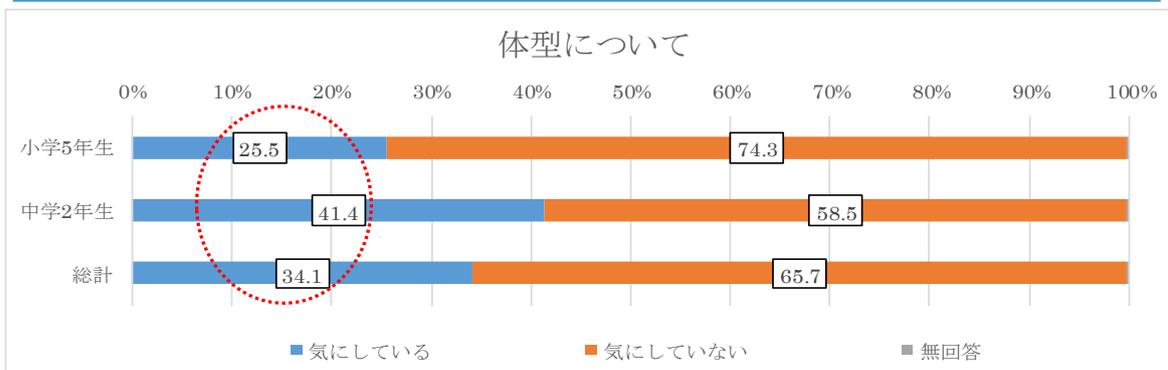
## 【孤食傾向】

孤食の頻度について、他のアンケート項目との相互関係を見ると、孤食の頻度が高くなるほど夕食後の間食頻度が高くなり、魚・野菜摂取は少なくなる傾向にありました。また、食事を自分で用意・購入する頻度、残食する頻度も高くなる傾向にありました。一人の食事は食生活のリズムや食事内容に影響を及ぼす可能性があるという結果になりました。改めて家族そろって食べる食事の大切さを推奨していかなければいけない結果となりました。



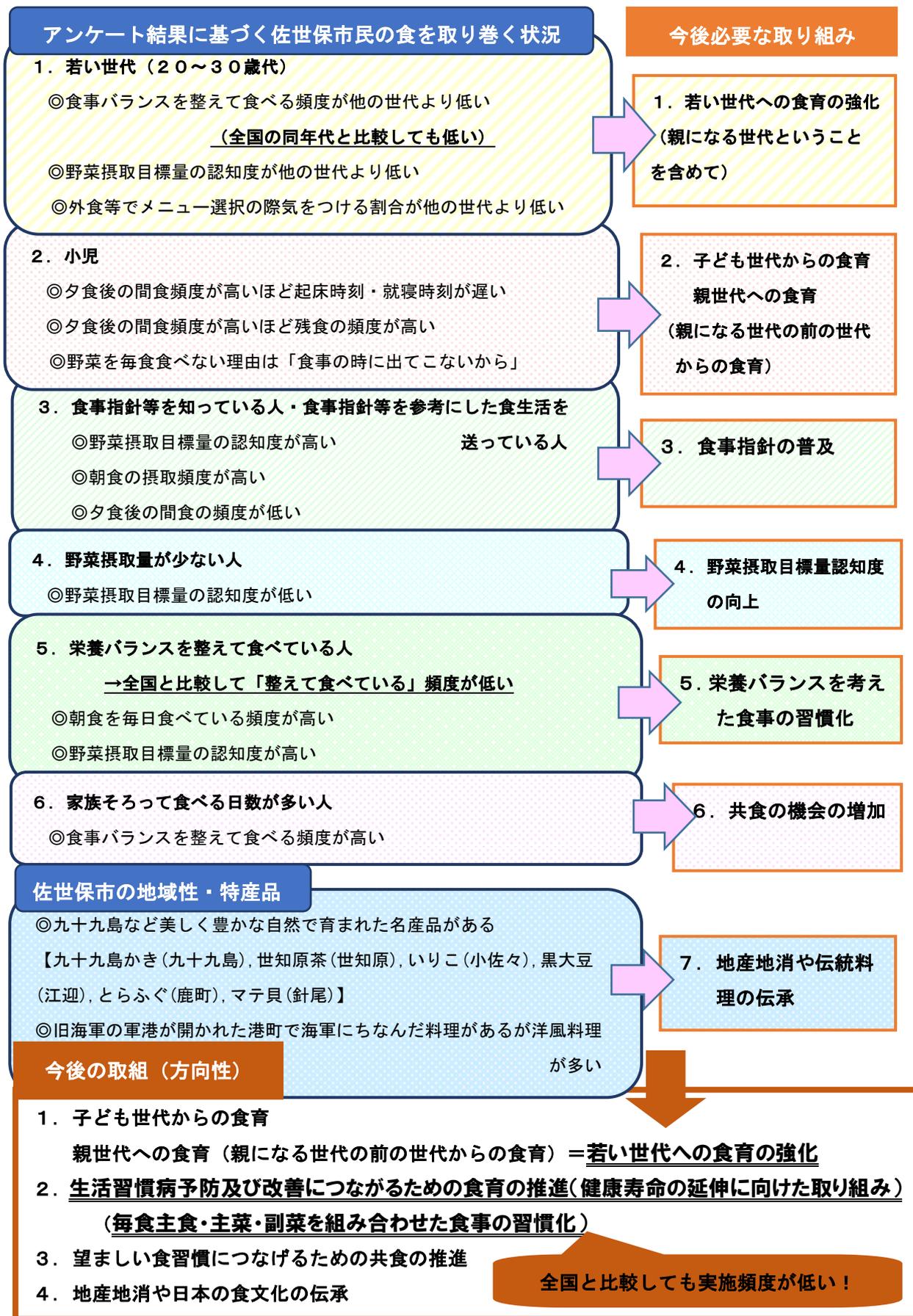
## 【体型について】

小学5年生25.5%、中学2年生41.4%が体型を「気にしている」と回答しました。体型のために気をつけている内容は、小学5年生・中学2年生とも「食事の量」と「運動」に気をつけている人の割合が多い結果となりました。



「孤食の頻度」、「生活リズム」、「夕食後の間食の状況」など、関連性がある可能性のものがあ、家族そろって食べる食事の推奨、夕食後の間食について正しい知識を伝えることが大切であることがわかりました。

#### 4. 佐世保市民の食を取り巻く状況と3次計画の方向性



## 計画の目標と体系

### 3-1 基本理念

本市では、国の基本方針をもとに地域性を踏まえ、2次計画に引き続き、「『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’」を基本理念とし、食育を展開していきます。

基本理念は、「佐世保市が将来に向けてどのような考えをもとに、食育を推進していくのか」という食育の基本となる考え方です。

#### ◆ 基本理念 ◆

#### 『食』から始まる豊かな暮らし、食育実践都市‘させぼ’

共食などをおとして、食に関する理解や関心を深めることで、食育を推進する市民一人ひとりが、適切な食の選択による望ましい食生活を実践することにより、生涯にわたって心身ともに健やかに豊かな暮らしを送ることを目指します。

### 3-2 基本方針

基本理念の実現に向け、本市の食育の展開を示した食育の基本方針を7項目設定します。

#### ◆ 基本方針 ◆

- 1 心身の健康増進と豊かな人間形成
- 2 子どもの食育推進(保護者、教育関係者など)
- 3 食育実践者の連携
- 4 食に関する感謝の念と理解
- 5 食育推進・体験活動の実践
- 6 伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化
- 7 食品の安全性の確保

## 1 心身の健康増進と豊かな人間形成

生涯にわたって健康的な食生活を送ることは、健康の保持増進や豊かな人間性を育むうえで重要です。一人ひとりが食育を自らの問題として認識し、食に関する適切な知識や判断力を身につけ、健康的な食生活を継続して実践できるように取り組む必要があります。

そのため、ライフステージや健康状態、生活環境などに配慮した体験活動、健康や栄養及び地域の食材の旬のことや調理方法に関する情報提供に取り組めます。

## 2 子どもの食育推進(保護者、教育関係者など)

子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎となります。

そのため、保護者、教育及び保育関係者などの意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携のもと、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、子どもが食に関する感謝の念や理解を深めるとともに、食品の安全性や食事のマナーなど、食に関する基礎について、楽しく学ぶことができるように、一人ひとりの成長や発達に合わせた取組を推進します。

また、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮できるよう、様々な関係機関・団体が連携・協働できる取組を推進します。

## 3 食育実践者の連携

生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、一人ひとりが主体的に食育の意義や必要性などを理解し共感するとともに、継続して実践することが重要です。

そのため、市民や団体等の意思を尊重しながら、大学などの教育機関・研究機関と民間企業、地方公共団体などの自治体・市町が連携・協働した取組を推進できる体制を構築していきます。

## 4 食に関する感謝の念と理解

日々の食生活は、自然の恩恵のうえに成り立ち、食べることが貴重な動植物の命を受け継ぐことであるとともに、食事に至るまでに生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられています。

しかし、日本には、世界が注目する「もったいない」という言葉があるにもかかわらず、大量の食料が食べられないまま廃棄されているという現状があります。食べ物を無駄にせず、食品ロス\*の削減に取り組むことは食育として大切です。日常の食の現状を見つめ直し、食の大切さを再認識することが重要となってきます。

そのため、動植物の命を尊ぶ機会となるように、さまざまな体験活動や適切な情報提供などを通して、食に関する感謝の念や理解が深まるような取組を推進します。

## 5 食育推進・体験活動

食は日常の調理や食事などの食生活と深く結びついた体験的なものです。

そのため、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、食に関する体験活動を推進する農林漁業関係者、食品関連事業者、教育及び保育関係者などから、市民の体験活動の機会が提供されるとともに、食の多面的な姿を学び、主体的に食育活動を実践することができるような取組を推進します。

## 6 伝統的な食文化、環境に配慮した農林漁業の活性化

佐世保市は、九十九島などを有する美しい海と烏帽子岳、国見山及び白岳高原など緑豊かな山々に囲まれ、一年を通して温暖な気候と豊かな自然に恵まれています。「海の幸」や「山の幸」をともに有する素晴らしい食環境によって、各地域には多彩な食材が存在しています。

地域に根ざした伝統的な食文化や食生活は、心身の健康や精神的な豊かさと密接な関係があります。この食文化が失われることがないよう、食文化の継承も大切です。また、食料の生産が自然の恩恵の上で成り立っていることから、自然や環境と調和のとれた農林水産業の推進が求められます。

そのため、各地域の多彩な食材を生かした食文化や食生活の継承及び発展に

努めるとともに、市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深め、農林水産業の活性化につながるような取組を推進します。

## 7 食品の安全性の確保

食品の安全性の確保は、食生活における基本的な問題です。

食品の提供者が食品の安全性の確保に努めることは当然ですが、一般消費者も、食品の安全性を始めとして食に関する知識と理解を深め、食生活について自ら適切に判断し、選択していくことが必要です。

そのため、食品の安全性や栄養成分など食品の特徴をはじめとする食に関する情報を、多様な手段で提供するとともに、消費者、食品関連事業者及び行政などによる積極的な情報や意見の交換を行うことで、食品の安全性の確保などにおける取組を推進します。

### 3-3 重点課題

『食』から始まる豊かなくらし、食育実践都市‘させぼ’」を基本理念とし、以下の3つの重点課題を新たに設定し、「**さ**<sup>1</sup>・**せ**<sup>2</sup>・**ほ**<sup>3\*</sup>」を踏まえて、食育を推進していきます。

#### ◆ 重点課題 ◆

- 1 佐世保市の健康寿命の延伸につながる食育の推進  
毎食主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の習慣化
- 2 生産から消費までの食の循環や環境を意識した食育の推進
- 3 僕達私達若い世代への食育の強化

#### 1 佐世保市の健康寿命の延伸につながる食育の推進 毎食主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の習慣化

生涯にわたって健康的な食生活を送ることは、生活習慣病の予防及び改善につながります。

2次計画から引き続き、健康づくりや生活習慣病発症・重症化予防を推進することで健康寿命の延伸につなげられる食育の取組を行っていきます。減塩等の取組を含めた、健康寿命の延伸につながる食事の習慣化の推進や、肥満・やせ、低栄養の予防や改善等の食育の取組を推進します。

そのため、すべてのライフステージで、望ましい食生活や運動によって、健やかな生活習慣を実践していけるよう、家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、食育の取組を推進します。

「佐世保市の食育に関するアンケート調査結果」より、佐世保市民はバランスが整った食事の摂取割合が全国よりも低い結果となりました。毎食主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を取ることを推奨し、普及啓発していきます。

## 2 生産から消費までの食の循環や環境を意識した食育の推進

本来食べられるのに、廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」は日本で年間約632万トンと推計されています。この量は、世界全体の食料援助量の約2倍、日本人1人あたりに換算すると1日約136g（茶碗約1杯分のご飯の量）の食品ロスを発生していることとなります。

食品の食べ残しや廃棄を少なくすることは、「もったいない」という食べ物を大切にする気持ち、食に関わる様々な人々への感謝の気持ちをはぐくむことにつながります。

生産から消費までの食の循環を意識しながら、環境に配慮した食育を推進するために、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、食品ロス削減のための取組を推進します。

食品ロスを削減するためには、一人ひとりに合った適切な食事量を理解し、日々の食品の購入や調理に努めることや、賞味期限、消費期限の意味を理解し、見た目やにおいなどの五感で食べられるかの判断を行うことが大切です。様々な機関と連携・協力し、食品ロス削減のための取組を推進します。

## 3 僕達私達の若い世代への食育の強化

「佐世保市の食育に関するアンケート調査結果」から、佐世保市の若い世代も全国と同じように、食に関する知識や意識、実践状況等、他の世代より課題が多いことがわかりました。また、これから親になる世代ということもあわせて、佐世保市の若い世代を対象とした、食に関する知識や取組を次世代に伝え繋げていけるよう、食育の伝達・実践の取組を関係機関や団体と連携しながら推進します。

望ましい生活習慣を身につけるとともに、外食や中食を利用する機会が増える傾向にあるため、健康づくり応援の店\*などでの健康情報を参考に適切な食の選択ができるような取組を推進します。

◆ 重点課題 ◆を推進していくために

**食に関する適切な情報提供・情報共有をはかるための推進**

食育は、健康・栄養及び食品の安全性など、食に関する適切な知識や技術の情報を正しく得ることから始まります。

関係機関及び団体と行政などが連携し、情報の共有を図るためのネットワークを広げて、市民一人ひとりへ正しい食に関する情報を伝えていくことが大切です。引き続きホームページやさまざまな媒体や機会をとおして食育の取組を推進します。

また食育の担い手（ボランティアや管理栄養士など）の育成及び資質の向上に努めることを引き続き行い、地域に密着した食育の取組を推進していきます。

こうして情報共有の機会を増やし、「誰でもできる食育」を合言葉に、市民一人ひとりに、家庭、近所、地域で食に関する正しい情報の発信者・受信者になってもらい、情報共有・情報提供を行っていく取組を推進していきます。それに伴い、食育の担い手の活躍の機会の増加、市民一人ひとりが食育の担い手になり、食育を実践していけるような取組を推進します。

◆ 重点課題 ◆を推進していくために

**本当に望ましい食習慣を身につけるための共食の推進**

家族と一緒に食べる食事によって、望ましい食習慣を身につけられることは今回のアンケート調査結果からも明らかとなりました。

しかし、社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、家族との共食の機会は減少傾向にあることも事実です。

こうした状況の中、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、すべてのライフステージにおいて望ましい食生活が実現できるような共食の機会の推進を行っていきます。

### 3-4 数値目標

基本理念及び基本方針の推進に向けて、本市の現状を踏まえ、基本目標を12項目、それに基づく数値目標を掲げた推進項目を25項目設定します。

基本目標		推進項目		現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
1	「食育」の関心について	「食育」の取組を行っている人の増加		59.6%	70%
2	朝食の欠食について(欠食する市民の割合の減少) ※数値はほとんど食べない人	未就学児		0.1%	0%
		小学2年生		2.2%	0%
		小学5年生		1.7%	0%
		中学2年生		1.8%	0%
		成人		5.3%	2%
3	栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	成人	45.6%	58%
			若い世代(20～30歳代)	35.6%	43%
4	生活習慣病の予防や改善のために、普段から食生活に気をつけ、実践する市民を増やす	生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や減塩に気をつけた食生活を実践する市民の割合		「市民の健康に関するアンケート調査」「健康に気をつけていますか」栄養・食生活回答率	
5	噛ミング30の推進について(ゆっくりよく噛んで食べる市民の割合の増加)	未就学児		73.0%	80%
		小学2年生		83.1%	90%
		小学5年生		72.4%	80%
		中学2年生		51.0%	60%
		成人		66.5%	70%
6	家族そろっての食事の機会向上について	1週間のうち家族そろって食事する日が3日以上ある市民の割合の増加		79.1%	90%
7	学校給食について	地場産を使用する割合の増加(重量比)		54.1%	55%
8	食育の推進にかかわるボランティアについて	食育の推進にかかわるボランティア団体等において活動している人数の増加		1030人	1200人

	基本目標	推進項目	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
9	地産地消の推進及び生産者との交流促進について	主要直売所利用者数	552,667 人	550,000 人
		農林業体験利用者数の増加	4,370人 (平成26年度)	5,000人
		漁業体験者数の増加	1,623人 (平成25年度)	8,000人
10	食文化の継承について (正しい箸の持ち方ができる 子どもの増加)	小学2年生	66.5%	70%
		小学5年生	71.1%	80%
		中学2年生	80.0%	90%
11	食品ロス削減のために 何らかの行動をしている 市民を増やす	食べ物の買いすぎや料理を作り すぎないようにする	19%	23%
12	食品の安全性に関する基 礎的な知識を持ち、自ら判 断する市民の割合の増加	食品表示を確認する市民の割 合の増加	69.3%	80%

※現状値の出典

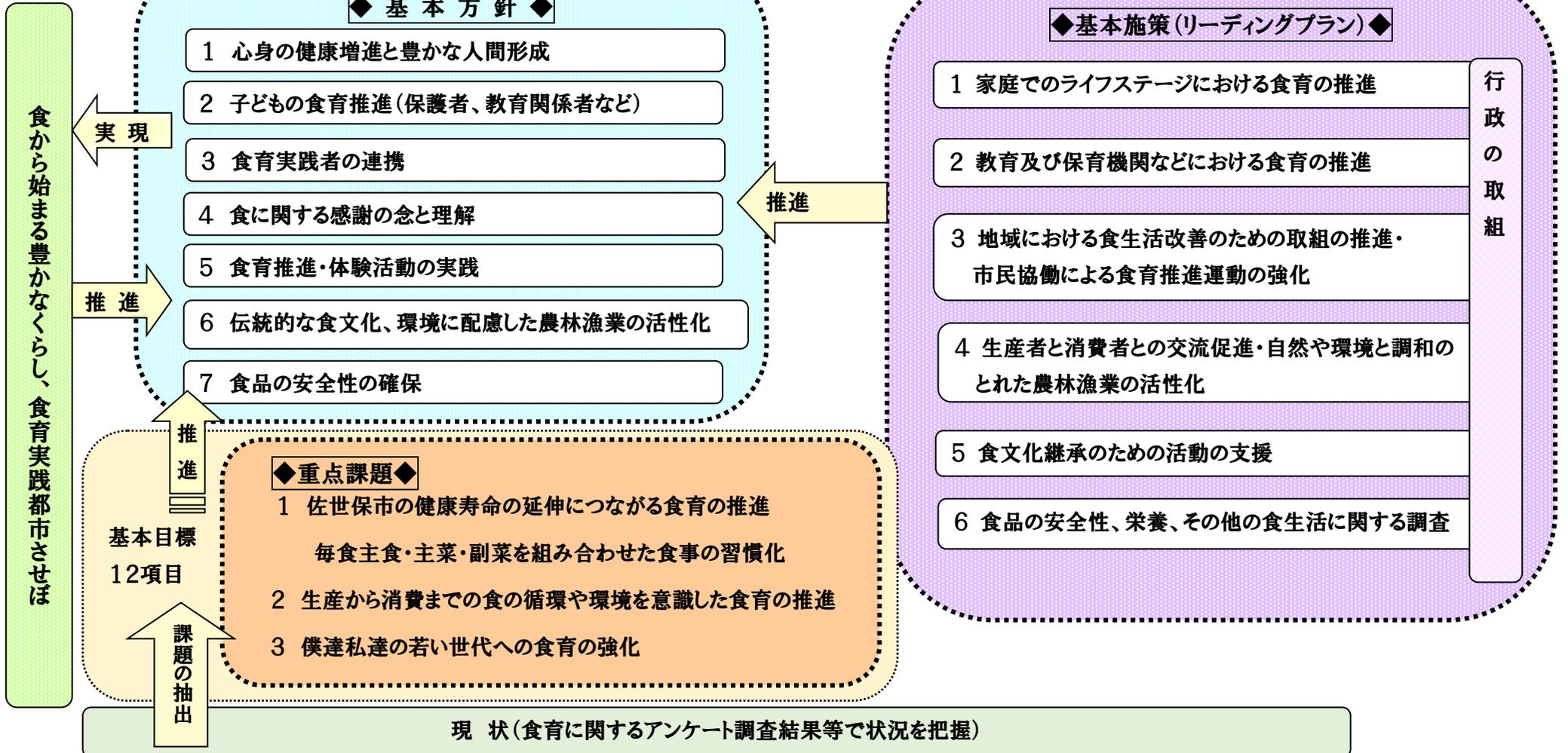
- 1,2,3,5,6,8,10,11,12\* 佐世保市食育に関するアンケート調査(平成 27 年度)  
4\* 佐世保市民の健康に関する実態調査(現状値は平成 27 年度予定)  
7,9\* 佐世保市農林水産業基本計画(現状値は平成 26 年度)

### 3-5 計画の体系

基本理念の実現を目指し、基本目標を着実に達成するために、行政、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携のもとに、食育を展開していくことが求められます。

本市の食をめぐる現状や地域特性などを踏まえ、基本理念を軸に基本方針7項目、特に取り組むべき重要な事業及び施策として、リーディングプラン6項目を設定し、食育を推進します。

#### 基本理念



## 第4章 基本施策(リーディングプラン)

### 4-1 基本施策(リーディングプラン)・行政の取組の体系

#### 1 家庭でのライフステージにおける食育の推進

行政の取組  
(健康増進と健康管理に関する取組)

- ◆乳児期における食育
- ◆学齢期における食育
- ◆壮年期における食育
- ◆妊娠期における食育
- ◆幼児期における食育
- ◆青年期における食育
- ◆高齢期における食育

#### 2 教育及び保育機関などにおける食育の推進

行政の取組(食育の取組支援)

- ◆学校における食に関する指導の充実
- ◆就学前の子供に対する食育の推進
- ◆生きた教材としての食事の提供及び給食の充実
- ◆体験活動を通じた食への理解の促進
- ◆子ども・保護者への普及啓発
- ◆食のリサイクルの推進

#### 3 地域における食生活改善のための取組の推進・市民協働による食育推進運動の強化

行政の取組  
(食育の取組支援・食育への意識高揚)

- ◆健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ◆栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
- ◆食事指針などの普及
- ◆専門的知識を有する人材の養成・活用
- ◆食品関連事業者などによる食育の推進
- ◆ボランティア活動などによる取組の推進
- ◆継続的な食育推進運動における情報提供及び取組の促進

#### 4 生産者と消費者との交流促進・自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

行政の取組(農林漁業を中心とした各種体験活動の促進と支援)

- ◆子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供(教育及び保育機関の体験活動)
- ◆農業・漁業者などによる食育の推進
- ◆地産地消の推進
- ◆市街地と農山漁村の共生と対流の促進
- ◆食品ロス削減を目指した市民運動の展開

#### 5 食文化継承のための活動の支援

行政の取組  
(食育の取組支援・食育への意識高揚)

- ◆食文化に関する知識の普及と情報の提供

#### 6 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査

行政の取組(食の安全・安心や食生活に関する調査の取組支援)

- ◆リスクコミュニケーション\*の促進
- ◆食品の安全性や栄養に関する情報の提供
- ◆食品関連事業者などによる自主衛生管理の推進
- ◆食品表示の適正化の推進
- ◆食生活に関する調査

リーディングプランは、特に重点的、優先的に取り組むべき施策、事業の総称です。全体の計画を効率的に先導し、各分野に広く横断的にわたるものであり、行政、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、分野別の相乗的な効果を発揮させるものです。本市では、食をめぐる現状と課題を踏まえ、基本理念の実現を図るために、6項目のリーディングプランを軸に取組を展開します。

## 4-2 基本施策(リーディングプラン)の展開

### 1 家庭でのライフステージにおける食育の推進

#### ライフステージにおける

#### 望ましい食に関する知識や技術の習得及び実践

生涯にわたって健康的な食生活を送るために、すべてのライフステージにおいて成長や発達、健康状態及び生活環境などに配慮した食育を推進することが大切です。

本市では、ライフステージを乳児期・幼児期・学齢期・青年期・壮年期・高齢期・妊娠期の7つの段階で捉え、市民一人ひとりが健康的な食生活を継続して実践できるよう、支援体制などの環境の整備に努め、取組を展開します。ライフステージの年齢は、あくまでも目安として、自分自身の健康状態を知り、自分にあった食育を実践することが大切です。

◆乳児期◆ おおむね0～1歳未満

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○五感（視覚・触覚・味覚・嗅覚・聴覚）を育て、生活習慣病予防の観点から健康的な食習慣の基礎を培う重要な時期です。</li> <li>○心身の発育、歯や口の発育により食べる機能の発達が著しく、また歯の生え方などにより発達の個人差も大きい時期です。</li> <li>○保護者の考え方や接し方の影響を最も強く受ける時期です。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの身長、体重は母子健康手帳の乳幼児身体発育曲線に印をつけてみましょう</li> <li>○授乳のときはできるだけ静かな環境で、しっかり抱いて、優しく声をかけるようにしましょう</li> <li>○健康的な食習慣の基礎を培うために、いろいろな食べ物を見て、触って、味わって、味覚形成や「手づかみ食べ」などで食べる意欲を養いながら、豊かな食体験などにつなげていきましょう</li> <li>○食事のリズムを身につけ、自分で食べる楽しさを体験することで個々の発達に合わせた「食べる力」を育みましょう</li> <li>○離乳食の進め方は、母子健康手帳の「離乳の進め方の目安」などを参考にしましょう。</li> <li>○一人ひとりの子どもの発達の状況に応じて離乳食の固さや大きさを調整したり、スプーンやフォークなどを選びましょう</li> <li>○食事で困ったことがあれば乳幼児健診時等相談してみましょう</li> <li>○食後の歯磨きを習慣にし、噛む力を身につけましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○授乳・離乳の支援ガイドを参考にした食育を推進します。</li> <li>○健やか親子21の趣旨を踏まえ、個人や家庭環境の違い、多様性に配慮した母子保健サービスの中で食育を推進します。</li> </ul>

◆幼児期◆ おおむね1歳～就学前まで

特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○五感（視覚・触覚・味覚・嗅覚・聴覚）を育て、生活習慣病予防の観点から健康的な食習慣の基礎を培う重要な時期です。</li> <li>○心身の発育、歯や口の発育により食べる機能の発達が著しく、また歯の生え方などにより発達の個人差も大きい時期です。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一人ひとりの子どもの発達の状況に応じて、幼児食の固さや大きさを調整したり、スプーンやフォークなどを選びましょう。</li> <li>○様々な食べ物に親しみ、食べたことがある食品の種類を増やしましょう。</li> <li>○子どもの食べ方のお手本にするために、家族みんなで食べる機会を増やし、食べる事が楽しくなるように、楽しい食事の雰囲気を作りましょう。</li> <li>○正しい箸の持ち方などの食事のマナーを身につけましょう。</li> <li>○「いただきます」や「ごちそうさま」などのあいさつを心がけることで、自然の恵みや生産者をはじめ、食に関わるさまざまな人々への感謝の気持ちを育みましょう。</li> <li>○食品の購入や食事の準備及び後片付けを含めた調理体験、地元の旬の食材を利用した日々の家庭料理や地域の行事食などをおして食文化の継承に取り組みましょう。</li> <li>○健全な生活リズムを定着させる「早寝・早起き・朝ごはん」を実践し、空腹感を感じる食事を習慣化しましょう。</li> <li>○間食は、適切な内容や量、時間に配慮し、生活リズムを整えましょう。</li> <li>○食後の歯磨きを習慣に、噛む力を身につけましょう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康的な食生活を実践するために、ホームページなどさまざまな媒体や健診等の機会をとおして情報提供に取り組みます。</li> <li>○特定給食施設指導*などをおした、保育機関などへの支援による食事の提供における充実を図ります。</li> </ul>

◆学齡期◆ 小・中学生

特徴	<p>○食に関する関心や判断力が養われ、生活習慣が固まる重要な時期です。</p> <p>○精神面では社会性が育まれ、家庭及び学校からの影響を強く受けます。</p>
家庭	<p>○栄養バランスや食材の購入から調理及び食卓までの過程などについて、家族や仲間との共食の中で、食に関する幅広い知識や技術を段階的に習得しましょう。</p> <p>○正しい箸の持ち方などの食事のマナー、地元の旬の食材を利用した家庭料理や地域の行事食など、食文化について体験する機会を増やしましょう。</p> <p>○「いただきます」や「ごちそうさま」などの挨拶を心がけることで、一緒に食べることの楽しさや食に関する感謝の心を育みましょう。</p> <p>○健全な生活リズムを定着させるための「早寝・早起き・朝ごはん」を心がけ、3食きちんとした食生活を実践しましょう。</p> <p>○学校給食を望ましい食事の手本とし、自分の食生活を振り返り、改善できる力を育みましょう。</p> <p>○乳歯から永久歯に生え変わる時期です。噛ミング30を実践し、食べものの本来の味を味わうとともに、歯と口の健康に努めましょう。</p>
行政	<p>○ホームページなどさまざまな媒体や機会をとおして情報提供に取り組みます。</p>

**◆青年期◆ 高校生～おおむね29歳**

特徴	<p>○家庭から自立し、ライフスタイルの変化に伴い、生活リズムが乱れやすく、栄養バランスが偏りやすい時期です。</p> <p>○朝食を欠食する人や野菜の摂取量が少ない人の割合が多い時期です。</p>
家庭	<p>○健診や歯科健診などの受診により自身の健康状態を把握しましょう。健康状態の維持・改善のための適切な食事や運動習慣により、望ましい生活習慣を身につけましょう。</p> <p>○外食や中食を利用する機会が増える傾向にあるため、健康づくり応援の店*などでの健康情報を参考に適切な食の選択に努めましょう。</p>
行政	<p>○ホームページなどさまざまな媒体や機会をとおして、食に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるように効果的な情報の提供を行っていきます。</p>

**◆壮年期◆ おおむね30～64歳**

特徴	<p>○長年の食生活の状態によっては生活習慣病の発症が危惧されます。</p> <p>○家庭で中心的な役割を担うため、子供に健全な食生活を身につけさせることが大切です。</p>
家庭	<p>○社会環境の変化に伴い、男女共同参画の促進や男性の生活・自活能力を高めましょう。</p> <p>○健診や歯科健診などの受診や定期的な体重測定により、自身の健康状態を把握しましょう。</p> <p>○適切な食事や運動習慣及び休養などにより、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム*の予防に努め、健康状態の維持・改善に努めましょう。</p> <p>○特定保健指導の対象になったら、積極的に保健指導を受けましょう。</p> <p>○家族団らんを通して家庭の食育に取り組みましょう。</p>
行政	<p>○ホームページなどさまざまな媒体や機会をとおして情報提供に取り組みます。</p>

### ◆高齢期◆ おおむね65歳～

特徴	<p>○加齢に伴う身体機能、生活機能などの変化により、さまざまな症状が心身ともに表れやすい時期です。</p> <p>○経済状況や家族構成等の社会生活環境が大きく変化し、社会とのかかわりが希薄化する時期です。</p>
家庭	<p>○生活習慣病や低栄養*などを予防し、QOL*の維持・向上及び健康寿命*の延伸に努めましょう。そのために</p> <p>①定期的に体重を測定し、食事の量が足りているか確認しましょう。</p> <p>②主菜や乳製品の摂取、水分補給を忘れずにしましょう。</p> <p>○健康状態や体調に合わせて食事内容を工夫しましょう。</p> <p>○咀嚼や嚥下機能の維持に努めましょう。</p> <p>○社会との交流を促進し、共食による適切な食生活や運動などに努めましょう。</p> <p>○定期的な健診や歯科健診などの受診による自己管理に努めましょう。</p> <p>○次世代へ食文化や食に関する知識、経験を伝えましょう。</p>
行政	<p>○料理教室や出前講座などさまざまな媒体や機会をとおして情報提供に取り組めます。</p>

### ◆妊娠期◆

特徴	<p>○つわりなどの体調の変化が表れやすい時期です。</p> <p>○食事バランスの偏りや肥満・やせの者の増加が、健康上の問題として取り上げられる時期です。</p>
家庭	<p>○妊娠前からの適切な食生活や運動などによる体重管理や、心身の安定を含めた健康管理に努めましょう。</p> <p>○食後の歯磨きや歯科健診の受診による歯と口の健康維持に努めましょう。</p>
行政	<p>○妊産婦のための食生活指針*を参考にした食育を推進します。</p> <p>○ホームページなどさまざまな媒体や母子手帳交付時等の機会をとおして情報提供に取り組めます。</p>

## 2 教育及び保育機関などにおける食育の推進

学齢期から青年期にかけては望ましい食習慣が確立するとともに、家庭から自立する時期になります。

一人ひとりの子どもが食への関心を高め、望ましい食生活における知識や技術を習得し実践することで、生涯にわたって心身ともに健康であるためには、教育及び保育機関などでの食育の取組は重要です。

子どもへの食育の推進は、保護者などを含めた家庭や地域への波及効果が期待されることから、行政、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携のもと食育を展開します。

### 学校における食に関する指導の充実

「学習指導要領\*」に基づき、食に関する指導の全体計画を作成することで、学校教育活動全体をとおして指導の充実を図り、組織的及び計画的に食育を推進します。

校長のリーダーシップのもと、栄養教諭及び学校栄養職員などを中心に、教職員間の情報の共有を図り、効果的な食育を推進するため、全教職員の連携・協力による充実した研修会などに取り組みます。

内科健診や歯科健診など健康診断をとおして、児童生徒の健康管理の充実に取り組みます。

保護者の理解や協力のもと、養護教諭や学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの学校関係者の連携・協力体制の整備により、食物アレルギーややせ、肥満といった食について健康課題を抱えている子どもに対し個別相談や支援を行うなど、望ましい食習慣に向けた取組を推進します。

障がいのある児童や生徒に対して、保護者や専門機関との連携を図りながら、多職種連携のもと、適切な相談及び支援などの体制の充実を図ります。

### 就学前の子供に対する食育の推進

「幼稚園教育要領\*」及び「保育所保育指針\*」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領\*」に基づき、多職種連携のもと、食育に関する目標及び計画を作成し、食育を推進します。

一人ひとりの成長や発達、咀嚼や健康及び栄養状態などを踏まえ、集団生活において、よく噛むことで味覚の体験を広げます。

また、地元の旬の食材を使用した行事食や郷土料理による食文化の継承や、自然の恵みに感謝する気持ちを育みます。

地域における子育て中の保護者からの相談に対して、一人ひとりの成長や発達などにあわせ、多職種連携のもと、対応や情報提供等支援を行い、望ましい食習慣に向けた取組を推進します。

食物アレルギー疾患を持つ子どもへの対応は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン\*」に基づき、医師、保育士、看護師、栄養士、調理師など他職種連携のもと、家庭の理解と協力を得ながら、健康の保持増進及び安全の確保に努めます。

教職員や保育士などが、食育の重要性について理解を深め、それぞれの専門性を生かした食育の推進ができるよう、相互の情報の共有及び交換による連携を深めるとともに、研修会などの機会をとおして資質の向上を図ります。

## ■ 生きた教材としての食事の提供及び給食の充実

保育機関などでは、「児童福祉施設における食事の提供ガイド\*」及び「保育所における食事の提供ガイドライン\*」、保育所・認定こども園における「食事の提供に係る業務実施要領\*」に基づき、乳幼児の発育や発達に合わせ、多職種連携のもと、計画的かつ効果的な食事の提供に努めます。

幼稚園においては、「先生や友達と食べる事を楽しむ」ことを、進んで食べようとする気持ちが育つよう配慮していきます。

幼保連携型認定こども園にあっては、保育所と幼稚園双方の取組を踏まえ推進していきます。

学校給食においては、農林漁業関係者、食品関連事業者などとの連携のもと、地場産物を使用した栄養バランスの取れた学校給食を、「生きた教材」として活用することで、食に関する知識を習得し、望ましい食生活の実践につなげます。また、行事食や郷土料理を活用することで、伝統的な食文化についての理解を深めるなど、学校給食の充実に努めます。

日々の給食などの中で、食事の環境を整え、共食による食べることの楽しさや、食事のマナー及び地元の旬の食材などとおした生産者への感謝の気持ちなどを育みます。

特定給食施設指導などとおして、保育機関などの食事の提供における充実に図ったり、大学・専門学校へは食堂利用時の栄養成分表示や食及び健康についての情報を提供するなど、食環境の整備に努めます。

### 体験活動を通じた食への理解の促進

地域、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、野菜の栽培や収穫などの農林漁業体験、調理実習などの体験活動を効果的に行い、食料の生産・流通・加工・消費などにおける子どもの関心や理解を深めることで食育を推進します。

### 子ども・保護者への普及啓発

献立表、園だより及び学級通信などをとおして情報提供します。

試食会や保護者会、授業及び保育参観などをとおして、保護者などが食育に参加する機会を設けます。

### 食のリサイクルの推進

食をとおした身近な環境保護活動として、生ごみ処理機などを活用して生ごみを堆肥化し、教育及び保育機関などで使用するなど食材の有効利用や、食のリサイクルに関わる活動の支援に取り組みます。

## 3 地域における食生活改善のための取組の推進

社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、家族との共食の機会の減少や外食・中食の利用、高齢者の孤食及び栄養バランスの偏りの増加が問題として取り上げられています。しかし、生活習慣病予防、健康寿命延伸のためには健全な食生活は欠かせません。

今後、朝食摂取や栄養バランスに優れた「日本型食生活」などを含めた望ましい食生活や運動の実践により、生活習慣病などの予防及び改善につなげます。

そして近年、健全な食生活の実現が困難な立場にある人もいます。貧困の状況にある子どもなどに食料を提供する活動、一人暮らしの高齢者への共食を踏まえた食事を提供する活動等、様々な年代への、食事に関する地域での様々な取り組みが重要となってきています

家庭、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携による、地域における食育をより一層推進します。

健康寿命の延伸につながる食育の推進のために		
具体的な取組のための手段	教科書的要素	食事指針(「食事バランスガイド」などの活用促進)
	生きた教材	栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践
	賢い中食・外食利用のために	食品関連事業者などによる食育の推進
取組のための環境整備	専門的支援者の育成	専門的知識を有する人材の養成・活用
	地域とのつながりのために	ボランティア活動などによる取組の推進
普及啓発のために		継続的な食育推進運動における情報提供及び取組の促進

### 健康寿命の延伸につながる食育の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした国民健康づくり運動(健康日本21「第二次」)を通じて健全な食生活、健康づくりのための身体活動の実践につながる取組を推進します。

腎臓の疾病など様々な合併症を引き起こす生活習慣病の重症化予防のための適切な食事管理の取組や、血圧を低下させる効果があると考えられている減塩の取組等を推進します。

地域において管理栄養士が食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、健康診断に合わせて、一人ひとりの健康状態に応じた栄養指導の充実を図っていきます。

### 食事指針(「食事バランスガイド」など)の活用促進

生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、一人ひとりの健康状態や生活環境などに配慮した適切な食事や運動の実践が重要になります。

今回の佐世保市のアンケート調査結果では、食事指針等を知っている人・食事指針等を参考にした食生活を送っている人の方が、食事指針等を知らない人・参考にした食生活を送っていない人より、野菜摂取目標量の認知度や夕食後の間食の頻度、朝食の摂取頻度等により良い結果を与えていました。

日々の生活の中で、主食・副菜・主菜がそろった食事や適切な野菜の摂取などをわかりやすくイラストで示した「食事バランスガイド」や、ライフステージに応じて具体的な取組を提示した「食育ガイド」などの食事指針の活用機会を増やすため、さまざまな関係機関や団体などとの連携のもと、地域への普及や啓発に取り組みます。

## ■ 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践

米や野菜、魚、大豆を中心とした食生活パターンに、畜産物や果物が加わった栄養バランスに優れた日本型食生活を実践するために、さまざまな関係機関や団体などとの連携のもと、普及や啓発に努めることで、地域での食生活改善のための取組を推進します。

## ■ 専門的知識を有する人材の養成・活用

地域での食生活改善の取組を推進するために、すべてのライフステージで、一人ひとりの健康状態や生活環境などに配慮した専門的な支援が必要です。

さまざまな関係機関や団体などとの連携のもと、一人ひとりが主体的に食育活動を実践するために、体験活動や専門的な支援を継続して行うことが必要です。

専門的知識を有する管理栄養士などの人材の育成及び資質の向上のための研修会などの開催や、活躍の機会の増加に努めることで、地域に密着した食育の取組を推進します。

## ■ 食品関連事業者などによる食育の推進

食の簡便化や外部化により外食や中食を利用する際には、一人ひとりの適切な食の選択の実践が大切になります。

外食や中食を利用する際に、「健康づくり応援の店」などでの「食事バランスガイド」や栄養成分表示及び地元の旬の食材を活用したレシピなどの健康に関する情報提供に取り組みます。

さまざまな関係機関や団体などとの連携のもと、社員食堂などでの健康に配慮したメニューや食及び健康に関する情報提供に取り組み、幅広い地域や年齢層での食育を推進します。

## ■ ボランティア活動などによる取組の推進

食生活改善の取組を多面的に推進するためのボランティア団体などによる活動は、地域での交流の機会をもたらすとともに、食育の裾野を広げ推進することにつながります。

地域での食育推進の中核的役割を担う食生活改善推進員\*などボランティア団体の取組を、教育及び保育機関など、さまざまな関係機関や団体などと連携し、実施することで、一人ひとりの主体的な食育活動の充実と定着を推進します。

また、管理栄養士や調理師などの養成機関と地域との連携は、専門的な食の知識や技術を地域に提供することにつながります。

そのため、ボランティアの育成及び資質の向上や活躍の機会の増加、学生ボ

ランティアなどによる地域貢献をととした食育活動など、支援体制などの環境の整備に努めます。

## 継続的な食育推進運動における情報提供及び取組の促進

年間をととして、継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」、「みんなで囲むウチゴハンの日」と定め、さまざまな関係機関や団体などと連携するとともに、相互の情報の共有及び交換に努めます。

また、食に関するイベントや料理教室の開催案内等の情報発信をホームページ等に掲載するなど、さまざまな媒体や機会をととして情報の提供に取り組めます。

## 4 生産者と消費者との交流促進

### 自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化

地域の多彩な農林水産物は、自然の恩恵のうえで成り立っています。また、地元の旬の食材を使うことは栄養価が高く、身近に手に入りやすいという利点のほかに、地域に根差した伝統的な食文化の継承につながります。

さまざまな農林漁業体験をととしての生産者と消費者との交流は、食と農、動植物の命の尊さ、人の営みについて学ぶ機会になることから、自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化に向けた取組を推進します。

また、世界的にも問題になっている食品ロス削減の取組も推進していく必要があります。

### 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供

家庭、教育及び保育機関、地域社会などの場で、農林漁業関係者やさまざまな関係機関及び団体との連携・協力のもと、農林漁業体験をととして、食の楽しさや関心を深め、感謝の気持ちを育みます。

食に関するイベントや料理教室の開催案内等の情報発信をホームページ等に掲載するなど、さまざまな媒体や機会をととして情報の提供に取り組めます。

### 農林漁業者などによる食育の推進

農林水産物の生産・加工・流通などのさまざまな体験をととして、食の安全・安心に関する知識や、農林漁業への関心や理解を深めることは、日々の食生活が自然の恩恵のうえで成り立っており、食に関わるさまざまな人々の活動に支えられていることを理解することにつながります。

さまざまな関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、農林漁業体験などによる食育を推進します。

## 地産地消の推進

多彩な食材を生かした食文化や食生活の継承及び発展のために、さまざまな関係機関や団体と連携し、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、地元の農林水産物を利用することは、心身の健康や精神的な豊かさにつながります。

地元の農林水産物の旬や活用レシピ、直売所やインショップ\*の情報などを、ホームページに掲載するなど、さまざまな媒体や機会をとおして、地産地消を推進します。

## 市街地と農山漁村の共生と対流の促進

市街地と農山漁村の共生や生産者と消費者との交流を深めることは、食に関する感謝の念や理解を深めるとともに、地域の活性化につながります。

そのため、農林水産物などを活用した体験型施設の拡充や、グリーンツーリズム\*の推進による受け入れ体制の整備や情報提供などに取り組むとともに、地域資源の活用や環境保全などを含めた地域主体の取組を推進します。

## 食品ロス削減を目指した市民運動の展開

本来食べられるのに、廃棄されている「食品ロス」を減らすためには、一人一人が買いすぎや作りすぎに注意して、適量に心がけることが重要です。特に、食品の購入や調理にあたっては、賞味期限や消費期限等の表示をよく見て、必要な適量を心がけ、計画的に使う、無駄にならないようにしましょう。また、食材の有効利用等のため、冷蔵庫等で使い残した食品がそのままになっていないかを点検し、計画的な献立づくりや、調理や保存方法に上手に取り組んで、無駄や廃棄を少なくしましょう。

生産から消費までの食の循環を意識しながら、環境に配慮した食育を推進するために、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、食品ロス削減のための取組を推進します。

## 5 食文化継承のための活動の支援

社会環境の変化やライフスタイルの多様化する中で、地元の旬の食材を活用した日々の家庭料理や地域の行事食や作法などについて、次世代へ伝えていくことは、心身の健康や精神的な豊かさを育むうえで重要です。

さまざまな関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、栄養バランスの優れた日本型食生活や、地域において継承されてきた特色ある食文化の継承のための活動を支援します。

## 食文化に関する知識の普及と情報の提供

地域に根ざした伝統的な食文化や食生活について、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、家庭や教育及び保育機関、地域社会などの場で、地元の旬の食材を使用した日々の家庭料理や行事食、イベントや料理教室などをおして知識の普及に努めます。

また、行事食や地域の郷土料理、旬の食材など食文化に関する情報発信をホームページに掲載するなど、さまざまな媒体や機会をとおして、情報の提供に取り組めます。

## 6 食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査

一人ひとりが生涯にわたって健康的な食生活を送るためには、食の安全性などに関する知識を習得するとともに、正しく理解し適切な食の選択の実践に努めていくことが重要です。

また、食品関連事業者においては、事業者の責務において、食品の安全性を確保することが必要です。

食品の安全性などを含めた食育を効果的に推進するために、最新の研究や調査の結果に基づく客観的な情報提供に努めます。

また、消費者、食品関連事業者及び行政などによる積極的な情報や意見の交換を行うことで、食品の安全性について理解を深めるための取組を推進します。

## リスクコミュニケーションの促進

食品の安全性に関する知識や理解を深めるために、消費者、食品関連事業者、食の安全・安心に関する専門家、行政などが情報や意見の交換を行うリスクコミュニケーションを促進することで、安全・安心な食環境の整備に努めます。

## 食品の安全性に関する情報の提供

最新の研究や調査の結果に基づく食品の安全性などに関する情報をホームページに掲載するなど、さまざまな媒体や機会をとおして情報提供に努めるとともに、適切な食の選択の実践につながる取組を推進します。

## 食品関連事業者などによる自主衛生管理の推進

食品関連事業者は、事業者の責務において、食品の安全性を確保することが必要です。そのため、特定給食施設や食品関連事業者に対して、行政が実施する衛生管理に関する研修会や指導及び助言により、自主衛生管理の徹底

を促すことで、食品の安全性を高める取組を推進します。

### ■ 食品表示の適正化の推進

食品に関する表示が、食品を摂取する際の安全性および一般消費者が自主的かつ合理的な食品選択を確保することができるように、必要な情報を提供していきます。

食品関連事業者等に対して食品表示の正確な情報をわかりやすく提供し、また関係団体と連携して立入検査を実施することで食品表示の適正化を推進していきます。

### ■ 食生活に関する調査

市民の食や健康などに関する実態を把握し、計画的かつ効果的に食育を展開するために、調査を定期的の実施するとともに、わかりやすい情報として市民に提供します。

## 第5章 佐世保市食育推進実施プラン

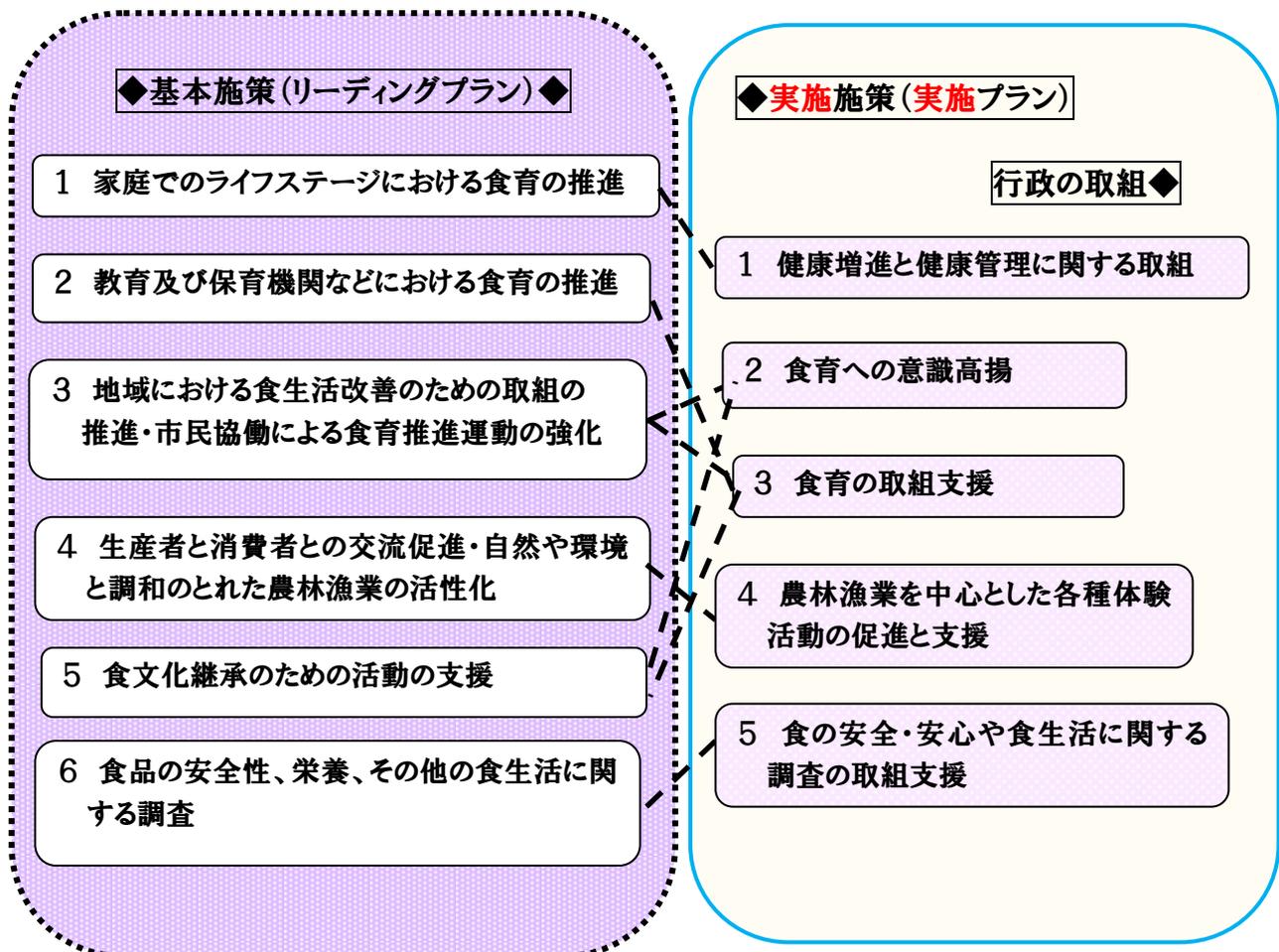
### 5-1 本計画における行政の取組

行政は、市民、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体との連携のもと、それぞれの役割を効果的に果たすことができるように、次の5項目を軸に施策や事業を推進します。

#### ◆佐世保市食育推進実施プラン◆

- 1…健康増進と健康管理に関する取組
- 2…食育への意識高揚
- 3…食育の取組支援
- 4…農林漁業を中心とした各種体験活動の促進と支援
- 5…食の安全・安心や食生活に関する調査の取組推進

### 5-2 基本施策(リーディングプラン)と行政の取組の相関図



### 5-3 実施プランの見直し

#### ■ 実施プランの見直し

実施プランで定めた目標は、本計画の見直しなどを受けて、適時・適切に事業内容を検討し、効率的で質の高い事業を展開していきます。

### 5-4 行政の取組

#### 1 健康増進と健康管理に関する取組

保健福祉部を中心に他の部局と連携し、料理教室、食育及び健康講話、研修会、各種乳幼児健診及び健康相談などを実施します。

市民一人ひとりが、食について関心を深めるとともに、生涯にわたって健康的な食生活を送るために、すべてのライフステージにおいて健康増進や健康管理に取り組めます。

#### ■ 乳児期

主な事業	担当課	内容
離乳食講座と実習	幼児教育センター	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の確実なステップや調理方法の指導より食事の基礎を作り、情報交換や相談の場の提供を行い、安定した生活を図ります。
4ヶ月児健診	子ども保健課	母乳及び混合栄養、月齢に合わせた離乳食の内容及び授乳期の母親の食事内容などの相談及び支援を行い、心身ともに安定した食生活の充実を図ります。
10か月児歯科育児相談	子ども保健課	歯科育児相談などの機会をとおして、離乳食後期からの生歯の本数や口腔内の状況把握及び歯磨きの指導を行います。

## 幼児期

主な事業	担当課	内 容
親子クッキング 幼児食調理講習会	幼児教育センタ ー	子どもの食に関する嗜好や体験を広げるために、親子クッキング、幼児食調理講習会などを実施し、保護者などを含めた食育への関心を高めるとともに、望ましい食生活の実践に努めます。
食のリサイクル	廃棄物減量推進 課	ごみ減量アドバイザーの指導などでの、生ごみの堆肥化による食のリサイクルを含めた野菜の栽培などをおして、限りある資源を大切に作る心や、感謝の気持ちを育みます。
食に関する育児講座 食に関する講演会 食に関する相談(子育てトークほっとタイム)	子ども育成課  幼児教育センタ ー	食育やむし歯予防など歯と口の健康に関する講話や講演会などの機会をとおして、子どもや保護者に対して食生活の不安を解消し、日々の食生活の重要性について認識を深めてもらいます。
1歳6か月児健診 2歳児経過歯科健診 3歳児健診	子ども保健課	子どもや保護者に、幼児健診などの機会をとおして、幼児の食事や間食及び歯磨き指導などの相談及び支援を行うことで、望ましい食習慣や歯と口の健康に関する意識を高め、生活リズムの確立を目指します。

## 学齡期

主な事業	担当課	内 容
親子クッキング	人権男女共同参画課	家族や仲間との調理や共食の中で、食に関する嗜好や体験を広げるために、親子クッキングや研修会などの機会をとおして、保護者などを含めた食育への関心を高め、望ましい食生活の実践に努めます。また、家庭生活での男女共同参画の促進に努めます。
啓発活動・水産教室	水産課	水産教室やお魚まつりなどのイベントの機会をとおして、様々な体験活動による心身の健康増進を図ります。
食のリサイクル 【再掲】	廃棄物減量推進課	ごみ減量アドバイザーの指導などでの、生ごみの堆肥化による食のリサイクルを含めた野菜の栽培などをとおして、限りある資源を大切に作る心や、感謝の気持ちを育みます。
学校における歯科健診	学校保健課	乳歯から永久歯に生え変わる時期に、歯科健診などをとおして、歯と口の健康や歯磨き指導を行うことで、小学校・中学校における健康の保持・増進に取り組みます。
子育て講座・研修会	社会教育課	家庭が果たすべき役割や家庭教育の重要性を再確認し、家庭における教育力の充実に努めます。

## 青年期

主な事業	担当課	内容
高校生への食育推進事業	健康づくり課	家庭から自立する前の高校生や、働く男性及び女性に対する健康講話や料理教室などの機会をとおして、食育への関心を高めるとともに、望ましい食生活の実践に努めます。
成人歯科健診	健康づくり課	受診者に対し、歯と口の健康に関する支援を行うことで、生活習慣病の予防及び改善に努めます。
民間企業と連携した食の健康づくり	健康づくり課	商工会議所をはじめ、各事業所や健康保険組合など職域保健の関係者とネットワークを強化し、健診の受診勧奨や食に関する健康づくりの情報提供を行います。

## 壮年期

主な事業	担当課	内容
健康アップ料理教室 カラダすっきり教室 いきいき元気食事づくり教室	医療保険課 健康づくり課	生涯にわたって健康的な食生活を送るために、各種料理教室などの機会をとおして、生活習慣病や低栄養などの予防に関する講話や料理を体験することで、一人ひとりの食の自立によるQOLの維持・向上や健康寿命の延伸に努めます。
介護食づくり教室	健康づくり課	介護を必要とする人の食べる機能の段階に応じた介護食づくりを行い、介護に携わる人の調理技術と食に関する知識の向上を図ります。
特定健康診査 特定保健指導 成人歯科健診 【再掲】	医療保険課 健康づくり課	骨粗鬆症検診や成人歯科健診などの機会をとおして、各種健（検）診などの受診者に対し、適切な食事や運動及び歯と口の健康に関する指導や支援を行うことで、生活習慣病の予防及び改善に努めます。
健康相談・健康手帳交付・健康教育	健康づくり課	健康相談や訪問指導などの機会をとおして、一人ひとりの健康状態や生活環境に配慮した具体的な相談及び支援を行います。

## 高齢期

主な事業	担当課	内容
いきいき元気食事 づくり教室 【再掲】	健康づくり課	生涯にわたって健康的な食生活を送るために、生活習慣病や低栄養などの予防に関する講話や料理を体験することで、一人ひとりの食の自立によるQOLの維持・向上や健康寿命の延伸に努めます。
介護食づくり教室 【再掲】	健康づくり課	介護を必要とする人の食べる機能の段階に応じた介護食づくりを行い、介護に携わる人の調理技術と食に関する知識の向上を図ります。
特定健康診査 【再掲】 特定保健指導 【再掲】（74歳まで） 成人歯科健診 【再掲】	医療保険課  健康づくり課	骨粗鬆症検診や成人歯科健診などの機会をとおして、各種健（検）診などの受診者に対し、適切な食事や運動及び歯と口の健康に関する指導や支援を行うことで、生活習慣病などの予防及び改善に努めます。
介護予防事業 健康手帳交付【再掲】	長寿社会課 健康づくり課	生活支援体制を整備し、地域の社会資源を発掘し、高齢者がいきいきと自分らしく自立した生活を送れるようにし、高齢者の共食の機会を増やします。
歯の健康優良高齢者コンテスト	健康づくり課	楽しい食生活をおくるため、80歳以上になっても20本以上、自分の歯を保持するものを表彰します。

## ■ 妊娠期

主な事業	担当課	内 容
母子健康手帳交付	子ども保健課	胎児の成長や母子の心身の健康維持のための妊婦相談の機会をとおして、食事や間食及び歯と口の健康などの相談及び支援を行います。
マタニティ学級	子ども保健課	妊娠中や産後の望ましい食生活や口の健康などについて理解を深めます。また、妊婦同士の交流を図ることで、心身ともに安心した出産や育児に向けた支援を行います。
成人歯科健診 (妊婦歯科健診)	健康づくり課	毎日の食生活の充実、「食べる楽しみ」を確保してもらうため、歯科健診によって、妊娠期に必要な口腔管理を行います。

## 2 食育への意識高揚

保健福祉部が中心となり各部局と連携し、食育推進運動の展開に取り組みます。

### 継続的な食育推進運動における情報提供

#### 及び健康づくりへの意識の普及や啓発事業

主な事業	担当課	内容
食育普及啓発 デンタルフェスティバル まちづくり出前講座 食に関する講座による情報提供	健康づくり課  社会教育課  公民館政策課	食育に関心を持ち、実践する市民の増加を図るため、市民の望ましい食生活に向けた食育に関する出前講座や、食や口に関するイベント等で食及び歯に関する情報提供を行います。 年間をとおして、継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、さまざまな関係機関や団体などと連携し食育を推進します。
ヘルシークッキング グコンテスト	健康づくり課	啓発を通して、各家庭での基本的な食習慣（家族そろっての食事や朝ごはんを食べる）を見直す機会を図り、「広報させぼ」及びホームページなど、さまざまな媒体や機会をとおして、情報提供に取り組みます。
健康づくり応援の 店登録推進事業	健康づくり課	食や禁煙など健康に配慮した取組を行う店舗をとおして、食環境整備を進めるとともに、市民の食生活に対する関心を高め、適切な食選択の実践につなげます。
ホームページでの 総合的な情報発信	健康づくり課	地元の食材を使ったヘルシーメニューレシピの紹介、直売所の地元産品紹介、食品の安全性、市内各地域の郷土料理など食に関するさまざまな情報を発信し、情報提供により家庭や地域における食育を支援します。
民間企業と連携した食の健康づくり 【再掲】	健康づくり課	商工会議所をはじめ、各事業所や健康保険組合など職域保健の関係者とネットワークを強化し、健診の受診勧奨や食に関する健康づくりの情報提供を行います。

市民への望ましい食習慣に関する情報提供の充実	健康づくり課	市民が望ましい食習慣を実施できるよう、行動変容が期待できる場所での周知を図ります。
------------------------	--------	-------------------------------------------

### 3 食育の取組支援

市民、教育及び保育関係者、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、市民団体など、各主体における食育の取組に対し、各部局において積極的な支援を図ります。

#### 教育及び保育機関などの取組支援

主な事業	担当課	内容
食育指導者の資質の向上	学校保健課	栄養教諭・学校栄養職員をはじめ、学校教職員の研修会などの機会をとおして、食育指導体制及び内容の充実を図るための支援を行います。
児童生徒の食育指導	学校保健課	学習指導要領に基づき、各教科や学級活動、給食時間などを活用し、児童・生徒が望ましい食習慣を身につけるために、学校教育活動全体をとおして総合的に推進します。
歯科保健指導	学校保健課	学校でのブラッシング指導や講話などをとおして、児童生徒の歯と口の健康に関する知識や理解を深めるとともに、教育関係者などへの食育を推進します。
子ども期歯科保健研修会	学校保健課	子ども期歯科保健研修会をとおして、児童・生徒の成長や発達に合わせた歯と口の健康についての知識の習得による望ましい食生活の実践を支援します。
放課後子ども教室	社会教育課	体験不足と言われる子どもたちに、生活技能を身につけることができる貴重な体験活動の場として実施し、食に関して関心を高めてもらい、基本的な生活習慣の定着を図ります。
食のリサイクル (再掲)	廃棄物減量推進課	ごみ減量アドバイザーの指導などでの、生ごみの堆肥化による食のリサイクルを含めた野菜の栽培などをとおして、限りある資源を大切に作る心や、感謝の気持ちを育みます。

## 教育及び保育機関などにおける食事の提供及び給食の質の向上

主な事業	担当課	内容
調理師研修会	健康づくり課	調理師研修会などの機会をとおして、調理師及び調理員などにおける栄養管理・給食管理・衛生管理に関する知識や技術の向上を図ります。
調理担当者の実技研修	幼児教育センター	保育機関などを対象にした実技研修会をとおして、不足しがちな栄養素を取り入れた食事の提供や給食などにより、子どもへの適切な栄養管理による食生活を支援します。また、成長や発達に合わせた食習慣やしつけなどについて、指導及び支援できる人材育成を支援します。
保育所等給食施設指導	健康づくり課	特定給食施設などの設置者及び管理者に対し、栄養管理のための指導及び助言などによる、適切な栄養管理や食育の推進に関する支援を行います。

## 学校給食の充実

主な事業	担当課	内容
学校給食を活用した食育指導	学校保健課	郷土料理や新メニューの導入による地場産物を多く使用した栄養バランスの取れた学校給食を「生きた教材」として活用するために、学校給食及び食に関する指導の充実に努めます。
学校給食を通じた家庭、地域への啓発	学校保健課	学校給食の試食会、ふれあい給食、食育講話などをとおして、保護者や地域の方に対して、食に関する知識を深めるとともに、望ましい食生活の実践に努めます。
学校給食の充実	学校保健課	小学校及び中学校における食育推進のための給食を充実させます。

## 食育の担い手(ボランティア)などの資質の向上

主な事業	担当課	内 容
乳幼児部門食育アドバイザー講座	幼児教育センター	月齢や発育・発達状況に合わせた離乳食の進め方や調理方法などの支援及び指導を行う際に、食育ボランティアなどの主体的な活動の充実を図るため、乳幼児部門食育アドバイザー講座をとおして、資質向上のための支援に努めます。
食生活改善推進員養成講座 食生活改善推進員研修会	健康づくり課	食生活改善の取組を多面的に推進するために、養成講座や研修会をとおして、食育の担い手（食生活改善推進員など）の人材育成及び資質向上のための支援を行います。
食育実践者ネットワーク会議	健康づくり課	地域で食生活支援を必要とする市民へ、統一性のある継続した栄養相談の実施についての充実を図ります。
食育実践者研修会	健康づくり課	健康づくりの協力者を育成し、地域住民への食育推進を図ります。

## 4 農林漁業を中心とした各種体験活動の促進と支援

農林水産部、観光商工部を中心に各部局が連携し、生産者と消費者との交流を深め、自然や環境と調和のとれた農林漁業の活性化に取り組みます。

### 子どもと保護者を対象とした体験活動

主な事業	担当課	内容
ふれあい農業の推進	農業畜産課	農業体験などの機会をとおして、食への関心を高め、心身の健康増進を図ります。
卸売市場の見学及び体験学習	卸売市場	青果物・水産物等の消費拡大を推進しながら、卸売市場の見学及び体験学習をとおして、市場の役割や食への理解を深めます。
啓発活動 ・水産教室など	水産課	水産教室やお魚まつりなどのイベントの機会をとおして、様々な体験活動による心身の健康増進を図ります。
食のリサイクル (再掲)	廃棄物減量推進課	ごみ減量アドバイザーの指導などでの、生ごみの堆肥化による食のリサイクルを含めた野菜の栽培などをとおして、限りある資源を大切に作る心や、感謝の気持ちを育みます。

## 地産地消の推進

主な事業	担当課	内容
水産教室（再掲） お魚まつり	水産課	水産教室やお魚まつりなどのイベントの機会をとおして、ブルーツーリズム*や水産物の消費拡大による、地産地消を推進します。
地域農産物の消費拡大	農業畜産課	消費者が安全で安心できる新鮮な佐世保農水産物を手に入れることができるよう、直売所等が行う各種イベントを活用し、佐世保産農水産物の認知度向上を図ります。
地産地消の促進	水産課	地元水産物の地元販売促進やイベント開催への助成を行います
水産物消費拡大	水産課	大消費地へ出向いた PR 活動や、水産加工品の消費拡大を目指し、販売促進活動を実施しています。

## 共生と対流の促進

主な事業	担当課	内容
生産者と消費者の交流	観光課	平成 25 年 4 月に認定された「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業を通じて、食など地域の特性を活かした滞在コンテンツの整備など地域資源を活用した観光地域づくりを推進するとともに、体験ツアーを実施し、生産者と消費者の交流促進を図ります。
ブルーツーリズムの推進	水産課	漁業団体の創意工夫を生かした取組による漁村の活性化や、観光資源の増加などによるブルーツーリズムを推進します。
ふれあい農業の推進（再掲）	農業畜産課	農業体験などの機会をとおして、食への関心を高め、心身の健康増進を図ります。

交流施設・・・国見の郷、吉井活性化センター、冷水岳ふるさと物産館など

## 5 食の安全・安心や食生活に関する調査の取組推進

保健福祉部を中心に各部局と連携し、食品の安全性、栄養、その他の食生活に関する調査及び情報提供の推進に取り組みます。

### 食品の衛生管理及び安全性に関する情報提供・意見交換

主な事業	担当課	内容
調理師研修会 (再掲)	健康づくり課	調理師研修会などの機会をとおして、調理師及び調理員などにおける衛生管理に関する知識や技術の向上を図るとともに、安全・安心な食事の提供の推進に努めます。
家畜保健衛生対策	農業畜産課	家畜の疾病や事故の減少を目的として、家畜保健衛生対策として農業団体への支援を行います。
衛生講習会	生活衛生課	食品関連事業者や消費者に対し、衛生講習会やパンフレットの配布などの機会をとおして、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報提供に努めるとともに、相談窓口の設置による個別の支援の充実を図ります。
と畜場見学、検査体験	食肉衛生検査所	生きた動物がお肉となって食卓にのぼるまでの様々な過程についての学習・体験を通して、食に関する感謝の気持ちを育むとともに、消費者の安全・安心な食環境づくりを推進します。
食のリスクコミュニケーション事業	生活衛生課	食品の安全性に関する知識や理解を深めるために、消費者、食品関連事業者、専門家及び行政などによるリスクコミュニケーション（情報提供及び意見交換）を行います。

## 食生活に関する調査

主な事業	担当課	内容
食生活に関する調査	健康づくり課	市民の食や健康に関する実態を把握し、計画的かつ効率的に食育の目標を達成するために、定期的に調査やアンケートを実施するとともに、わかりやすい情報として提供します。

## 5-5 食育推進実施プラン一覧表

### ◆基本理念◆

『食』から始まる豊かなくらし、食育実践都市 ‘させば’

#### 対応する食育推進基本目標

- |             |           |              |                          |          |
|-------------|-----------|--------------|--------------------------|----------|
| 1 食育の関心     | 2 朝食の欠食   | 3 栄養バランスへの配慮 | 4 生活習慣病の予防               | 5 嗜ミング30 |
| 6 家族そろっての食事 | 7 学校給食    | 8 食育推進ボランティア | 9 地産地消の推進及び生産者との交流促進について |          |
| 10 食文化の継承   | 11 食品の安全性 |              |                          |          |

食育推進計画による推進項目	事業項目	担当課	対応する食育推進計画の基本目標													
			1.食	2.朝	3.バラ	4.生活	5.嗜	6.共	7.給	8.ボラン	9.地産	10.食	11.食	12.食		
<b>1 健康増進と健康管理に関する取組</b>																
◆家庭でのライフステージにおける取組 (乳児期・幼児期・学齢期)	<b>●料理教室の開催による食育</b>															
	1 離乳食講座と実習	幼児教育センター	●		●				●					●		●
	2 親子クッキング	人権男女共同参画課	●						●							
	3 親子クッキング	幼児教育センター	●	●	●				●					●		
	4 幼児食調理講習会	幼児教育センター	●	●	●				●					●		
	5 啓発活動・水産教室など	水産課	●											●		
	<b>●相談、支援などによる食育</b>															
	1 食に関する育児講座等	子ども育成課	●	●	●				●	●						
	2 食のリサイクル	廃棄物減量推進課	●													
	3 食に関する相談(子育てトークほっとタイム)	幼児教育センター	●	●	●					●					●	
	4 食に関する講演会	幼児教育センター	●	●	●					●					●	
	5 子育て講座・研修会	社会教育課	●	●						●					●	
	<b>●健康診査時における食育</b>															
	1 4ヶ月児健診	子ども保健課	●	●	●					●						
	2 10ヶ月児歯科育児相談		●	●	●				●	●						
3 1歳6ヶ月児健康診査(歯科健診含む)	●		●	●				●	●							
4 2歳児経過歯科健診	●		●	●				●	●							
5 3歳児健康診査(歯科健診含む)	●		●	●				●	●							
6 学校における歯科健診	学校保健課								●							
<b>◆ライフステージにおける取組(青年期・壮年期)</b>																
<b>●料理教室の開催による食育</b>																
1 介護食づくり教室	健康づくり課	●	●	●	●	●	●	●					●	●		●
2 いきいき元気食事づくり教室	健康づくり課	●	●	●				●	●				●	●		●
3 健康アップ料理教室	医療保険課	●	●				●						●	●		●
4 カラダすっきり教室	医療保険課	●	●				●						●	●		●
5 高校生への食育推進事業	健康づくり課	●	●	●	●	●	●	●					●	●		●
6 大学生への食育推進事業	健康づくり課	●	●	●	●	●	●	●					●	●		●

◆ライフステージにおける取組 (青年期・若年期・壮年期)	<b>●相談、支援などによる食育</b>																				
	1 健康手帳交付	健康づくり課				●	●														
	2 健康相談					●	●	●													
	3 健康教育					●	●														
	4 訪問指導					●	●														
	<b>●健康診査時における食育</b>																				
	1 成人歯科健診	健康づくり課								●											
	2 特定健康診査	医療保険課							●												
3 特定保健指導			●	●	●	●														●	
◆ライフステージにおける取組 (高齢期)	<b>●料理教室の開催による食育</b>																				
	1 介護食づくり教室（再掲）	健康づくり課	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●						●	
	2 いきいき元気食事づくり教室（再掲）		●	●	●			●	●			●	●	●							●
	<b>●相談、支援などによる食育</b>																				
	1 健康手帳交付（再掲）	健康づくり課					●	●													
	2 介護予防事業	長寿社会課	●	●	●																
	<b>●健康診査時における食育</b>																				
	1 成人歯科健診（再掲）	医療保険課								●											
2 歯の健康優良高齢者コンテスト									●												
3 特定健康診査（再掲）									●												
4 特定保健指導（再掲）			●	●	●	●															●
◆ライフステージにおける取組 (妊娠期)	<b>●相談、支援などによる食育</b>																				
	1 母子健康手帳交付	子ども保健課	●	●	●	●	●	●	●												
	2 マタニティ学級		●	●	●	●	●	●													
	<b>●健康診査時における食育</b>																				
1 成人歯科健診（再掲）【妊娠歯科健診】	健康づくり課								●												
<b>2 食育への意識高揚</b>																					
◆継続的な食育推進運動における情報提供及び健康づくりへの意識の普及や啓発事業	1 食育意識啓発、普及	健康づくり課	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●						●	
	2 ヘルシークッキングコンテスト		●	●	●				●			●		●							
	3 デンタルフェスティバル								●												
	4 健康づくり応援の店事業		●		●	●															
	5 食に関する講座による情報提供	公民館政策課	●	●	●	●	●	●			●	●	●							●	
	6 まちづくり出前講座	社会教育課	●	●	●	●	●	●				●	●								●
	7 ホームページでの総合的な情報発信	健康づくり課	●	●	●	●	●	●				●	●								●
	8 民間企業と連携した食の健康づくり	健康づくり課		●	●	●	●	●				●	●								●
	9 市民への望ましい食習慣に関する情報提供の充実	健康づくり課	●	●	●	●			●				●	●	●					●	●

3 食育の取組支援														
◆教育及び保育機関などの取組支援	1 調理師研修会	健康づくり課	●										●	
	2 食育指導者の資質の向上		●										●	
	3 児童生徒の食育指導	学校保健課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4 歯科保健指導					●	●							
	3 子ども期歯科保健研修会						●							
	4 放課後子ども教室	社会教育課	●								●	●		
5 食のリサイクル【再掲】	減量廃棄物推進課	●												
◆教育及び保育機関などにおける食事の提供及び給食の質の向上	1 調理師研修会	健康づくり課	●										●	
	2 保育所給食施設指導	健康づくり課	●	●	●				●	●		●	●	
◆学校給食の充実	1 学校給食を活用した食育指導	学校保健課	●							●				
	2 学校給食を通じた家庭、地域への啓発		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 学校給食の充実		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
◆食育の担い手（ボランティア）などの資質向上	1 乳幼児部門食育アドバイザー講座	子ども育成課	●	●					●		●	●	●	
	2 食生活改善推進員研修	健康づくり課	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	
	3 食生活改善推進員養成講座		●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	
	4 食育実践者ネットワーク会議		●	●	●	●	●			●	●	●	●	
	5 食育実践者研修会		●	●	●	●	●			●	●	●	●	
4 農業・漁業を中心とした各種体験活動の促進と支援														
◆子どもと保護者を対象とした体験活動	1 市民農園	農業畜産課	●									●		
	2 卸売市場の見学及び体験学習	卸売市場	●								●			
	3 啓発活動・水産教室など	水産課	●								●	●		
	4 食のリサイクル【再掲】	減量廃棄物推進課	●											
◆地産地消の推進	1 佐世保市産農水産物認定品目	農業畜産課									●			
	2 啓発活動（水産教室など）【再掲】	水産課	●								●	●		
	3 地産地消の促進										●	●		
	4 水産物消費拡大											●		
	5 お魚まつり		●									●	●	
◆共生と対流促進	1 生産者と消費者の交流促進	観光課									●			
	2 市民農園（再掲）	農業畜産課	●								●			
	3 ブルーツーリズムの推進	水産課	●								●			
5 食の安全・安心や食生活に関する調査の取組促進														
◆食品の衛生管理及び安全性に関する情報提供・意見交換	1 調理師研修会（再掲）	健康づくり課	●										●	
	2 親子料理教室	生活衛生課	●	●	●	●	●	●				●	●	
	3 大学祭に向けてのリスクコミュニケーション	生活衛生課											●	
	4 家畜保健衛生対策	農業畜産課											●	
	5 衛生講習会	生活衛生課											●	
	6 と畜場見学、検査体験	食肉衛生検査所	●										●	
◆食生活に関する調査	1 食生活に関する調査	健康づくり課	●											

実施事業予定一覧表

実施事業予定一覧表								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
<b>(1) 健康増進と健康管理に関する取組</b>															
<b>1. ライフステージにおける取組《乳児期・幼児期・学齢期》</b>															
<b>○料理教室の開催による食育</b>															
1	少子化対応推進事業	離乳食講座と実習	幼児教育センター	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の段階や調理方法の指導、旬の食材を使った離乳食作りと試食体験	月齢や発育・発達状態に合わせた離乳食の確実なステップや調理方法の指導より、食事の基礎を作る。また、情報交換や相談の場の提供により安定した生活を図る。	・妊産婦 ・乳児の保護者	参加者数	●開催回数9回（積雪の影響により1回中止） ●内容：5～6か月頃と7～8か月頃、9～11か月頃、12～18か月頃の離乳食の講話と実習（各5回） ●開催場所：中央保健福祉センター ●対象：妊産婦及び乳児保護者各20名	176人	200人	200人	200人	200人	200人	200人
2	男女共同参画推進啓発事業	親子クッキング	人権男女共同参画課	身近な食材を利用しながら、栄養バランスの取れた料理を作る親子料理体験	親子での料理体験を通じ、家庭での男女平等教育、男女共同参画の推進、食育の推進を図る。	・子ども ・保護者	参加者数	●開催日：①6月14日(日)②8月2日(日) ●開催場所：①2男女共同参画推進センター「スピカ」調理実習室 ●内容①「親子手ごねパン教室」24人②「キャラ弁づくり」26人	50人	48人	48人	48人	48人	48人	48人
3	幼児教育センター運営費	親子クッキング	幼児教育センター	幼児向けのおやつを作る親子料理体験	親子料理体験をとおして親子がふれあい、また、子どものころから「食」への関心を高める。	・児童(就学前) ・保護者	料理体験の満足度	●開催日 ①8月19日 ②8月20日は、断水のため中止 ●献立：トマトのみつ煮、簡単コロッケ ●開催場所：幼児教育センター ●対象：3歳～未就学児とその保護者 各10組 *開催日が2日間の予定	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
4	幼児教育センター運営費	幼児食調理講習会	幼児教育センター	調理講習会の開催(子ども向けのメニューや、調理方法などを学ぶ)	大人自らが食生活を見直し、食をとおして子育ての楽しさや大切さを感じ、食を楽しむ機会をとおして子どもの「食育」について関心を高める。	・就学前児童の保護者	調理講習会参加者の満足度	●開催日 ①11月11日 ②11月12日 ●献立：豆腐のピザ風・人参ゼリー ●開催場所：幼児教育センター ●対象：未就学児の子どもをもつ保護者 各10組	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5	栽培漁業推進事業	啓発活動・水産教室など	水産課	水産教室、お魚料理教室、漁業体験などの開催	体験などを通じてブルーーツーリズムを推進するとともに、料理教室を通じて水産物の消費拡大、地産地消の推進を図る。	・市民	水産教室などへの参加者数	水産教室の開催 小中学校で栽培漁業、地元水産振興活動の紹介、種苗放流、さばき方教室の実施	540人						
<b>○相談、支援などによる食育</b>															
6	公立保育所拠点機能事業	食に関する育児講座等	子ども育成課	食に関する講話や調理実習、むし歯予防の講話	在宅親子に対して、食や口腔に関する正しい知識を普及する。	・在宅親子	参加者数	●開催日 わいわい広場では、東部6/15中部6/3北部6/1に実施 すくすく広場ひまわり親子教室でも実施 ●歯の正しい磨き方についてのミニ講話や質疑応答を行い正しい知識や方法をアドバイスする。 ●個別に磨き方やお口の中のチェックをする。	1,294人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人

実施事業予定一覧表

番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
								H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
7	地域リサイクル活動支援事業	食のリサイクル	廃棄物課 減量推進	生ごみを活用した元気野菜づくりの体験活動を実施するために「ごみ減量アドバイザー」を登録し、地域や学校などの講習会に指導者として派遣	自然の恵みに感謝し、自然の仕組みを知ることにより、食への関心を高めるとともに、「限りある資源を大切にすることを育む。	・幼稚園、保育所の園児 ・児童生徒 ・市民	派遣回数	ごみ減量の取り組みとして、生ごみを活用した野菜づくりの体験活動を実施するために「ごみ減量アドバイザー」を地域や学校などの講習会に計8回の派遣を行った。	8回	15回	15回	15回	15回	15回	15回
8	幼児教育センター運営費(再掲)	食に関する相談(子育てトークほっとタイム)	幼児教育センター	子育て相談員を交えて保護者同士がおしゃべりを楽しむ中で、食に関する情報交換、相談を実施	食生活の不安を解消する。	・市民	参加者満足度	●開催日:7月 ●開催場所:幼児教育センター ●対象乳幼児の子どもをもつ母親 ●内容:手遊びや読み語りなど親子で楽しんだ後、母親は小グループに分かれ情報交換を行う。	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9	少子化対応推進事業(再掲)	食に関する講演会	幼児教育センター	日ごろの食習慣を見直し、「子どもの食」について考える機会として食育講演会を開催	保護者が食育の様々な情報や知識を習得することによって食育への関心を高め、日頃の食生活を見直す機会とするとともに、乳幼児からの食生活の必要性を発信していく。	・市民	参加者満足度	事業内容の変更により実施していない	未実施	100.0%	未定	未定	未定	未定	未定
10	家庭教育推進事業	子育て講座・研修会	社会教育課	小学校の入学説明会時に子育て講座を開催、PTAを対象とした各種研修会を実施	家庭が果たすべき役割や家庭教育の重要性を再確認し、家庭における教育力を充実させる。	・小学生の子どもを持つ家庭・保護者	「させほ子育て講座」受講率	小学校入学説明会時に、保護者を対象として「させほ子育て講座」を開催した。1つのテーマとして、「早寝・早起き・朝ごはん」を取り上げ、保護者対象とした講座を行った。	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
○健康診査時における食育															
11	母子管理対策事業	4カ月児健診	子ども保健課	授乳期の母親の食事・母乳栄養・混合栄養・離乳食準備期から完了期についての指導	親子の心の安定の中で食を楽しみ心地よい生活を実現する。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	授乳期の母親の食事・母乳栄養・混合栄養・離乳食準備期から完了期についての指導	98.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
12	歯科保健推進事業	10カ月児歯科育児相談	子ども保健課	離乳食後期から完了期の食事指導、生えてきている歯の本数に合わせた噛み方、飲み方の指導、口腔内のチェック、歯みがき指導	体験をとおとして、自分で進んで食べようとする力を育む。	・対象児 ・保護者	1歳6カ月児健診でむし歯のない児の割合	離乳食後期から完了期の食事指導・生歯本数・口腔内のチェック・歯磨き指導	45.2%	H28～名称・実施形態変更 相談→教室へ					

実施事業予定一覧表

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
13	1歳6カ月児健康診査	1歳6カ月児健康診査(歯科健診含む)	子ども保健課	幼児食から普通食・間食についてや、噛む習慣の定着についての指導	子どもが食を楽しみ、食に関心を持ち、生活リズムの確立を図る。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	離乳食の完了期、幼児食・間食などの相談	92.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14	1歳6カ月児健康診査(再掲)	2歳児経過歯科健診	子ども保健課	2歳になるフォロー児に対する歯科保健指導	保護者に対し、歯の大切さ、生活習慣の見直しなどを意識づけ、健全な口腔機能の維持を図る。	・対象児 ・保護者	経過歯科健診受診率(所内及び歯科医院含む)	離乳食の完了期、幼児食・間食などの相談	92.8%	事業番号13に含む					
15	3歳児健康診査	3歳児健康診査(歯科健診含む)	子ども保健課	食に関する相談、歯科健診の実施、正しい咀嚼についての指導	バランスの取れた食事や生活リズム、食事マナーなどについての認識、健全な口腔機能の維持を図る。	・対象児 ・保護者	健康診査受診率	食に関する相談、歯科検診の実施。	91.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
16	健康管理対策事業	学校における歯科健診	学校保健課	学校歯科医による児童生徒の歯科健診を実施するもの	児童生徒の健康管理・増進を図る。	・児童生徒	児童生徒のDMFT指数	学校歯科医により、各学年1回～2回実施	0.83	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75
<b>2. ライフステージにおける取組《青年期》</b>															
<b>○料理教室の開催による食育</b>															
17	けんこうシブさせば21計画事業(再掲)	高校生への食育推進事業	健康づくり課	家庭から自立する時期にある高校生を対象に食に関する啓発を行う	家庭から自立する時期にある高校生に対し、健康的な食生活を実践するための支援を行う。	・高校生	・実施回数	聖和学院、西海学園、佐世保実業高等学校の文化祭に職に関するブースを出展した。499人がブースに訪れた。	3回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
<b>○健康診査時における食育</b>															
18	健康診査事業(再掲)	【重点課題】 成人歯科健診	健康づくり課	歯科医院での歯科健診、中央保健福祉センターでの歯科健診を実施。食の基礎となる歯や口腔の健康維持、機能維持を促進する。	毎日の食生活の充実、「食べる楽しみ」を確保する。	・20歳以上	委託歯科健診、所内歯科健診及び離島での歯科健診の受診者数	20歳以上を対象とし、母子健康手帳交付時をはじめ市内成人の方へ受診勧奨をおこなった。なお、満40・50・60歳の節目の方には無料クーポン券を送付し受診強化を図った。	1,248人	1,370人	1,370人	1,370人	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画「第4期以降の実施計画」にて策定予定		

実施事業予定一覧表

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
<b>3. ライフステージにおける取組《壮年期》</b>															
<b>○料理教室の開催による食育</b>															
19	いきいき元気食事づくり教室	いきいき元気食事づくり教室	健康づくり課	いつまでも元気でいきいきと過ごすために、食を通して健康を維持し、介護予防についての理解を深めるための講和や実習を行う。	いつまでも元気で、活動的に暮らすために高齢者とその家族を支援する。	・高齢者 ・家族	料理教室の参加者数	42回開催し、参加者数は延べ777人	777人	960人	960人	介護保険事業計画と合わせて目標値策定予定			
20	健康管理事業	健康アップ料理教室	医療保険課	参加者に生活習慣病予防食を作ってもらい、料理する楽しさを通じて、食生活の大切さ、関係知識の啓発を実施	管理栄養士の専門的な指導により、具体的な食習慣改善指導(支援)を行うもの。	佐世保市国民健康保険加入者(特定健診受診者優先)	参加者数	年間5回実施 (中央保健福祉センター:4回、宇久保健福祉センター:1回)	104人	100人	100人	100人	100人	100人	100人
21	健康管理事業	カラダすっきり教室	医療保険課	食と運動を具体的に体験しながら学習する機会を提供し、即実践できる知識の啓発を実施	管理栄養士及び健康運動指導士等の専門的な指導により生活習慣改善の効果の向上をはかり重症化予防を目指す	特定健診受診後特に生活改善が必要な方(特定保健指導該当者及び重症化予防対象者)	参加者数	年間3回実施 (中央保健福祉センター:3回)	40人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
22	介護食づくり教室	介護食づくり教室	健康づくり課	要介護者の状態を維持しながら、食べる楽しみを得るための介護食を習得する料理教室の開催	介護を必要とする人の食べる機能の段階に応じた介護食づくりを行い、介護に携わる人の調理技術と食に関する知識を向上させる。	介護に携わる方で介護食づくりに不慣れな方	料理教室の参加者数	保健師や栄養士の講話による介護に必要な情報の提供、普通食からひと工夫した介護食の調理実習	133人	200人	200人	介護保険事業計画と合わせて目標値策定予定			
<b>○相談、支援などによる食育</b>															
23	健康手帳交付事業	健康手帳交付	健康づくり課	食生活や運動を含め、生活習慣病予防の情報を提供するため健康手帳を配布	自身の健康管理と適切な医療確保に役立てる。	・40歳以上	・40歳到達者 ・希望者への配布数	食生活や運動を含め、生活習慣病予防の情報を提供するため健康手帳を配布	670冊	1,100冊	1,100冊	1,100冊	1,100冊	1,100冊	1,100冊
24	健康相談事業	健康相談	健康づくり課	生活習慣病に関する来所・電話相談、食生活を含めた運動や生活全般に対する指導助言	個別相談を行うことで、対象者の生活状況にあわせた具体的な指導を行い、生活習慣病を予防する。	・40歳以上	相談者数	生活習慣病に関する来所・電話相談、食生活を含めた運動や生活全般に対する指導助言	5,115	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人

実施事業予定一覧表

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
25	健康教育事業 (再掲)	健康教育	健康づくり課	食生活、運動、生活全般の指導 助言、骨粗しょう症検診や歯科 健診の指導	食の知識を深めることにより、健康 への自覚を高め自分の健康管理を 主体的に実践する。	・40歳以上	健康教育の 参加者数	食生活、運動、生活全般の指導助言、骨粗 しょう症検診や歯科健診の指導	182回	184回	186回	188回	190回	192回	195回	
○健康診査時における食育																
再	健康診査事業 (再掲)	【重点課題】 成人歯科健診 (再掲)	健康づくり課	事業番号 18 の再掲												
26	特定健康診査 事業費	【重点課題】 特定健康診査	医療 保険 課	国民健康保険加入者の40～74 歳を対象に内臓脂肪症候群(メ タボリックシンドローム)に着目し た特定健康診査を実施。 また、健診後に管理栄養士によ る対象者の健康状態に応じたき め細かな栄養指導などを実施。	生活習慣病予防のために、メタボ リックシンドローム(内臓脂肪症候 群)やその予備群を的確に抽出し、 該当者を特定保健指導につなげ る。	国保加入者40～ 74歳	受診率	受診率目標50%	36.0%	55.0%	60.0%	特定健康診査等実施計画第2期の実施期間は 平成25～29年度。平成30年度以降の目標 値については計画策定時決定予定。				
27	特定保健指導 事業費	【重点課題】 特定保健指導	医療 保険 課	国民健康保険加入者の40～74 歳を対象に内臓脂肪症候群(メ タボリックシンドローム)に着目 し、管理栄養士による対象者の 健康状態に応じたきめ細かな栄 養指導などを、特定保健指導と して実施する。	特定健康診査により抽出した糖尿 病などの生活習慣病予備群に対 して適切な保健指導を行い、対象 者が生活改善を行うことで将来的 な発症の抑制を目指すもの	国保加入者40～ 74歳	特定保健指 導実施率 (%)	実施率目標50%	60.0%	60.0%	60.0%	特定健康診査等実施計画第2期の実施期間は 平成25～29年度。平成30年度以降の目標 値については計画策定時決定予定。				
4. ライフステージにおける取組《高齢期》																
○料理教室の開催による食育																
再	いきいき元気 食事づくり教 室 (再掲)	いきいき元気食 事づくり教室 (再掲)	健康づくり課	事業番号 19 の再掲												

実施事業予定一覧表

実施事業予定一覧表								実施内容		現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
再	介護食づくり教室	介護食づくり教室	健康づくり課	事業番号 22 の再掲												
○相談、支援などによる食育																
再	健康手帳交付事業(再掲)	健康手帳交付(再掲)	健康づくり課	事業番号 23 の再掲												
28	通所型介護予防事業	介護予防事業	長寿社会課	食事づくりが日常的に自分でマネジメントできるための指導、嚥下摂食機能に応じた形態や食べ方の指導	低栄養状態の早期発見と早期改善に努め、自分らしい生活の確立と自己実現を支援する。	二次予防事業対象者(旧特定高齢者)のうち低栄養状態又はその可能性のある者	介護予防ケアマネジメントを行い維持・改善した高齢者数	食事づくりが日常的に自分でマネジメントできるための指導・嚥下・摂食状態に応じた形態や食べ方の指導	0回 (口腔機能低下予防425回)	本事業は、平成29年度より介護予防・日常生活支援統合事業に移行することから、栄養改善だけを目的にするのではなく、全体的に要介護状態にならないようにする取り組みを推進していく。高齢者の孤食を防ぎ、共食の機会を増やす。						
29	歯科保健推進事業(再掲)	歯の健康優良高齢者コンテスト	健康づくり課	80歳以上の高齢者で健康な口腔を有する者を表彰	楽しい食生活をおくるため、80歳以上になっても20本以上、自分の歯を保持する。	・満80歳以上	参加者数	デンタルフェスティバルにおいて表彰式を開催。	34人	33人	35人	35人	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」第4期以降の実施計画にて策定予定			
○健康診査時における食育																
再	健康診査事業(再掲)	【重点課題】 成人歯科健診(再掲)	健康づくり課	事業番号 18 の再掲												
再	特定健康診査事業費(再掲)	【重点課題】 特定健康診査(再掲)	医療保険課	事業番号 26 の再掲												

実施事業予定一覧表								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
再	特定保健指導事業費(再掲)	【重点課題】 特定保健指導(再掲)	医療保険課	事業番号 27 の再掲											
5. ライフステージにおける取組《妊娠期》															
○料理教室の開催による食育															
○相談、支援などによる食育															
30	育児等健康支援事業(再掲)	母子健康手帳交付	子ども保健課	母子健康手帳の交付時に保健・栄養・歯科について小グループ指導を実施。	母性尊重の理念を高め、健康増進の意欲を高める。心身・出産に関する栄養の知識を普及する。	・妊産婦	相談者数	母子健康手帳交付時に栄養・保健・歯科についての指導を実施	2,241人						
31	育児等健康支援事業(再掲)	マタニティ学級	子ども課	栄養バランスなどの食事診断を実施	健康の増進、生活の質の向上、バランスのとれた食生活による豊かな生活、家族で食卓を囲む楽しい食事の実践につながる。	・妊婦	育児相談者数・教室参加者数	講話だけでなく、簡単にできる野菜の1品料理や天然だし味の味増汁の試飲等を行い、実演も含めた内容にし、即行動変容ができるような教室内容に努めた。	756人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人
○健康診査時における食育															
32	健康診査事業(再掲)	妊産婦歯科健診	健康づくり課	歯科医院での歯科健診、生活習慣病健診時の歯科健診を実施するとともに、妊産婦に必要な歯科保健指導や健康管理を実施	毎日の食生活の充実、「食べる楽しみ」を確保する。また、歯科保健指導によって、妊産婦に必要な口腔管理を行う。	・妊産婦	妊産婦歯科健診受診率	20歳以上を対象とし、母子健康手帳交付時をはじめ市内成人の方への利用を勧めている。	-	300人	300人	300人	300人	300人	300人
(2) 食育への意識高揚															
1. 継続的な食育推進運動における情報提供及び健康づくりへの意識の普及や啓発事業															
32	食育推進事業(再掲)	【重点課題】 食育意識啓発、普及	健康づくり課	ライフステージに応じて、市民の暮らしやすい食生活に向けた食育に関する出前講座や、食に関するイベントを行う団体と連携し、イベントで食育に関するブースを設け、普及・啓発を行う。また、家族そろっての食事(共食)は食育の原点であることから、月に1度は家族そろって食事する機会を持つよう、啓発を行う。	食育に関心を持ち、実践する市民の増加を図る。	・市民	イベント及び講座参加者数	ライフステージに応じて、市民の暮らしやすい食生活に向けた食育に関する出前講座や、食に関するイベントを行う団体と連携し、イベントで食育に関するブースを設け、普及・啓発を行った。	3800人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
33	けんこうシッパさせば21計画事業(再掲)	ヘルシーキッチンコンテンツ「家族そろっての食事推進」	健康づくり課	望ましい食習慣を身につけるために、簡単に作ることができるメニューを募集し、募集した作品のレシピの配布等を行い、周知・啓発をはかる。	啓発をとおして、各家庭での基本的な食習慣(家族そろっての食事や朝ごはんを食べる)を見直す機会を図る。	・市民	応募作品数	望ましい食習慣を身につけるために、手軽にできる野菜1品料理を募集した。応募数1475点	1,475点	1,500点	1,500点	1,500点	1,500点	1,500点	1,500点

実施事業予定一覧表

番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
								H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
34	歯科保健推進事業 (再掲)	デンタルフェスティバル	健康づくり課	毎年6月の「歯の衛生週間」に開催、「食生活コーナー」を設置して、おやつなどの砂糖含有量について指導を実施	啓発をとおして食の楽しみ、歯と口の健康維持、むし歯予防を図る。	・市民	参加者数	毎年6月第1日曜日に開催されており、今年度は中央公民館でデンタルフェスティバルを開催。	2,225人	2,000人	2,000人	2,000人	佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画「第4期以降の実施計画」にて策定予定			
35	けんこうショップ させぼ21計画事業 (再掲)	【重点課題】 健康づくり応援の 店推進事業	健康づくり課	健康に配慮した登録店舗を増やすことと、望ましい食環境の整備に努める	食や禁煙など健康に配慮した取組を行う店舗をとおして、食環境整備を進めるとともに、市民の食生活に対する関心を高め、適切な食選択の実践につなげる	・食品衛生法許可 営業施設	登録店舗数	健康に配慮した登録店舗を増やすことと、望ましい食環境の整備。登録83店舗 今年度は、「みんなの食ナビ」のリニューアルも行った。	83店舗	84店舗	86店舗	88店舗	90店舗	92店舗	94店舗	
36	公民館主催講座事業	食に関する講座 による情報提供	公民館政策課	各地区公民館が主催する市民向け講座に、食育のメニューを盛り込んで実施	市民が食育に関して理解を深めるとともに、幅広い知識を持ち、実践できるようになる。	・市民	参加者数	25公民館で開催。 実施回数107回、参加者数2,002名。 料理教室をはじめ、食生活に関する情報提供により参加者の健康づくりや生きがいづくりになっている。	2,002人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	2,300人	
37	生涯学習講師派遣事業	まちづくり出前講座	社会教育課	市職員が講師となって市民向け研修・講習・説明を行う「出前講座」を開催し、食育に関する情報を提供	市民が食育に関して理解を深めるとともに、幅広い知識を持ち、実践できるようになる。	・市民グループ	受講団体数	市役所(及び関係機関)の業務をメニューとして取り換え、市職員が講師として市内の学習グループ等に対して説明を行った。	8団体	15団体	15団体	20団体	20団体	25団体	25団体	
38	市民への情報提供事業	【重点課題】 市民への望ましい食習慣に関する情報提供の充実	健康づくり課	市民が見つけやすい場所で望ましい食習慣に関する情報を掲示等で見せることにより望ましい食習慣への行動変容へとつなげる	市民が望ましい食習慣を実施できるよう、行動変容が期待できる場所での周知を図る	市民	情報提供実施率	特定給食施設等の給食担当者に栄養管理・衛生管理・給食管理に関する支援・指導を行う。(食育スタンドの配布)	100%	1回	1回	1回	1回	1回	1回	
<b>(3) 食育の取組支援</b>																
<b>1. 教育及び保育機関などの取組支援</b>																
39	給食施設等指導事業 (再掲)	調理師研修会	健康づくり課	特定給食施設などの調理師及び調理員に対して、給食管理、衛生管理に関する知識や技術向上のための情報提供	調理師及び調理員の資質の向上を図る。	・特定給食施設などの調理師及び調理員	参加施設割合	平成27年6月25日、26日の2回開催し、参加者数は延べ195人 2日間共通…食中毒の予防等について 6月25日…計量方法を見直そう 6月26日…冷凍食品の取り扱いについて	100.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	

実施事業予定一覧表

番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
								H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
<b>2. 教育及び保育機関などにおける食事の提供及び給食の質の向上</b>																
42	学校における食育推進事業	児童生徒の食育指導	学校保健課	特別活動や給食時間、総合的な学習などを利用した児童生徒の体験学習を実施	体験をとおして、児童生徒が健康的な食生活のあり方や望ましい食習慣を身につける。	・児童生徒	小・中学校における体験活動をとおした食育実施率	食育指導全体計画の作成	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
43	幼児教育センター運営費(再掲)	調理担当者の実技研修	幼児教育セン	調理担当者に、給食やおやつの実技研修を実施	保育施設において、不足しがちな栄養素を含む給食献立を取り上げ、子どもの発達に必要な栄養の取り方を学び、食事の提供を望ましい食習慣としつづけ実践できる人材を育成する。	・調理員	参加者数	●開催回数:3回 ●開催場所:中央保健福祉センター ●対象:保育所・幼稚園等の調理担当者 ●内容:不足しがちな栄養素を用いたおやつについて、講話と実習。	76人	90人						
44	保育所給食施設指導	保育所給食施設指導	健康づくり課	特定給食施設などの設置者に対し、栄養管理のための指導、助言、支援	各施設での効果的な業務の実施と施設間の格差を無くす。	・調理や献立作成に従事する者 ・給食責任者	指導施設数	毎年5月・11月に保育所給食施設より検討表の提出。検討表から栄養量の過不足等のある施設に対し、支援・助言を行う。	100.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
<b>3. 学校給食の充実</b>																
45	学校給食実施に関する事業	学校給食を通じた家庭、地域への啓発	学校保健課	新メニュー調理実習・衛生管理研修会・学校給食の試食会・ふれあい給食会・「食育」の講話等の実施	児童生徒が安全でおいしく給食を食べ、食に関する正しい理解を深める。	・児童、生徒 ・保護者 ・学校給食従事職員	学校給食試食会実施率	学校給食試食会を保護者・地域の方・地域の園児等とともに実施した。	93.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
46	中学校給食の実施	中学校給食の実施	学校保健課	中学校給食の完全実施	中学生の食育の充実	中学生・教職員・保護者	完全給食実施率(学校数)	平成25年9月より中学校給食の完全実施	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
<b>4. 食の担い手(ボランティア)活動者などの資質の向上</b>																
47	少子化対応推進事業(再掲)	乳幼児部門食育アドバイザー講座	幼児教育セン	乳幼児部門食育アドバイザー講座の開催	乳幼児食育アドバイザーの共通認識とスキルアップを図る。	・乳幼児食育アドバイザー	参加者数	●開催日:5月15日 1回 ●開催場所:中央保健福祉センター ●内容:離乳食の進め方と心身の発達 ①離乳食の基本的な考え方 ②離乳食のステップ ③離乳食の実際	15人	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施事業予定一覧表

								実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
48	食生活改善事業	食生活改善推進員養成講座	健康づくり課	食生活改善推進員になるための養成講座の開催	健康づくりの協力者を育成し、地域住民への食育推進を図る。	・食生活改善推進員を目指す市民	参加人員	9月から11月に、食に関するボランティア活動を行う市民を食生活改善推進員として養成する講座を開催。	32人	30人	30人	30人	30人	30人	30人
49	食生活改善事業 (再掲)	食生活改善推進員研修会	健康づくり課	食生活改善推進員の研修	知識の習得・会員間の交流により、会員の資質向上と市民への対応力の向上を図る。	・食生活改善推進員	会員数	年間11回、各地区でボランティア活動を行う会員の資質向上のための研修会を開催。	278人	290人	295人	320人	300人	305人	310人
50	食育推進事業 (再掲)	【重点課題】 食育実践者ネットワーク会議	健康づくり課	市内の老人福祉施設、保育施設など、保健・医療・福祉分野の業務に携わっている管理栄養士・栄養士が一堂に会し、栄養指導の方法や食事の提供状況について情報交換を行う。	地域で食生活支援を必要とする市民へ、統一性のある継続した栄養相談の実施についての充実を図る。	・市内の管理栄養士、栄養士など	参加者数	平成27年6月9日…106名参加 議題①「食形態の共有化」 ②「食物アレルギー患者の支援」 12月9日…77名参加 議題①「食物アレルギー患者の支援」	183人	200人	200人	200人	200人	200人	200人
51	食育推進事業 (再掲)	【重点課題】 食育実践者研修会	健康づくり課	食育推進の役割を担う人材(食育実践者)に対し、資質向上のために研修会を実施する。また、活躍の機会を増加させるなど支援体制を整える。	健康づくりの協力者を育成し、地域住民への食育推進を図る。	・市内の食育実践者	参加者数	今年度から食生活改善推進員研修会・養成講座も兼ねて行った 平成27年9月29日…263名 「必ず役立つ震災食」 平成28年1月29日…171名 「『食育』を推進するために」	434人	120人	120人	120人	120人	120人	120人
<b>(4) 農林漁業を中心とした各種体験活動の促進と支援</b>															
<b>1. 子どもと保護者を対象とした体験活動</b>															
52	ふれあい農業推進事業	市民農園	農業畜産課	貸農園形式により農業体験を実施	体験活動による心身の健康増進を図る。	・市民	市民農園利用率	利用者67名、174区画の農園貸出を行った。	69.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
53	集荷販売対策事業費	卸売市場の見学及び体験学習	卸売市場	卸売市場の見学及び青果物などの体験学習	卸売市場の見学及び体験学習をとおして、市場の役割や食への理解を深めるとともに、青果物・水産物等の消費拡大に資する。	・市民 ・来訪者	見学者数	青果・花き・水産市場において見学希望の申し込みがあり、市場見学を実施。また青果・花き市場において小学生を対象としたフルーツワークショップ教室を、8月に開催。25名の参加者。	820人	900人	900人	900人	900人	900人	900人

実施事業予定一覧表

番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
								H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
再	栽培漁業推進事業 (再掲)	啓発活動 ・水産教室など (再掲)	水産課	事業番号 5 の再掲												
再	地域リサイクル活動支援事業	食のリサイクル	廃棄物削減課	事業番号 7 の再掲												
2. 地産地消の推進																
54	付加価値の高い一次産品育成対策事業	佐世保市産農水産物認定品目	農業畜産課	本市独自の農水産物認証制度による佐世保産農水産物の認知度向上	本市独自の基準により、佐世保産農水産物の認証を実施し、その認知度向上を図る。	・市民	佐世保産農水産物の認証品目数	ブランド化事業により認定したオリーブとジャンボニンニクの作付面積拡大や加工品の開発など、農産物振興のための支援を行った。	4品目	6品目						
再	栽培漁業推進事業 (再掲)	啓発活動 ・水産教室など (再掲)	水産課	事業番号 5 の再掲												
55	地産地消推進事業 (再掲)	地産地消の促進	水産課	地元水産物の地元販売促進イベント開催への助成	地域水産物の地域内消費拡大を図る。	・水産関係団体 ・漁業協同組合	イベント参加者数	57に含む	57に含む							
56	水産物消費拡大事業	水産物消費拡大	水産課	水産物の県外・市外販売促進イベント開催への助成	地域水産物の広域的なPR活動により消費拡大・販路拡大を図る。	・水産関係団体 ・漁業協同組合	イベント参加者数	水産加工品PR・販売イベントの開催経費に対する支援	21,000人	25,000人						
57	魚食普及啓発関係事業費	お魚まつり	水産市場	魚食普及、地産地消の推進を目的としたイベントの開催	水揚げされる新鮮な地元食材の提供と消費者への魚食普及を図る。	・水産市場関係者 ・消費者	お魚まつり入場者数	水産市場において、お魚まつりを開催。鮮魚・水産加工品の販売、販売促進PR、お魚さばき方教室等の魚食普及活動を実施。約4万人の来場者。	40,000人							

実施事業予定一覧表

番号	細々目	事業項目	担当課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	
								H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	
<b>3. 共生と対流促進</b>																
58	『観光地域づくり推進事業』	生産者と消費者の交流促進	観光課	食など地域の特性を活かした滞在コンテンツの整備など観光地域づくりの取り組みを行なう。	都市住民及び来訪者の体験ツアーを実施し、生産者と消費者の交流促進を図る。	・市民 ・来訪者	商品化ツアー・体験プログラム参加者数	平成25年4月に認定された「海風の国」佐世保・小値賀観光圏において観光地域づくりの事業を実施。地域における食の開発や、着地型観光商品「SASEBO時旅」等の造成、販売を行なった。	138,421人	177,500人	177,500人	177,500人	177,500人	177,500人	177,500人	
再	ふれあい農業推進事業 (再掲)	市民農園 (再掲)	農業畜産課	事業番号 52 の再掲												
59	離島漁業再生支援交付金事業	ブルーーツーリズム*の推進	水産課	観光資源を活用した地域振興策の実行	観光資源を活用し、漁村の活性化や食と漁業への理解を深める。	・漁業者 ・地区住民	離島地区における漁獲量	ウニ割り体験などの体験メニューの提供		1,780t	1,780t	1,780t	1,780t	1,780t	1,780t	
<b>(5) 食の安全・安心や食生活に関する調査の取組推進</b>																
<b>1. 食品の安全性に関する情報提供・意見交換</b>																
60	食のリスクコミュニケーション事業	食のリスクコミュニケーション事業	生活衛生課	食関係情報の提供と意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	衛生意識の向上による安全な食品の提供と食品事故を未然に防止する。	・市民 ・食品関連事業者	意見交換会開催回数	①体験型リスクコミュニケーション「実践！親子で食中毒予防」を実施 ②対談形式によるリスクコミュニケーション「ノロウイルス予防について」 Mさせぼにてパーソナリティとの対談形式によるリスクコミュニケーションを実施	2回	2回						
再	調理師研修会 (再掲)	調理師研修会 (再掲)	健康づくり課	事業番号 39 の再掲												

実施事業予定一覧表

				実施内容	現状値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値					
2. 食品の衛生管理																	
再	調理師研修会 (再掲)	調理師研修会 (再掲)	健康 づくり 課	事業番号39の再掲													
61	家畜保健衛生 対策事業	家畜保健衛生対 策	農 業 畜 産 課	家畜の疾病、事故が減少することを目的として、農業団体が行う事業に対して補助金を交付	家畜の疾病、事故等を未然に防ぎ、安全な食品を提供する。	・農業団体	子牛出荷時におけるワクチン接種率	疾病予防対策事業、牛舎衛生対策事業、寄生虫対策事業に対し補助金を交付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
番号	細々目	事業項目	担当 課名	事業内容	事業目的	対象者	指標式名	H27年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度		
62	営業許可調査 事業	衛生講習会	生活 衛生 課	営業者、営業所従事者及び消費者に対する衛生講習会の開催、パンフレットの配布、苦情相談の窓口開設	食品の安全性に関する基礎的な知識を習得する。	・消費者 ・食品等事業者	食品衛生講習会実績	市民、食品営業者向けに食品衛生講習会を実施。内訳は ・責任者16回 ・営業者17回 ・消費者10回 ・その他15回	58回	60回	60回	60回	60回	60回	60回		
63	食肉品質向上 事業	と畜場見学、検査体験	食肉 衛生 検査 所	お肉ができるまでの過程の見学や食肉検査の学習・体験	生きた動物がお肉となって食卓にのぼるまでの様々な過程について理解を深めることで、食に関する感謝の気持ちを育むとともに、消費者の安全・安心な食生活環境づくりを推進する。	・小学生高学年の児童及びその保護者、中学生	参加者満足度	食肉の生産・検査・流通の過程を学ぶ見学会及び体験学習イベントを開催。 ①親子参加型見学会「体験！お肉ができるまで～と畜場見学会～」(7/29,佐世保市と畜場ほか,児童11名・保護者12名)。②中学生向け体験学習「体験！お肉の検査員～獣医師のお仕事～」(7/22～7/24,同上,中学生2名)	100.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%	95.0%			

## 第6章 計画の効果的な推進

### 6-1 計画の推進体制

食育の推進については、市民一人ひとりが主体的に取り組んでいくために、教育及び保育機関、保健・医療・福祉関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など、さまざまな関係機関や団体及び行政が、相互の情報共有を図りながら、密接な連携のもと、それぞれの役割に応じた取組を推進していくことが重要です。

また、計画に基づく取組について、さまざまな手段をとおして情報提供に努めるとともに、市民の意見や考え方などを積極的に把握し、その内容について施策に反映させていくことが必要です。

そのため、佐世保市食育推進会議において、数値目標はその達成状況を、施策についてはその具体的な評価を行うなど、定期的に進捗状況の把握を行うとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### 6-2 国、県、各種計画などとの連携

国において、平成28年3月18日に食育推進会議で決定された第3次食育推進基本計画には、『食育の推進にあたっては、様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら、多様に連携・協働し、その実効性を高めつつ、国民が実践しやすい社会環境づくりにも取り組むことで、食をめぐる諸課題の解決に資するように推進していくことが必要である』と示されています。

また、長崎県においても、平成28年3月に第三次食育推進計画が策定され、市町の責務として、「市町は、食育の推進に関し、国や関係者・機関・団体などとの連携を図り、地域の特性を生かした施策を食育推進計画に基づき、実施する責務があります。」と記されています。

そのため、計画の実施にあたっては、国や県の計画及び本市の各種関連計画との整合性を保ちながら連携を図っていきます。

### 6-3 事業の評価と進捗管理

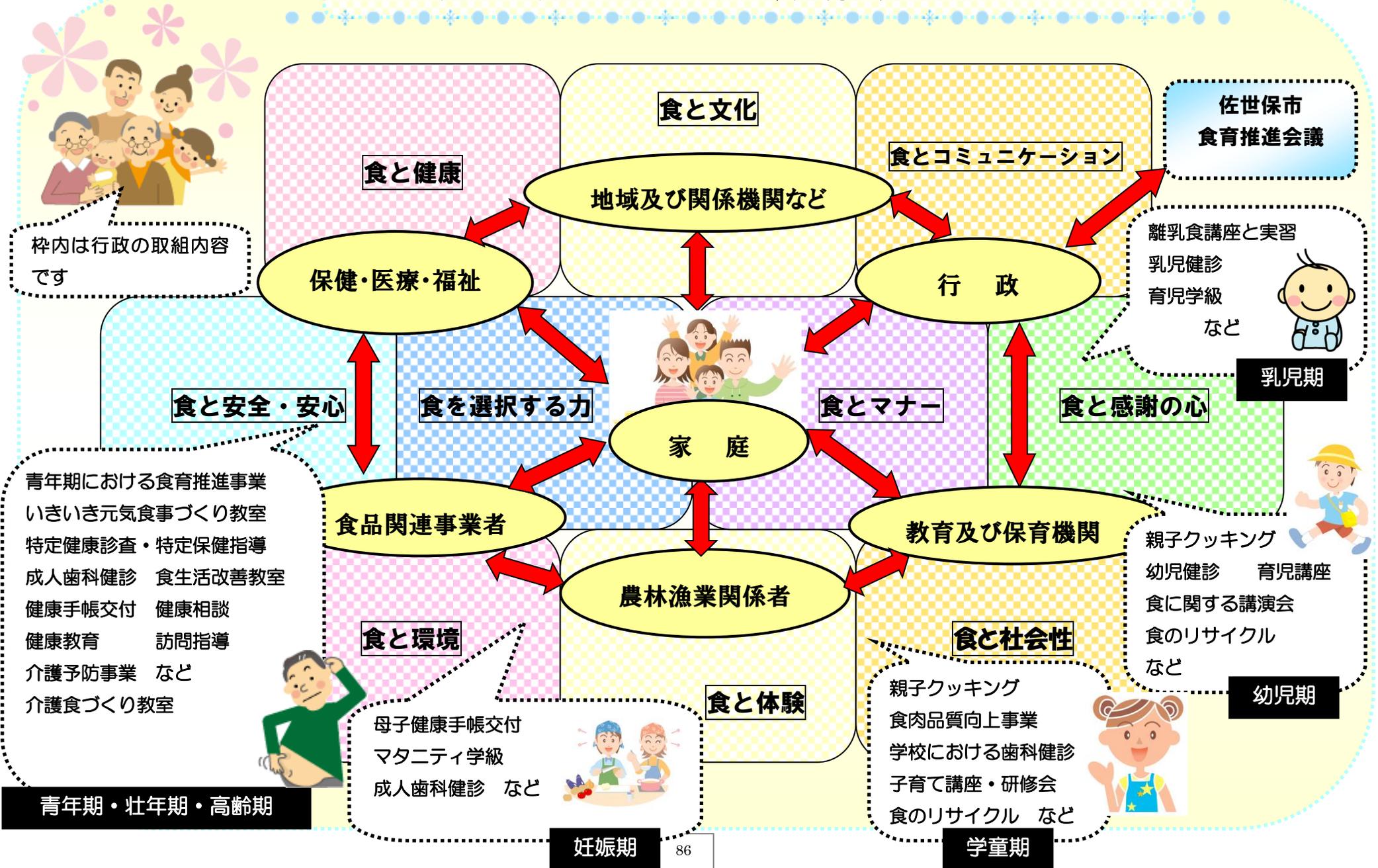
計画の実施にあたり、行政は、各部局が実施する食育に関する施策や事業について広く横断的に取り組むために、食育推進検討委員会などを設置し、食育の重点的、優先的な取組、事業の評価及び進捗管理を行います。

また、食育の推進により、市民の食に対する意識や行動がどのように変化し

ようとしているのかについて、食育の効果や事業内容を外部の第三者を交えて調査し、改善方法を検討します。

6-4 計画の推進体制(図)

「食」から始まる豊かな暮らし、食育実践都市「させば」



## あ 行

**インショップ**

「ショップ・イン・ショップ」の略語で、百貨店やショッピングセンターなどの量販店の中に専門店が出店する形式のことです。専門店側にとっては、独自の運営で顧客の開拓ができます。一方の百貨店やショッピングセンターは、知名度の高い専門店を置くことによって顧客の要望に応えることができます。

**エコツーリズム**

自然や文化環境を損なわない範囲で、自然観察や文化、歴史などについて、体験などをとおして学ぶ観光形態のことです。

## か 行

**学習指導要領**

文部科学省が告示する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校などの教育課程の基準のことです。平成20年3月28日に公示された学習指導要領では、総則に「学校における食育の推進」が位置づけられ、学校教育活動全体をとおして一貫した指導を行うことが求められています。

**噛ミン30**

食育を推進し、より健康な生活を送ることを目指すために、一口30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズのことです。『歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～噛ミン30（カミングサンマル）を目指して～』が、平成21年7月13日に厚生労働省から公表されました。

**健康寿命**

病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を、平均寿命から差し引いた寿命のことで、心身ともに健康で自立した生活を送る期間を表しています。これは、WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標です。

**健康増進法**

国民の健康保持及び増進、生活習慣病などの予防を目的として制定された法律のことです。国民が生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない総合的な推進に関する事項について規定、制定しています。

## 健康づくり応援の店

栄養成分表示やヘルシーメニューの提供などに取り組んでいる飲食店として登録された店舗のことです。市民一人ひとりの健康に配慮した食の取組の機会の増加などの環境整備を目的としています。

## QOL

Quality Of Life の略です。一人ひとりの人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことです。日常生活の中で、人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかなど、必要とされる満足感、幸福感、安定感などを規定する諸要因の質のことです。

## グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において育んできた自然や生活、文化などを、広く都市の人々に開放し、相互の交流や体験を楽しむ滞在型の余暇活動及び農山漁村で楽しむゆとりある休暇のことです。

## さ 行

### 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

佐世保市では、市民が食事や会話といった口腔の機能を最大限に発揮し、豊かで幸せな生活につながることを目指し、「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口（けんこう）生活”」を基本理念とし、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成 24 年 4 月 1 日施行）第 7 条に基づく計画として、『佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画』を策定しました。

### 児童福祉施設における食事の提供ガイド

子どもの健やかな発育・発達を目指し、子どもの食事や食生活を支援することが重要との観点から、食事の提供と食育を一体的な取組とし、栄養管理などを行う際の留意点などについて、平成 22 年 3 月 31 日に厚生労働省から公表されました。

### 授乳・離乳の支援ガイド

授乳期・離乳期が母子の健康にとって極めて重要な時期であるため、授乳・離乳をとおして、母子の健康維持とともに、健やかな親子関係の形成や、子どもの成長・発達への支援をねらいとして、平成 19 年 3 月 14 日に厚生労働省が策定したものです。

## 食育ガイド

国民一人ひとりが日々の生活において食育に関する取組が実践できるよう、世代区分などに応じた具体的な取組を提示するもので、内閣府が平成24年5月に公表したガイドラインのことで。

## 食事バランスガイド

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針（平成12年3月）」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により作成されたものです。食事の基本を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

なお、長崎県においては、県内の食材や郷土料理を取り入れ、県民に親しみをもって活用されることを目的に、長崎県版バランスガイドを平成18年に作成しています。



## 食生活改善推進員

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を約20時間修了した者のことです。市民の健康づくりへの支援について、各地域などにおいて、食に関するボランティア活動を行っています。

## 食生活指針

国民の健康増進や生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活において国民一人ひとりが具体的に実践できる10項目からなる目標のことで。平成12年に農林水産省、文部省（当時）、厚生労働省により策定されたものです。

## 食の簡便化・外部化

社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、調理・後片付けなどの食に関わる家事労働の手間や、それに費やす時間をできるだけ簡略化する状態のことです。

このことにより、家庭内での食事づくりなどの調理を外部（飲食店などでの外食や総菜店などでの弁当や調理済み食品の利用）に依存する傾向を総称して「外部化」といいます。

## 食品衛生法

飲食によって生じる危害の発生を防止するための法律のことです。所管は厚生労働省と消費者庁になります。食品と添加物、器具容器の規格・表示・検査などの原則を定めています。

## 食品表示法

平成27年4月1日公布されました。書簡は消費者庁です。食品を摂取する際、安全性や消費者の自主性を考慮し、目的に合った食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する制度を一つにまとめた法律です。

## 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず捨てられる食品のことです。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因です。

## た 行

## 低栄養

摂食・咀嚼・嚥下機能や消化吸収機能の低下、運動機能の低下による消費エネルギーの減少（空腹感の欠如）などにより、食事摂取量が減少し、エネルギーやタンパク質の摂取量が不足しがちになることです。

低栄養の結果、免疫力の低下、転倒の危険性が増すなどのリスクが増大し、生活自立度の低下や介護の必要性が高まることなどが指摘されています。

## 特定健康診査・特定保健指導

平成20年4月から始まった40歳から74歳までの公的医療保険加入者全員を対象にした保健制度のことです。腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値（腹囲\*男性85cm、女性90cm以上、または、BMI25）以上の場合、さらに血糖、血清脂質、血圧、喫煙習慣などの有無から、積極的支援や動機付け支援などによる保健指導を受け

ることになります。

### **特定給食施設指導**

健康増進法第22条及び第24条第1項並びに佐世保市健康増進法施行細則第5条及び第8条の規定に基づき、栄養指導員が、特定給食施設（継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供）及び特定給食施設でない（継続的に1回20食以上または1日50食以上の食事を提供）ものの設置者に対し、栄養管理などにおける指導及び助言を行います。このことにより、利用者の栄養状態の改善や健康増進に寄与することを目的としています。

な 行

### **中食**

家庭外で調理された総菜や弁当類などを購入し、家庭の食卓で利用する食生活の形態のことです。レストランなどでの外食と家庭での料理（内食）との中間にある概念として位置づけられています。

### **妊産婦のための食生活指針**

妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向け、何をどれだけ食べたらよいかをわかりやすく伝えるための指針のことで、平成18年2月1日に厚生労働省により策定されたものです。

妊娠期の母子の健康確保のために、妊婦一人ひとりの体格に応じた適切な体重増加量が確保できるような目安についての内容などが盛り込まれています。

は 行

### **8020運動**

80歳で20本以上の自分の歯を保つことで豊かな人生を送ることを目的とした運動のことで、厚生労働省や日本歯科医師会が推進しています。20本以上の歯を持つ高齢者は支障なく食べものをかむことができ、また、20本未満の人に比べて、活動的で、寝たきりとなることも少ないなど多くの報告があります。

### **早寝・早起き・朝ごはん**

子どもたちが健やかに成長していくための適切な運動、調和のとれた食事、十分な睡眠という基礎的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を目指すためのキャッチフレーズのことです。平成18年4月24日には、この運動に賛同する100を超える個人や

団体（PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界など）からなる「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立されました。官民が一体となって「子どもの生活リズムの向上」や「応援する社会の仕組み」ができることを目指し活動を進めています。

## BMI

Body Mass Index の略で成人の体格指数として用いられています。体重と身長の関係から算出した肥満度を表す指標のことです。体重（kg）÷【身長（m）×身長（m）】で表されます。

総死亡率が最も低かった BMI の範囲を考慮し、年齢によって BMI の「標準体重」の範囲は違います。

年齢（歳）	総死亡率が最も低かった BMI
18～49	18.5～24.9
50～69	20～24.9
70以上	22.5～27.4

## ブルーツーリズム

漁村滞在型余暇活動の通称であり、島や沿海部の漁村に滞在し、漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察などをおして心と体をリフレッシュさせる余暇活動です。海に特化したエコツーリズムの一形態と捉えることができます。

## 保育所保育指針

保育所における保育内容やこれに関連する運営などについて定めた指針のことです。保育所保育のガイドラインとして制定されていた保育指針が、厚生労働大臣が定める告示となり、児童福祉施設最低基準第35条の規定に基づき、遵守すべき法令として平成21年3月28日に示されました。

## 保育所における食事の提供ガイドライン

平成24年3月、厚生労働省が、子どもの心身の健やかな成長、保育の質の向上のため、保育所の食事の提供の形態が外部委託や外部搬入など多様化してきていることを考慮し、現状と課題を明らかにして、保育所における食事をより豊かなものにしていくよう検討する際の参考にするために作成されたものです。

## 保育所・認定こども園における「食事の提供に係る業務」実施要領

保育機関における食事の提供が適正かつ円滑に実施されるよう具体的な基準を示し、効果を高めるとともに食育の円滑な推進を図ることを目的に、長崎県で策定されたもの

です。最新は平成28年1月に策定されています。

## や 行

### 幼稚園教育要領

全国で一定の教育水準を確保するために幼稚園教育の目的、目標やねらいなどを定めた基準のことです。平成20年3月28日に学校教育法施行規則が改正されるとともに、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領とともに文部科学省から公示されたものです。今回の改定で、新たに「先生や友達と食べることを楽しむこと」など食育に関する記述が充実されました。

### 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

平成26年12月、内閣府・文部科学省・厚生労働省が、子育てを巡る課題の解決を目指す「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を定めたものです。

## ら 行

### リスクコミュニケーション

リスク評価やリスク管理の各過程や決定にあたって留意すべき点や考慮すべき事項について、消費者、食品関連事業者、専門家及び行政などの間で相互に意見や情報を交換することです。また、制度の円滑な実施に努めるとともに、正確な情報について意思の疎通や共有化を図ることです。

### ロコモティブシンドローム

運動器のしょう害のために、要介護や、その危険性の高い状態のことです。骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、暮らしの中の自立度が低下し、寝たきりや介護が必要になる可能性が高くなります。

○食育基本法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな

緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。  
(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連

携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する

研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

## 佐世保市食育推進会議条例

平成18年3月27日

条例第17号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第18条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(意見の聴取)

第8条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略